神戸大学学報

No. 283

1980．4 庶務部庶務課発行

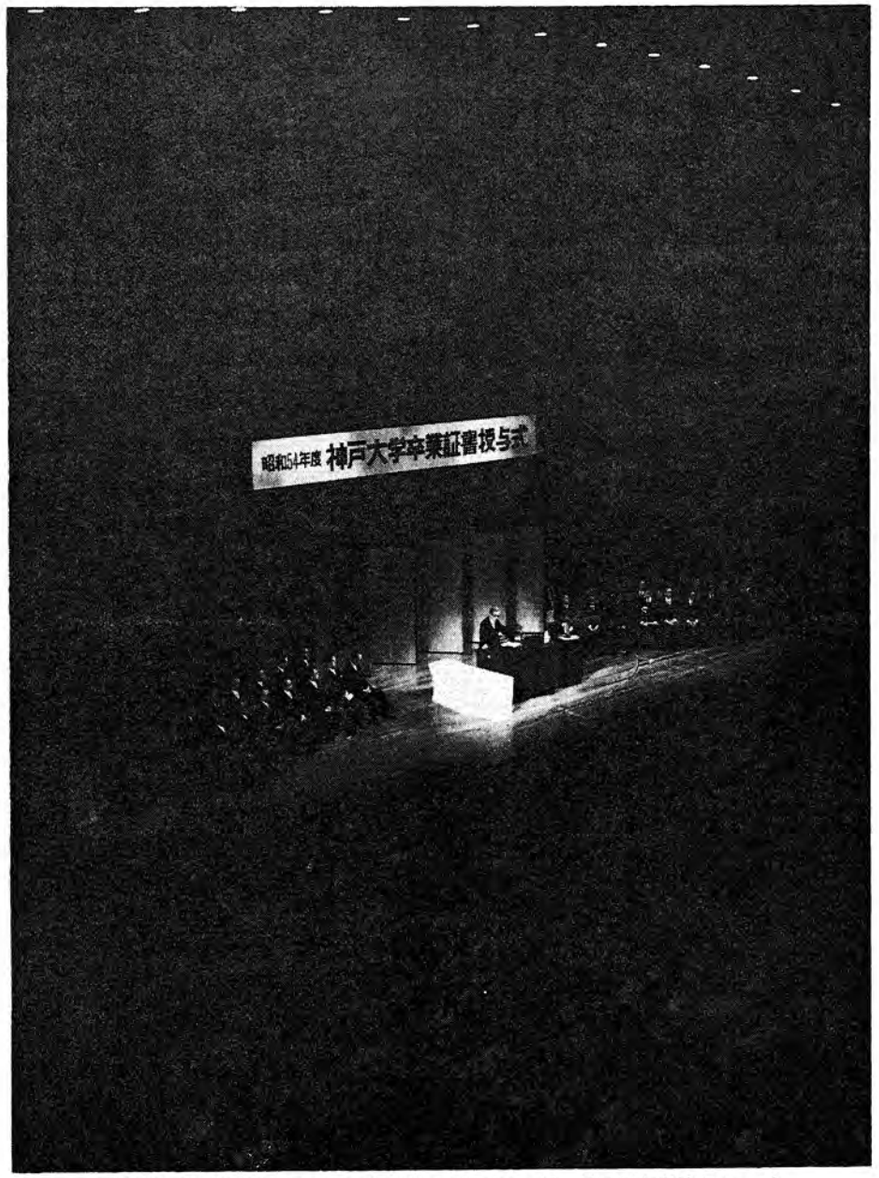

≪昭和54年度卒業証書授与式≫ 昭和55年3月25日（於，神戸国際会館大ホール）

（目次は38ページに掲載）

昭和54年度　卒業証書授与式式辞

学長　須田　勇

神戸大学は，ここに男子1,591名，女子486名，計2,077名の新学士と養護教諭特別別科修了者35名を社会に送り出しました。本日，名誉教授の先生方，各学部同窓会などの代表の方々を来賓として迎え，部局長，教職員ご臨席のもとに卒業式を挙行し，卒業証書をお渡しすることができましたことは，大学として最大の慶びでございます。

卒業を契機に，大学生活をふりかえって，自分の姿を確かめ，社会人としての出発の原点としてほしいと思います。そのために，昭和52年に行った学生生活実態調査アンケートに基づき，大学進学の目的と大学で習得・経験したことがらなどについて述べてみます。

大学進学の目的を，50〜60%の人が「専門知識・技術の習得」「教養や視野の拡大」においていますが，5段階評価の上位2段階に属する人を目的達成とみますと，在学中の知識・教養の習得は，わずか15〜18%にしかなりません。しかし，「自分の考えが持てるようになり」「個性を伸ばし」，「自分をはっきり表現できるようになった」という者は30〜50%あります。これは，大学が本来，知識・技術の習得を第1の目標とはせず，知識を習得する過程で知性の涵養を指向していることを考えれば，一応，教育目標は達せられているものといえましょう。進学目的に「就職に有利」，「学生生活をエンジョイする」が，ともに17%ありますが，大学生活における不安の最大のものが就職に関することで，医学部を除いて60%という大きな数字を示し，東大の25%と比較すると本学との隔たりがありすぎるように思えます。恋愛・異性・孤独についての悩みは両大学生のあいだに違いはありません。大学生活の行動面では，自由時間の享受63%，友人との深い友情が50%あるのに，教授との個人的接触社会活動への参加は10%であり，東大で深い友情を選んだ者が神大より少なく38%であることは両校の違いといえます。いま，こうして就職希望がほとんど満たされた現在，「まあまあ」を加えると80%を越えるこの「深い友情」こそ，皆さんにとって何ものにも代えがたい至宝でありましょう。大学生活の中で最も多く否定的な回答がなされたのは，「授業以外の教官との接解の機会」で，全体の80%もの人びとが望んでいるのにかかわらず，希望がかなえられないと答えた者が60%近くもあることです。これは，大学としては大きな課題です。

このように，大学生活において，教師の個性と学識によって体系化された独自の知識との出会いによって，皆さんは，持っていた資質を自己の責任において開花させることができました。しかし，皆さんを待ちうけている社会は，現在，容易ならぬ情況にあることはご承知のとおりです。<80年代への……>という展望が氾濫していた昨年末，アフガニスタンで起こったクーデターは，それが70年代から80年代へまさに移行しようとしていたときであるだけに，極めて象徴的であり，未来への不気味な予感を抱かせるものでした。

一方，わが国では，皆さんを到来必至の高齢化社会の担い手として待ちうけています。60歳定年，やがて65歳定年は時の流れでありましょうから，それは企業の負担を増し，日本式労働慣行に大きな影響を及ぼし，雇用管理の改変はこれまた必至の情況として皆さんを巻きこんでいくでありましょう。さらに，電気・ガスの大幅な値上げ，これを追う公共料金の値上げは，私達の生活にも研究室や企業での出費にも深くかかわってきます。こういう情況のときに，さきに述べました平均的神大生として，あまり打算的でも，勇猛でもなく，真面目で，やや神経質な皆さんを送り出すのは一抹の不安を覚えます。

私ができることは，せいぜい，「明日はどうなっているだろうか」と問うのではなく，「明日をつくるために，今日いかに取り組まねばならないか」を問うべきであるという指摘くらいなものです。現在が，確信なき時代であり，予測困難な<激動の時代>であるとするならば，現前の事態に目を向け，これと取り組むためには，実感をもって生きてきた70年代とはどういう時代であったのかを概観しておくことが必要でしょう。

技術革新と両極体制により予測可能性に支えられた高度成長の時代であった60年代が，環境問題をきっかけとして，全盛を極めた成長の限界が見えはじめて，70年代へと移って行きました。その70年代は，やっと支えられていた戦後世界の枠組みが，それを維持しようとの努力にもかかわらず，つぎつぎに崩れていき，第3，第4世界の出現による多極化を背景に，<崩壊と多極化の時代>の様相をますます明確にしながら，デタント政策を一挙に葬り，80年代へと突入したわけです。この確信のもてない，予断の許せない崩壊の70年代を，あの石油ショックでさえ，日本は何かソフトに受けて通ったように私には思えてなりません。それは，私が政治や経済に暗いからということもありましょう。しかし，もっと日本的なものの存在を感じます。それは，この崩壊の時代に，日本では，古代史・遺跡発掘のブームがあり，思想や古典や美術の見直しなど，日本文化の持つ価値体系の再評価が，西欧文化の合理性や機能性を否定することなく行われ，多元的な文化が庶民の生活の中に浸透してきたように思えるからなのです。これは，<激動・多次元の時代>の日本人的受容の一端を示すものであり，二重性を本質として，いずれか一方にのみは立ちにくい，古来から継承してきた，日本人の精神構造の強靱さによるものではないかと考えられます。そうであるならば，我々のもつこの二重性を本質的なものと考え，知性についても，論理と非論理，西欧と東洋に対し，つねに二重の異邦人として振る舞うべきではないかと考えます。

70年代には，産業社会は大規模生産がピークに達し，物量より生活の質の向上をめざすようになり，大学でも大衆化から質的充実が志向されました。60年代から70年代へかけて見られたような，出来あがった組織体が既定の路線に沿って走るには，「何を学んだかは期待しない」で，人柄とか，意欲とか，バランス能力を基調とした柔軟な適応性が求められた時代もありました。しかし，80年代には，日本の産業社会には数々の困難が集積されていくことが想像されます。そして，質的向上を目指す時代には，何かを深く学び，その専門を通じて，西欧流の二者択一原理に拠らず，多次元関係の中で情報を収集し，個性的な実行が求められてくるでありましょう。このとき，アンケートに見られたような，専門知識の習得の低さに私は危惧を感じます。皆さんは，卒業を機に，各人の属する職業集団が持つ指導原理を発見し，これによる教育の場を自ら創出し，まず何よりも個性的な専門を確立してください。大学での教育は，言語による論理的な表現が求められましたが，社会での教育では，自ら確立した専門による現実の評価に始まり，これを行為として表出しなければなりません。そうした教育を生活することが，皆さんにとっての<80年代の多次元の激動>に耐える場となりましょう。

豊かな人生を健やかに生きてください。本当に卒業おめでとう。ご清聴感謝します。

なお，お手元の卒業証書は，本年から本学教育学部にお願いして，生きた文字で書いていただいたものです。誇りをもってお受けください。

（昭和55年3月25日　於，国際会館）

答　　辞

神戸大学第28回卒業生代表
経営学部　山　田　健　一

栄ある卒業式にあたり，卒業生一同を代表して一言御挨拶申し上げます。

長く厳しかった冬も去り六甲の樹々も新芽をふくらませ，そこかしこに新しい生命の息吹が感じられるこの佳き日に，学長先生はじめ諸先生，職員の方々並びに御来賓各位の御臨席のもとに，かくも盛大なる卒業の式典を催して頂き卒業生一同感謝の気持ちでいっぱいです。更に只今は，学長先生から暖かな激励の御言葉を頂き感謝に耐えません。

憶えば私達が，様々な期待と希望に胸をふくらませてあの坂道を登り，神戸大学の門をくぐりましてから，はや4年の歳月が流れました。私達一人一人にとって，この4年間は，自由に欲する学問を究め，学友との交流を深め得た貴重な日々でした。

講義やゼミナールを通して高度の専門知識を学び得たのみでなく，教室の外でも，旅行，コンパ，スポーツなどを通し，諸先生方や学友と直接人間としての触れ合いを交す，得がたい機会にも恵まれました。また，クラブ活動や，その他の課外活動に参加することによって，学部の垣根を越えて，広く多くの友人を得ることができました。

これらはすべて私達にとって大きな財産となっています。この4年間の楽しい思い出と経験は，山上から見た美しい夜景とともに，いつまでも私達の胸の奥深くきざみ込まれ，終生心の糧となることと信じます。

80年代は不透明な時代であり予測困難な激動の時代であるといわれています。

エネルギー，インフレ，貿易摩擦など，どれ1つをとっても解決困難な問題が山積みしている厳しい時代でもあります。

こうした時代に向かって今私達ははばたこうとしています。これから，私達は神戸大学の卒業生としての誇りと社会人としての責任の十分な自覚を持って，来るべき社会の理想像を模索し，その建設のために力をつくす覚悟であります。

終りに，わが神戸大学のますますの発展と学長先生はじめ諸先生方，職員の皆様並びに御来賓各位の御健勝を心から祈念すると共に，後輩諸君の一層の活躍を期待して御礼のことばといたします。

（昭和55年3月25日）

昭和54年度　大学院修士学位記・専攻科修了証書授与式式辞

学　長　須　田　　勇

各研究科長，学生部長，局長，教職員ご臨席のもとで，皆さまに学位記をお渡しすることができましたことは，大変光栄に思います。

皆さんは，いま，社会に出ていかれますが，修士課程を修められたことの意味は，現在は大変大きなものがあると思われます。それはご承知のように，高齢化社会の到来は必至ですし，そのために，定年制が60歳から65歳になることは時の流れであり，そうなれば，従来のような日本式労働管理は，当然変わってくることが考えられます。さらに，物価上昇が目前に迫っております。これは，個人の生活もさることながら，大学・企業にも，大きな影響を与えずにはおきません。また，もう一つ，70年代は，生産はおよそピークに達し，量から質への転換の時代へと変わりました。これは大学についても同様で，高等教育の将来展望としては，従来の量をいかにして，質の向上に変えるかということが課題となったのです。

このように，労働管理に変化がおこり，量から質への変換の時に，社会へ出ていくには，単に一般的な知識を広く持っていることだけでは足りません。学部段階では，将来どの方向に向いても，それの基礎になるようなことをしっかり勉学なさったと思います。そういう基礎があって修士課程での各専攻の先生方と一対一の形で，それぞれの教室の特徴とするところに深く入られたのだと思います。この学問の深化ということを体験され，それによって初めて学問の広さと深さを実感されたことと思います。この経験が大変貴重なもので，自分の限界に，いい意味でも悪い意味でも気がついてくるわけです。おそらくそこで皆さん方は，研究をするための方略，あるいは研究を展望するための基盤を充分に固められたと思います。そのようにして，専門領域が確立した時に初めて，その専門領域の周辺にある学問，あるいは非常に遠い学問をも理解することができるようになります。

いろいろなものをただ学んでいただけでは，目移りがするだけですが，皆さんには中心ができたわけですから，いずれの場に臨んでも，その先を広くも深くも研鑽なさることができましょうし，そのことが皆さんに対して，社会から一番望まれていることなのです。そういう意味で，皆さんは学際化の担い手にも，あるいは学問の深化の担い手にもなり得ましょう。それはこれからの皆さんの選択にゆだねられています。こういう人を求めている時期が80年代なのです。

振り返ってみますと，60年代は高度成長の時代で，組織ができあがっており，さらに企業や研究の方向も決まってしまっていた時代でした。このような予測可能な60年代の高度成長は，70年代の初めにでてきた環境問題によってその限界に達しました。そして70年代には，戦後のいろいろな枠組み，体制が崩れていき，国際関係にも多極化が起こっている時に，アフガニスタンにクーデターが起こり，緩和政策に対する大きな警鐘がならされたわけです。これは，80年代が今までとちがった様相を呈してくることを予言したものでありましょう。それに先ほど申しましたような日本での特別な状況が加味されてくるわけです。

きのうも卒業式で申したのですが，そして，これは私だけの感じかもしれませんが，石油ショックにしても，70年代のいろんな激変にしても，外電の伝えるところと比べて，日本人は非常にソ

フトに受けとめたように思えるのです。

私の目につきましたのは，その時に日本では古代史ブームとでもいいますか，どの本屋に行っても古代史の本が氾濫していました。また実際，学童から老人まで遺跡の発掘に目を向け，それはまた輝やかしい成果がいくつも出てきました。それによって古代に対する評価，あるいは美術，歴史，古代思想などに対して神秘を求めての関心に拍車がかけられました。人々の生活そのものは西欧化され，合理的，機能的に営まれておりますし，ものの考え方の論理は西欧流がたてまえです。

皆さん方が論文をお書きになるときは，日本的な，なんとなく神秘的な形ではなく，西欧流の理論体系に従って，あるいは科学の方法に基づいて考えをまとめてこられたはずです。しかし，一方に神秘性をゆるす面が身近にありまして，それをわりあいに抵抗なく，日本人は受け入れるように思えるのです。そして，そういう性格が日本人の特質であると見てもよいのではないか，つまり，二つのものをどちらかを否定しないで，あるいは止揚しないで，これを双方とも受け入れていく，こういう形が我々の精神構造にはあるのではないかと私には思えるのです。これは推測でもあるのですが，確証もあります。それは，この20年くらいの間に，人間についての神経学の進歩があったからです。そこでの具体的な基盤もあり，反証可能な実験事実をもとにして考えてみますと，今まで漠然と言われていたことが科学的にわかる面がたくさん出てきたのでした。

いま，詩人がおりまして詩をつくる，この人が，左の脳がおかされますと言葉を失います。この人の右の脳がおかされますと，ふつうの言語生活には何ら差し支えないのに，詩が作れなくなります。すなわち，我々の日常生活での会話は，表出の手段ではありますが，詩をつくる本質的ななにものかを欠いています。詩をつくるには，今申しましたように，ふつうの言語活動には関係のない右側の脳で，なにかある状態が起こって，それが言語表現になって出てくることが必要なのです。また，数学者で同じような例があります。数学者で右の脳が破壊されたような場合には，一般の論理的なことには支障がありません。面倒な計算などはできますが，理論をたてるのに一番最初に必要な，全体を見とおしたインスピレーションが湧かなくなってしまいます。すなわち，独創性のない"数学者"が右の脳の障害によってできてしまいます。さらにまた，芸術活動のような創造的な活動には，言葉を持っていない方の脳が，死命を制していることが次第にわかってきたのです。右の脳はふつうにいう論理を持ちませんが，独創的に論理を展開するには，その働きが必要なのです。ところが，右の脳は言葉を持っておりませんから，本質的に言葉では表現できないのです。これは造型的に表現するとか，なにか違った形で表現せざるを得ないのです。我々の脳は，このように左右の分化が非常にはっきりしているので，もし左右の脳の結合が病気のために離断されてしまいますと，たとえば，パン買いに行ってパンを右手（左の脳）で受けとって，左手（右の脳）でかえすというようなことがおこります。しかし，返す理由は言葉では言えません。答を強いれば，黙るか作話をしてしまいます。我々に，論理なしの行動がおこっても不思議はないのです。こういうことは別に日本人と外国人と違うわけではありません。ですから，それによって，さっき申しましたような日本人の二重性を説明するわけにはゆきません。

それでは，日本人がさっき申しましたように，二重の精神構造を持ちうる何かの理由があるのでしょうか。それは，日本人に特有なものとしての言葉でないかと考えるのです。我われの言語生活には"かな"と"漢字"があり，漢字には"おん"と"くん"があります。それで，日本人は不思議な病気になることがあります。外国人ではそういう症状を見出すことは難しいのですが，日本人ですと簡単に発見できるのです。うちの医学部の山鳥先生が発表しておられます例を申しあげてみます。"日本が最大のインフレ国"という新聞の見出しが読めなくなった人の観察です。どう読めなくなるかといいますと，かなが全部読めなくなるのです。しかし，漢字の方はなんとなく読めます。"日本"という字はすぐ正しく読めます。そして"最大"という字は，おずおずと，「これは"サイダイ"と読むんでしょうか」というように答えます。そして最後のインフレ国の"国"という字は"くに"と読んでしまいます。音ではなく，意味で"国"を理解してしまうのです。この人の症状をみますと，自分からは字が書けないし，書き取りもできない，しかし，書いてある文章を見て書くことはできるが，それを読むことはできない……こういうことから，外国語のような表音文字と日本語の漢字のような表意文字とは，脳の中で異なったシステムで処理されていることが判ります。この患者のような場合に，たとえば"森"という漢字を見せると，考えて"山"と返事をしたり，"学校"という字を見せると"教室"と答えたりします。これは，語の連想ではないらしいのです。"森"という字から，なにか視覚的なイメージがでてくる，そのイメージの中のどれかをとって"山"というふうに答えてしまうらしいのです。こういう現象は外国人にないわけではないのですが，日本人が漢字を見たときほど簡単に横文字からは視覚映像は出てこないのです。横文字は一度，聴覚映像，つまり音になおさないと意味が判らないのです。こういう手続きなしに，漢字を見て，それが持っている意味を把握することができるというのは，日本人が使っている国語に由来するもので，この点が他の国とは違っているところなのです。

言葉は論理的にものを考えるしくみですが，その底流が日本人と外国人ではちがっています。西欧型では，見た文字あるいは情景などを，一度聴覚映像にしないと意味の理解ができないのですが，日本人の場合には，聴覚映像なしに，ということは言葉なしに，その意味を理解してしまうことができるのです。これは，長い日本の文化が我々の体の中に残した大きな遺産だと思います。こういうことが，さきほど申しました左の脳と右の脳との基本的な関係と結びついて，日本人には，必ずしも二つのことがらを止揚したり，二者択一しなくても，二つをそのまま把握することのできる特殊性が，私どもの本質にあるのではないかと想像されてくるのです。それで，日本人には論理と非論理が共存できるし，二つの異なった，あるいはあい反するものを，どちらも生かして平気でいられるのでしょう。これは，ある意味ではどちらでもないのです。こちらに対しても異邦人だし，あちらに対しても異邦人だという，そういう"二重の異邦人"でいられる性格が日本人にはあるのではないでしょうか……。もし，そうだとするならば，その性格は，大いに伸ばし，使うべきではないかと思うのです。すなわち，映像と言語（論理）を直接，同時に把握することができるというその才能，その能力は日本人が一番優れているのではないか……。ですから，皆さま方が，これから何かを考えようとする時に，このイメージでものを考えるということ，それを言葉にならぬ背景として，これに重ねて論理的に結論をだすという日本人の特性を十分に活かしていただきたいと思うのです。

昨日の卒業式では結論だけを申し上げたのです。学問をやってこられた皆さんには，結論だけでは失礼だと思い，思考の経緯を申し述べて，はなむけの言葉といたした次第です。どうぞ，これからはなんといっても健康に気を配って，健やかに，そして豊かな人生をお送り下さい。

（昭和55年3月16日　於，学生会館6階）

答　　辞

神戸大学大学院修了者代表
経済学研究科　堀　井　　覚

今日，科学文明への懐疑として，あるいは未来の展望に対する理論の無力感として科学への不信感がうずまいています。60年代から70年代にかけて大学のあり方が問われたとすれば，70年代から80年代にかけては学問研究そのものの意義，価値が問われていると言えるのではないでしょうか。

我々は今ここに大学院の課程を修了し，新たに様々の分野で更に研究活動の歩みを進めるにあたり，真理の探求という目標そのものへの不信感に安易に妥協し，迎合することはできません。しかし，そうした状況の背後にある現実の社会と現在の学問研究との一種の緊張関係を等閑視するべきではないと思われます。こうした学問と社会の緊張関係は学問の細分化，個々の領域での発展の不均等性，そして科学の全体像として示すことの不充分性に一因を持っていると思われます。研究活動は個々人の営為から成立していますが，個人の営為にとどまり，自己満足に終ってはならないと思います。個々の専門領域での深化発展はもちろんのこと，それを全体の中に位置づけ，全体像としてまとめた社会に還元する集団的営為が求められており，また模索されています。我々はこうした認識に立ち，自己の専門分野における真理追求の努力とともに，人類の真理探求の永遠の道程の中での自己の位置を見失なわない広い見識に立つべく研究活動を一歩一歩進めていきたいと思います。

最後になりましたが，大学院での研究生活を通して暖かい御指導をして下さった諸先生方，日頃お世話になりました職員の皆様への心よりの感謝を述べて挨拶とします。

（昭和55年3月26日）

学生会館6階ホールにて

法　　令

◇法　律

法律第14号　国立学校設置法の一部を改正する等の法律　(55．3．31官報)

◇政　令

政令第29号　国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令　(55．3．31官報)

政令第46号　国立大学の大学院に置く研究科の名称及び課程を定める政令の一部を改正する政令　(55．3．31官報)

政令第48号　国立大学の附属の学校に関する政令の一部を改正する政令　(55．3．31官報)

◇省　令

大蔵省令第8号　国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令　(55．3．11官報)

文部省令第5号　国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令　(55．3．31官報)

文部省令第6号　国立大学の学科及び課程並びに講座及び学科目に関する省令の一部を改正する省令　(55．3．31官報)

文部省令第10号　文部省定員規則の一部を改正する省令　(55．3．31官報)

◇規　則

人事院規則9—1　非常勤職員の給与の一部を改正する規則　(55．3．31官報)

人事院規則10—7　女子職員及び年少職員の健康，安全及び福祉の一部を改正する規則　(55．3．31官報)

人事院規則16—0　職員の災害補償の一部を改正する規則　(55．3．31官報)

人事院規則16—3　災害を受けた職員の福祉施設の一部を改正する規則　(55．3．31官報)

人事院規則16—4　補償及び福祉施設の実施の一部を改正する規則　(55．3．31官報)

学内規則

◇神戸大学学則の一部を改正する学則

◇神戸大学学位規程の一部を改正する規程

◇神戸大学事務局・学生部事務分掌規程の一部を改正する規程

◇神戸大学における出納官吏の任命等に関する規程等の一部を改正する規程

◇神戸大学会計監査規程

◇神戸大学前渡資金取扱規程を廃止する規程

◇神戸大学文学部規則の一部を改正する規則

◇神戸大学大学院文学研究科規則

◇神戸大学大学院文学研究科委員会規則

◇神戸大学教育学部規則の一部を改正する規則

◇神戸大学理学部規程の一部を改正する規程

◇神戸大学大学院理学研究科規則

◇神戸大学大学院理学研究科委員会規則

◇神戸大学大学院理学研究科修士課程委員会規則

◇神戸大学大学院理学研究科博士課程委員会規則

◇神戸大学大学院医学研究科規則

◇神戸大学学位規程医学研究科細則の一部を改正する細則

◇神戸大学工学部規則の一部を改正する規則

◇神戸大学大学院工学研究科規則の一部を改正する規則

◇神戸大学大学院工学研究科委員会規則の一部を改正する規則

◇神戸大学大学院工学研究科修士課程委員会規則の一部を改正する規則

◇神戸大学大学院工学研究科博士課程委員会規則の一部を改正する規則

◇神戸大学農学部規則の一部を改正する規則

◇神戸大学大学院農学研究科規則の一部を改正する規則

◇神戸大学大学院文化学研究科規則

◇神戸大学大学院文化学研究科委員会規則

（上記規則等は本号39ページ以降に掲載）

人　事

◇異　動

所属部局官職	氏名	発令月日	異動内容（異動前の所属官職）
事務局			
〔庶務部〕			
庶務部長事務取扱	藤森七郎	4.1	命（事務局長）
	安田稲男	〃	出向〔総理府日本学術会議事務局学術部長〕（部長）
（庶務課）			
課長	十川和正	〃	配置換（弘前大学庶務部庶務課長）
	小杉宏	〃	昇任〔宮崎医科大学教務部長〕（課長）
大学院掛長	平井孝行	〃	〃（学術主任）
法規主任	中川寛	〃	〃（医学部文部事務官）
学術主任	井上正	〃	配置換（人事課給与主任）
文部事務官	中西亮子	〃	採用
〃	甲俊章	〃	併任（理学部文部事務官）
〃	東善和	〃	〃（工学部〃）
〃	種田好宏	〃	〃（農学部〃）
（人事課）			
職員主任	永井康夫	〃	配置換（教養部庶務主任）
福祉主任	坂千秋	〃	〃（経済学部庶務主任）
文部事務官	木村功	〃	採用
〔経理部〕			
部長	奥野茂良	〃	配置換（千葉大学経理部長）
	森達博	〃	辞職（部長）
（主計課）			
管財主任	米田啓一	〃	昇任（文部事務官）
	谷口公雄	〃	出向〔兵庫教育大学会計課管財係長〕（管財主任）
文部事務官	角本幹雄	〃	配置換（教育学部文部事務官）
〃	網野啓吾	〃	〃（法学部〃）
（経理課）			
課長	大森清二	〃	〃（静岡大学経理部経理課長）
	渡部新一	4.1	配置換〔長岡技術科学大学会計課長〕（課長）
用度主任	西垣定友	〃	〃（経済学部会計主任）
文部事務官	二杉博隆	〃	〃（主計課文部事務官）
〃	辻井博文	〃	〃（経済経営研究所〃）
〃	西山衛	〃	〃（医学部附属病院医事課〃）
	中西亮子	3.30	3月29日限り退職（事務補佐員）
〔施設部〕			
（設備課）			
課長	井内敏雄	4.1	昇任（高松工事事務所専門職員）
	田村寅雄	〃	配置換〔徳島大学施設部設備課長〕（課長）
学生部			
（学生課）			
課長補佐	岡田実雄	4.1	配置換（厚生課課長補佐）
	矢取勝海	〃	昇任〔高知医科大学学生課長〕（課長補佐）
学生掛長	藤本英樹	〃	配置換（法学部第二課程掛長）
課外活動掛長	唐津功	〃	〃（学生掛長）
	吉田利一	〃	辞職（学生会館掛長）
学生主任	山本正雄	〃	配置換（学生会館主任）
課外活動主任	須原潔	〃	〃（学生主任）
文部事務官	中井啓介	〃	〃（工学部文部事務官）
事務補佐員	木村明子	〃	採用
	吉田紀子	3.15	辞職（事務補佐員）
（厚生課）			
課長補佐	橋本英雄	4.1	配置換（教育学部事務長補佐）
作業員	武田恵美子	〃	採用
（入学主幹付）			
教務主任	徳田朝彦	〃	配置換（理学部教務学生主任）
法学部第二課程掛長	藤本英喜	〃	併任解除（文部事務官）
	武田恵美子	3.30	3月29日限り退職（事務補佐員）

保健管理センター			
	青木菊恵	4.1	辞職（看護婦）
	志茂育子	3.30	3月29日限り退職（事務補佐員）
文学部			
	寺田建比古	4.2	4月1日限り停年退職（教授）
	毛利久	〃	〃（〃）
	金沢実	〃	〃（〃）
助教授	鈴木正幸	4.1	配置換（教養部助教授）
事務長	堀井健一	〃	〃（人事課課長補佐）
	楠照子	〃	辞職（教務学生主任）
文部事務官	藤原昭彦	〃	採用
	宮崎憲司	〃	併任（附属図書館閲覧課第一運用掛長）
	吉岡紀美子	〃	〃（〃文部事務官）
	湯川典子	〃	〃（〃〃）
事務補佐員	飯井たつ子	〃	採用
教育学部			
教授	恩藤知典	4.1	配置換（国立教育研究所科学教育研究センター地学教育研究室長）
〃	武谷安子	〃	昇任（助教授）
〃	大勝恵一郎	〃	〃（鳥取大学教育学部助教授）
〃	古沢頼雄	〃	採用
	梅宮馨四郎	4.2	4月1日限り停年退職（教授）
	佐守信男	〃	〃（〃）
助教授	魚住和晃	3.16	昇任（講師）
〃	大東義徹	4.1	〃（〃）
〃	白川容子	〃	配置換（徳島大学教育学部助教授）
助手	塚脇淳	〃	採用
事務長補佐	高橋登	〃	昇任（工学部経理掛長）
用度掛長	小山哲男	〃	配置換（附属養護学校事務掛長）
経理主任	筒井信子	〃	昇任（文部事務官）
	高田千鶴子	〃	辞職（教務主任）
文部事務官	磯野定夫	〃	配置換（経営学部文部事務官）
文部事務官	門野義喜	4.1	配置換（厚生課文部事務官）
〃	大中幸子	〃	〃（工学部〃）
〃	川上義秀	〃	採用
	高宮進	4.1	出向〔兵庫教育大学学生課文部事務官〕（文部事務官）
	西分照美	3.29	3月28日限り退職（技術補佐員）
	渡辺恭子	3.28	3月27日限り退職（教務補佐員）
	臼井尚子	3.30	3月29日限り退職（〃）
（附属住吉小学校）			
教諭	北川金秀	〃	採用
〃	多賀一郎	〃	〃
	高橋こずえ	3.31	辞職（教諭）
	森和彦	〃	〃（〃）
（附属住吉中学校）			
教頭	金田斂	4.1	採用
	西川昭史	3.31	辞職（教頭）
教諭	佃みゆき	4.1	採用
〃	山村馨	〃	〃
〃	梅木郁夫	〃	〃
〃	桜井庸	〃	〃
	畠山晴雄	3.31	辞職（教諭）
	岩田恭子	〃	〃（〃）
	牧章司	〃	〃（〃）
	近藤実	〃	〃（〃）
（附属住吉校）			
事務掛長	城谷忠澄	4.1	昇任（人事課福祉主任）
	多木康隆	〃	出向〔兵庫教育大学総務課附属学校事務係長〕（事務掛長）
（附属明石小学校）			
教諭	大辻裕彦	4.1	採用
〃	橋本文男	〃	〃
	中原聡	3.31	辞職（教諭）
	八木啓文	〃	〃（〃）
（附属明石中学校）			
教諭	岩崎慶暉	4.1	採用
	倉橋哲雄	3.31	辞職（教諭）

(附属養護学校)			
教頭	松本秀雄	4.1	採用
	松井重正	3.31	辞職（教頭）
教諭	広石美恵	4.1	職務復帰(育児休業)
〃	足立義和	〃	採用
	畑中稔	3.31	辞職（教諭）
	坊岡美保子	4.1	任期満了（〃）
養護教諭	山本絹子	〃	採用
	山本くに子	3.31	辞職（養護教諭）
事務掛長	小倉源三	4.1	配置換（医学部附属病院総務課附属学校事務掛長）
	水谷清	〃	辞職（作業員）
法学部			
学部長	河本一郎	4.1	併任（教授）
教授	大竹秀男	〃	免（法学部長事務取扱）
〃	浜田富士郎	〃	昇任（助教授）
	増田毅	4.2	4月1日限り停年退職（教授）
	東平好史	4.1	昇任〔愛媛大学法文学部教授〕（助教授）
助手	大泉和代	〃	採用
〃	大西成子	〃	〃
〃	岡田慶子	〃	〃
〃	糟谷聡子	〃	〃
〃	谷川篤子	〃	〃
〃	福岡由美子	〃	〃
〃	藤江千恵	〃	〃
	後藤登美子	3.31	辞職（助手）
	須田加寿子	〃	〃（〃）
	野田和子	〃	〃（〃）
	前田知英子	〃	〃（〃）
	光森真代	〃	〃（〃）
	橋爪貴子	〃	〃（〃）
	小幡和世	〃	〃（〃）
事務長	山本雄三	4.1	配置換（理学部事務長）
第二課程掛長	西山安彦	〃	昇任(第二課程主任)
文部事務官	寺田明	〃	配置換（経理課文部事務官）
〃	木下一郎	〃	〃（学生課〃）

経済学部			
教授	足立英之	4.1	昇任（助教授）
〃	豊田利久	〃	〃（〃）
〃	新庄浩二	〃	〃（〃）
	矢尾次郎	4.2	4月1日限り停年退職（教授）
	水野武	〃	〃（〃）
助手	飯田悦子	4.1	採用
〃	影山容子	〃	〃
〃	黒田祐子	〃	〃
〃	名武昌子	〃	〃
	窪田京子	3.31	辞職（助手）
庶務主任	岡部俊男	4.1	配置換（人事課職員主任）
会計主任	西口順一	〃	〃（医学部附属病院管理課経理主任）
教務主任	原実	4.1	昇任（文部事務官）
第二課程主任	仁尾節子	〃	〃（〃）
文部事務官	堀坂進	〃	配置換（法学部文部事務官）
経営学部			
学部長	海道進	4.1	併任（教授）
教授	田村正紀	〃	昇任（助教授）
助手	出崎晶子	〃	採用
〃	奥中雅子	〃	〃
〃	林佳子	〃	〃
〃	野尻智恵	〃	〃
〃	金井寿宏	〃	〃
〃	荒井好和	〃	〃
	島井範子	3.31	辞職（助手）
	加藤和美	〃	〃（〃）
	横田直子	〃	〃（〃）
	瀬川和	〃	〃（〃）
	岡本よし子	〃	〃（〃）
	橋本恵子	〃	〃（〃）
事務長補佐	江口庸平	4.1	配置換（医学部附属病院管理課課長補佐）
	金谷啓	〃	辞職（事務長補佐）
文部事務官	足立英雄	〃	配置換（農学部文部事務官）
〃	中島貴志	〃	採用

事務補佐員	中谷耕二	4.1	採用
	板橋正	3.22	辞職（事務補佐員）
理学部			
事務長	和田利男	4.1	配置換（附属図書館事務長）
教務学生主任	飯田祥二	〃	昇任（教育学部文部事務官）
	窪田智英	〃	併任（附属図書館閲覧課第二運用掛長）
	野上明美	〃	〃（附属図書館閲覧課文部事務官）
技術補佐員	兵頭政行	〃	採用
	江中史佳	3.15	辞職（技術補佐員）
(附属臨海実験所)			
所長	須田省三	4.1	併任（教授）
医学部			
教授	浦野順文	3.16	昇任（東京大学医学部助教授）
	武田創	4.2	4月1日限り停年退職（教授）
	岡本彰祐	〃	〃（〃）
助教授	山村博平	4.1	昇任（講師）
〃	高橋俊博	〃	〃（〃）
	村松喬	3.16	〃〔鹿児島大学医学部教授〕（助教授）
	西村和夫	3.31	辞職（〃）
	志水雄輔	〃	〃（〃）
講師	溝上国義	4.1	配置換（医学部附属病院講師）
〃	山下克子	〃	昇任（助手）
	内薗久人	3.31	辞職（講師）
助手	杉山大典	4.1	配置換（医学部附属病院助手）
〃	谷口洋	〃	〃（〃）
〃	松村末夫	3.20	復職
〃	山本良二	3.16	採用
〃	赤堀泰一郎	4.1	〃
〃	小西英二	〃	〃
〃	野田真也	〃	〃
〃	奥村修一	〃	〃
〃	吉間英雄	〃	〃
〃	志田力	〃	〃

	大槻真	4.1	休職（助手）
	箸本英吉	〃	〃（〃）
	松村末夫	〃	昇任〔佐賀医科大学医学部助教授〕（助手）
	瀬川進	3.31	辞職（助手）
	長谷川満	〃	〃（〃）
	山本哲郎	〃	〃（〃）
	保科真	〃	〃（〃）
	塩見壮司	〃	〃（〃）
文部事務官	村尾成吾	4.1	配置換（庶務課文部事務官）
	成清末夫	〃	辞職（警務員）
	宮本正己	〃	〃（動物飼育員）
事務補佐員	松本順一	〃	採用
〃	日比万里子	〃	〃
技術補佐員	林千代	〃	〃
	山本良二	3.15	辞職（技術補佐員）
	萩原彰紀	3.30	3月29日限り退職（事務補佐員）
	山口晴代	〃	〃（〃）
	中村昭子	〃	〃（〃）
	大前千恵子	〃	〃（技術補佐員）
(附属臨床検査技師学校)			
校長	上羽康之	4.1	併任（助教授）
医学部附属病院			
講師	山口三千夫	4.1	採用
助手	高木晴幸	〃	〃
〃	裏川公章	〃	〃
〃	田上勇作	〃	〃
〃	丸尾猛	〃	〃
〃	吉田泰昭	〃	〃
〃	保科春美	〃	〃
〃	久野克也	〃	〃
	大路明	3.31	辞職（助手）
	遠藤善則	〃	〃（〃）
	藤原潔	〃	〃（〃）
	藤原克昌	〃	〃（〃）
第二内科外来医長	佐伯進	4.1	命（助手）

医学部助手	大 槻 真	4．1	免（第二内科外来医長）
脳神経外科外来医長	山 口 三千夫	〃	命（講師）
医学部助教授	藤 田 稠 清	〃	免（脳神経外科外来医長）
脳神経外科病棟医長	大 洞 慶 郎	〃	命（助手）
講 師	玉 木 紀 彦	〃	免（脳神経外科病棟医長）
眼科外来医長	井 上 正 則	〃	命（医学部助手）
麻酔科医局長	杉 山 大 典	〃	命（医学部助手）
（中央検査部）			
臨床検査技師	亀 山 文 子	〃	採用
技能補佐員	迫 田 裕 之	〃	〃
〃	中 町 祐 司	〃	〃
〃	三 橋 佳 子	〃	〃
	亀 山 文 子	3.30	3月29日限り退職（技術補佐員）
（中央放射線部）			
診療放射線技師	今 井 方 丈	4．1	採用
技能補佐員	古 東 正 宣	〃	〃
	今 井 方 丈	3.30	3月29日限り退職（技術補佐員）
（中央手術部）			
医療機器操作員	吉 岡 薫	4．1	採用
（薬剤部）			
調剤助手	金 森 純 子	〃	採用
（看護部）			
副看護婦長	池 上 多 喜	〃	昇任（看護婦）
〃	高 瀬 孝 子	〃	〃（〃）
〃	巽 妙 子	〃	〃（〃）
	松 下 タマヨ	〃	辞職（副看護婦長）
	阪 上 ユリエ	〃	〃（〃）
	宮 當 幸 江	3.31	〃（助産婦）
	松 下 静 子	〃	〃（〃）
	角 美 福	〃	〃（〃）
看護婦	福 本 むつ子	4．1	職務復帰（育児休業）
〃	宮 崎 トシ子	〃	〃（〃）
〃	小 野 正 子	〃	転任（大阪大学医学部附属病院看護部看護婦）
〃	寄 能 千 春	〃	採用
〃	大 屋 和 子	〃	〃
〃	中 村 京 子	〃	〃

看護婦	井 上 富 子	4．1	採用
〃	末 松 睦 美	〃	〃
〃	菅 野 幸 枝	〃	〃
〃	宮 下 敏 子	〃	〃
	中 平 絹 子	〃	出向〔大阪大学医学部附属病院看護部看護婦〕（看護婦）
	吾 郷 悦 子	〃	〃〔島根医科大学医学部附属病院看護部看護婦〕（〃）
	吉 田 清 美		〃〔〃〕（〃）
	白 根 喜久美		〃〔〃〕（〃）
	土 江 安由美		〃〔〃〕（〃）
	岡 林 輝 美	3.19	辞職（看護婦）
	横 山 加 代	3.20	〃（〃）
	川 越 泰 代	3.31	〃（〃）
	川 部 多恵子	〃	〃（〃）
	岡 本 妙 子	〃	〃（〃）
	西 脇 和 歌	〃	〃（〃）
	東 雨 寿 恵	〃	〃（〃）
	前 川 京 子	〃	〃（〃）
	加 藤 誓 子	〃	〃（〃）
	緒 方 由美子	〃	〃（〃）
	寺 岡 良里子	〃	〃（〃）
	橘 佳 子	〃	〃（〃）
	小 橋 幸 子	〃	〃（〃）
	石 原 啓 子	〃	〃（〃）
	森 康 子	〃	〃（〃）
	若 松 栄 子	〃	〃（〃）
	赤 井 恵	〃	〃（〃）
	塩 田 照 子	〃	〃（〃）
	中 村 文 子	〃	〃（〃）
	三 谷 照 代	〃	〃（〃）
	上 田 弓 子	〃	〃（〃）
	佐々木 八重子	〃	〃（〃）
	多田羅 弘 美	〃	〃（〃）
	菅 野 幸 枝	〃	〃（〃）
	三 浦 悦 子	〃	〃（〃）
	瀬 尾 て留子	4．1	〃（〃）
准看護婦	平 岡 泉	〃	採用

准看護婦	末 永 香代子	4．1	採用
〃	駒 水 ひろみ	〃	〃
〃	増 田 タヅ子	〃	〃
〃	有 田 清 子	〃	〃
〃	水 谷 奈穂美	〃	〃
〃	中 野 チズ子	〃	〃
看護助手	松 原 経 子	〃	〃
〃	土 井 靖 代	〃	〃
〃	堀 田 美智子	〃	〃
〃	田 中 真由美	〃	〃
〃	今 村 厚 子	〃	〃
〃	粟飯原 恭 子	〃	〃
〃	梶 田 実 鈴	〃	〃
〃	中 川 美 鈴	〃	〃
〃	赤 堀 明 子	〃	〃
〃	藤 原 まきの	〃	〃
〃	西 海 恵 子	〃	〃
〃	小 橋 久美子	〃	〃
〃	磯 本 利 佳	〃	〃
〃	高 木 美智子	〃	〃
〃	国 見 ゆ り	〃	〃
〃	上 総 登 美	〃	〃
〃	川 崎 敬 子	〃	〃
〃	森 本 京 子	〃	〃
〃	山 本 英 子	〃	〃
〃	田 淵 智 美	〃	〃
〃	森 美智子	〃	〃
〃	本 田 美津江	〃	〃
〃	柏 原 貴 子	〃	〃
〃	山 本 規容子	〃	〃
〃	佐 藤 幸 子	〃	〃
〃	後 藤 由美子	〃	〃
〃	岡 本 幸 美	〃	〃
〃	石 野 祐 子	〃	〃
〃	大 畑 由美子	〃	〃
〃	土 江 公 子	〃	〃
〃	大 塚 照 子	〃	〃
〃	小 田 千鶴子	〃	〃

看護助手	西 井 清 子	4．1	採用
〃	上 田 佳代子	〃	〃
〃	西 峪 みゆき	〃	〃
〃	松 崎 稔 子	〃	〃
〃	武 長 愛 子	〃	〃
〃	稲 坂 啓 子	〃	〃
〃	新 川 ウメ子	〃	〃
	能登原 郁 子	3.15	辞職（看護助手）
技能補佐員	高 垣 かづよ	4．1	採用
〃	西 中 和 子	〃	〃
〃	杉 元 美喜子	〃	〃
	新 川 ウメ子	3.30	3月29日限り退職（技能補佐員）
〔事務部〕			
（総務課）			
課 長	土 屋 幸 雄	4．1	配置換（福岡教育大学庶務課長）
	三 吉 貞 人	〃	〃〔岐阜大学庶務部人事課長〕（課長）
附属学校事務掛長	牧 五十治	〃	昇任（庶務主任）
庶務主任	荒 川 道 雄	〃	〃（文学部文部事務官）
文部事務官	北 村 浩 司	〃	採用
	松 本 隆 明	〃	出向〔兵庫教育大学総務課文部事務官〕（文部事務官）
（管理課）			
課 長	門 田 稔	〃	配置換（九州大学医学部附属病院管理課長）
	岸 山 保 澄	〃	〃〔東京芸術大学会計課長〕（課長）
課長補佐	島 野 進	〃	昇任（経理掛長）
経理掛長	池 田 照 政	〃	配置換（用度掛長）
用度掛長	高 木 一 成	〃	〃（医事課収入掛長）
照査主任	西 堂 博 和	〃	〃（経済経営研究所会計主任）
経理主任	江 本 一 行	〃	昇任（文部事務官）
文部事務官	鍛 治 正 観	〃	配置換（経理課文部事務官）
〃	寺 田 高 史	〃	〃（工学部〃）
〃	和 田 健 志	〃	採用
	上 井 隆	〃	出向〔兵庫教育大学会計課文部事務官〕（文部事務官）

	高井　進	4．1	出向〔兵庫教育大学会計課文部事務官〕（文部事務官）
	金森純子	3.30	3月29限り退職（事務補佐員）
	吉岡　薫	〃	〃
（医事課）			
収入掛長	団野春男	〃	昇任（経理課用度主任）
保険主任	大石美代子	〃	〃（文部事務官）
給食主任	伊丹茂子	〃	〃（　〃　）
	岩崎つるゑ	〃	辞職（保険主任）
	平田栄美子	〃	〃（給食主任）
文部事務官	松井瑞美	〃	配置換（薬剤部文部事務官）
〃	柏木秀之	〃	採用
〃	丸尾博司	〃	〃
	岡林和昭	〃	出向〔国立室戸少年自然の家庶務課文部事務官〕（文部事務官）
	足立信子	3．5	辞職（臨時用務員）
工学部			
	金久正弘	4．1	配置換〔鹿児島大学工学部教授〕（教授）
	豊田　実	4．2	4月1日限り停年退職（教授）
講師	森山正和	4．1	採用
助手	多田幸生	〃	〃
〃	野添久視	〃	〃
〃	荒井栄司	〃	〃
	中村潤一	3.31	辞職（助手）
文部技官<教務職員>	高瀬千穂美	4．1	配置換（文部技官）
〃<〃>	太田　順	〃	採用
	大橋恭美	3.31	辞職（文部技官<教務職員>）
事務長	池田慶市	4．1	配置換（法学部事務長）
	西岡昭一	〃	辞職（事務長）
経理掛長	斉藤正三	〃	配置換（教養部経理掛長）
用度主任	植田　進	〃	昇任（文部事務官）
文部事務官	谷口一博	〃	配置換（経理課文部事務官）
〃	藤本恵子	〃	〃（理学部〃）
〃	中村正見	〃	〃（教養部〃）

文部事務官	中間一巳	4．1	採用
〃	阪本祐二	〃	〃
文部技官	王子　修	〃	〃
〃	橋本祐子	〃	〃
警務員	炭谷利一	4．1	配置換（作業員）
	松本権七	〃	辞職（警務員）
	丸山種雄	〃	〃（作業員）
	江村　久	〃	併任（附属図書館閲覧課第三運用掛長）
	鈴川克実	〃	〃（附属図書館閲覧課文部事務官）
	岡　英子	〃	〃（　〃　）
	湖内夏夫	〃	〃（　〃　）
	栗田　環	〃	〃（　〃　）
	日和禮子	3.30	3月29日限り退職（事務補佐員）
（附属土地造成工学研究施設）			
施設長	川谷　健	4．1	併任（教授）
農学部			
助教授	加藤征史郎	4．1	昇任（京都大学農学部附属農場助手）
文部事務官	種田好宏	〃	配置換（工学部文部事務官）
自動車運転手	八木勝則	〃	採用
	吉川　豊	〃	出向〔兵庫教育大学会計課自動車運転手〕（自動車運転手）
	福田元一	〃	辞職（作業員）
	八木勝則	3.30	3月29日限り退職（技能補佐員）
（附属農場）			
事務掛長	西島諒一	4．1	昇任（事務主任）
	高見　勉	〃	出向〔兵庫教育大学会計課用度係長〕（事務掛長）
文部事務官	政宗保美	〃	配置換（文部技官）
教養部			
教授	倉沢行洋	4．1	昇任（助教授）
〃	寛　久美子	〃	〃（　〃　）
〃	柳川高明	〃	〃（　〃　）
	浜田泰佑	4．2	4月1日限り停年退職（教授）
助教授	中川正之	4．1	配置換（広島大学総合科学部助教授）

助教授	森井俊行	4．1	昇任（講師）
〃	角田　譲	〃	〃（〃）
講師	枡田義一	〃	転任（小樽商科大学商学部講師）
〃	須崎慎一	〃	昇任（一橋大学社会学部助手）
	桜井　泰	3.31	辞職（講師）
助手	林　博司	4．1	採用
〃	鍛治哲郎	〃	〃
経理掛長	梅木忠和	〃	配置換（教育学部用度掛長）
庶務主任	吉岡矜持	〃	昇任（文部事務官）
第二課程主任	野上清博	〃	〃（　〃　）
文部事務官	前田敏夫	〃	配置換（経済学部文部事務官）
〃	今田一男	〃	採用
事務補佐員	鈴木陽子	〃	〃
大学院文化学研究科			
科長	杉之原寿一	4．1	併任（文学部教授）
助手	奥田　修	〃	採用
経済経営研究所			
所長	藤田正寛	4．1	併任（教授）
助手	柳原一緒	〃	採用
〃	藤本裕子	〃	〃
	松本佳子	3.31	辞職（助手）
図書掛長	前田哲司	4．1	昇任（文部事務官）
会計主任	伊藤末博	〃	配置換（医学部附属病院管理課照査主任）
事務補佐員	太田まさ子	〃	採用
（附属経営文析文献センター）			
センター長	藤田正寛	〃	併任（教授）
事務主任	上杉哲弥	〃	併任解除（経済経営研究所図書掛長）
附属図書館			
〔事務部〕			
部長	秋谷省三	4．1	昇任（東京大学附属図書館閲覧課長）
（整理課）			
課長	大坪庸一	〃	配置換（文学部事務長）

総務掛長	辻本和央	4．1	配置換（附属図書館総務掛長）
	〃	〃	併任終了（附属図書館六甲台分館）
受入管理掛長	山西勝也	〃	配置換（附属図書館六甲台分館受入管理掛長）
整理掛長	西村英子	〃	〃（附属図書館六甲台分館整理掛長）
資料掛長	森　貞子	〃	昇任（附属図書館六甲台分館文部事務官）
文部事務官	石定泰典	〃	配置換（附属図書館文部事務官）
〃	稲葉洋子	〃	〃（附属図書館六甲台分館文部事務官）
〃	岡風呂　賢	〃	〃（　〃　）
〃	横山茂樹	〃	〃（　〃　）
〃	北村文男	〃	〃（　〃　）
〃	高階時子	〃	〃（　〃　）
〃	西尾英夫	〃	〃（　〃　）
〃	魚橋佐知子	〃	〃（　〃　）
〃	山平和代	〃	〃（　〃　）
作業員	吉田富江	〃	〃（附属図書館作業員）
〃	東槇興一郎	〃	〃（附属図書館六甲台分館作業員）
〃	平谷春美	〃	〃（　〃　）
事務補佐員	糸林睦子	〃	採用
（閲覧課）			
課長	前田典弘	〃	配置換（静岡大学附属図書館閲覧課長）
第一運用掛長	宮崎憲司	〃	〃（附属図書館文学部分館図書掛長）
文部事務官	吉岡紀美子	〃	〃（附属図書館文学部分館文部事務官）
運用主任	〃	〃	命（文部事務官）
文部事務官	湯川典子	〃	配置換（附属図書館文学部分館文部事務官）
第二運用掛長	窪田智英	〃	〃（附属図書館理学部分館図書掛長）
文務部事官	野上明美	〃	〃（附属図書館理学部分館文部事務官）

第三運用掛長	江村　久	4．1	配置換（附属図書館工学部分館図書掛長）
文部事務官	鈴川克実	〃	〃（附属図書館工学部分館文部事務官）
運用主任	〃	〃	命（文部事務官）
文部事務官	岡　英子	〃	配置換（附属図書館工学部分館文部事務官）
〃	湖内夏夫	〃	〃（〃）
〃	栗田　環	〃	〃（〃）
第四運用掛長	福留武士	〃	〃（附属図書館整理掛長）
文部事務官	小川仁美	〃	〃（附属図書館文部事務官）
〃	中野由紀夫	〃	〃（〃）
（文学部分館）			
教　授	戸田芳実	〃	併任終了（分館長）
文部事務官	吉岡紀美子	〃	免（図書主任）
（六甲台分館）			
受入管理掛長	山西勝也	〃	併任解除（附属図書館）
整理掛長	西村英子	〃	〃（〃）
調査運用掛長	田村潤二	〃	〃（〃）
	〃	〃	出向〔兵庫教育大学総務課図書係長〕（調査運用掛長）
	釣船邦子	3.30	3月29日限り退職（事務補佐員）
（理学部分館）			
助教授	山田浩司	4．1	併任終了（分館長）
（医学部分館）			
	中村裕子	3.30	3月29日限り退職（事務補佐員）
	松本順一	〃	〃（〃）
（工学部分館）			
教　授	中川隆夫	4．1	併任終了（分館長）
文部事務官	鈴川克実	〃	免（図書主任）
（農学部分室）			
教　授	山本　修	〃	〃（分室長）
（教養部分館）			
事務補佐員	細見崇子	〃	採用

＊ 改 姓

部局	官職	氏名	改姓年月日	旧姓
附属病院	文部技官 看護婦	[redacted]	55．2．26	[redacted]
学生部	技術補佐員	[redacted]	55．3．20	[redacted]
附属病院	文部技官 看護婦	[redacted]	55．3．24	[redacted]
医学部	技術補佐員	[redacted]	55．3．31	[redacted]

▷……新役職員紹介……◁

（昭和55年4月1日発令）

＊法学部長

教授　河本一郎（かわもと いちろう）

（大正12年2月27日生）

―― 略　歴 ――

（学　歴）

昭和26年3月　京都大学法学部卒業

（職　歴）

昭和26年12月　神戸大学助　手（法学部）
昭和28年7月　〃　講　師（〃）
昭和28年12月　〃　助教授（〃）
昭和39年2月　〃　教　授（〃）
昭和40年4月　〃　法学部夜間学部主事（昭和41年3月31日まで）
昭和44年2月　〃　評議員（昭和45年2月15日まで）
昭和49年4月　〃　附属図書館六甲台分館長（昭和51年3月31日まで）
昭和55年4月　〃　法学部長（昭和57年3月31日まで）

（学　位）

昭和50年11月　法学博士（神戸大学）

＊経営学部長

教授　海道　進（かいどう すすむ）

（大正12年1月16日生）

―― 略　歴 ――

（学　歴）

昭和22年9月　神戸経済大学卒業

（職　歴）

昭和24年4月　神戸経済大学文部教官
昭和26年10月　神戸大学講　師（経営学部）
昭和28年12月　〃　助教授（〃）
昭和39年4月　〃　教　授（〃）
昭和44年6月　〃　評議員（昭和46年5月31日まで）
昭和48年4月　〃　経営学部夜間学部主事（昭和49年3月31日まで）
昭和55年4月　〃　経営学部長（昭和57年3月31日まで）

（学　位）

昭和37年3月　経営学博士（神戸大学神戸経済大学）

＊大学院文化学研究科長

教授　杉之原寿一（すぎのはら じゅいち）

（大正12年1月15日生）

略歴等は №263（53.8）p. 4 参照

任期　55.4.1～57.3.31

＊経済経営研究所長
＊経済経営研究所附属経営分析文献センター長

教授　藤田正寛（ふじた まさひろ）

（大正15年1月2日生）

―― 略　歴 ――

（学　歴）

昭和25年9月　神戸経済大学卒業

（職　歴）

昭和27年6月　神戸大学助　手（経済経営研究所）
昭和31年5月　〃　助教授（〃）
昭和43年4月　〃　教　授（〃）
昭和55年4月　〃　経済経営研究所長（昭和57年3月31日まで）
〃　経済経営研究所附属経営分析文献センター長（昭和57年3月31日まで）

＊理学部附属臨海実験所長

教授　須田省三（すだ しょうぞう）

（再任）

略歴等は №176（46.4）p. 28 参照

任期　55.4.1～57.3.31

＊医学部附属臨床検査技師学校長

助教授　上羽康之（うえば やすゆき）

（昭和5年2月15日生）

―― 略　歴 ――

（学　歴）

昭和29年3月　神戸医科大学卒業

（職　歴）
昭和34年６月　神戸医科大学
昭和34年11月　〃　助手
昭和39年７月　〃　講師
昭和42年６月　神戸大学講師（医学部附属病院）
昭和47年４月　〃　（医学部）
昭和51年11月　〃　助教授（〃）
昭和55年４月　〃　医学部附属臨床検査技師学校長
（昭和57年３月31日まで）
（学　位）
昭和35年９月　医学博士（神戸医科大学）

＊工学部附属土地造成工学研究施設長

教授　川谷　健
（昭和16年11月22日生）
略歴等は №259（53.4）p.17参照
任期　55.4.1～57.3.31

＊経　理　部　長

奥野茂良
（大正15年９月20日生）

―― 略　歴 ――

（学　歴）
昭和18年12月　昭和第一商業学校卒業
（職　歴）
昭和19年10月　海軍省経理局
昭和20年10月　大臣官房会計課
昭和33年12月　〃　〃　給与係長
昭和35年４月　〃　〃　収支係長
昭和37年４月　〃　〃　経理第一係長
昭和40年４月　北海道教育大学会計課長
昭和43年４月　大阪大学経理部経理課長
昭和46年４月　京都大学経理部主計課長
昭和49年４月　大臣官房会計課課長補佐（経理班主査）
昭和53年４月　千葉大学経理部長
昭和55年４月　神戸大学経理部長

＊附属図書館事務部長

秋谷省三
（大正15年10月20日生）

―― 略　歴 ――

（学　歴）
昭和27年３月　東京農業大学農学部卒業
（職　歴）
昭和20年10月　東京大学附属図書館
昭和37年４月　〃　附属図書館総務課渉外連絡掛長
昭和45年１月　〃　附属図書館閲覧課文献複写掛長
昭和46年９月　〃　〃　運営掛長
昭和48年５月　〃　〃　参考主任
昭和50年４月　京都大学附属図書館閲覧課長
昭和52年４月　東京大学附属図書館閲覧課長
昭和55年４月　神戸大学附属図書館事務部長

＊庶　務　課　長

千川和正
（昭和10年１月28日生）

―― 略　歴 ――

（学　歴）
昭和34年３月　和歌山大学経済学部卒業
（職　歴）
昭和35年４月　大阪大学産業科学研究所
昭和37年４月　〃　庶務部人事課
昭和42年10月　〃　医学部人事掛長
昭和45年４月　〃　庶務部人事課任用第二掛長
昭和45年５月　〃　〃　任用掛長
昭和46年４月　〃　〃　課長補佐
昭和49年４月　岩手大学庶務部庶務課長
昭和53年４月　弘前大学庶務部人事課長
昭和54年４月　〃　〃　庶務課長
昭和55年４月　神戸大学庶務部庶務課長

＊経　理　課　長

大森清二
（昭和９年３月10日生）

―― 略　歴 ――

（学　歴）
昭和33年３月　東京農業大学農学部卒業
（職　歴）
昭和36年２月　東京教育大学
昭和40年６月　文化財保護委員会会計課
昭和43年６月　文化庁会計課
昭和45年６月　〃　〃　庁舎管理主任
昭和46年７月　〃　文化財保護部管理課補助金主任
昭和47年４月　〃　会計課管財係長
昭和48年４月　大学学術局技術教育課技術教育係長
昭和49年４月　〃　〃　庶務係長
昭和51年７月　国立極地研究所管理部会計課長
昭和54年４月　静岡大学経理部経理課長
昭和55年４月　神戸大学経理部経理課長

＊設　備　課　長

井内敏雄
（昭和17年10月24日生）

―― 略　歴 ――

（学　歴）
昭和41年３月　大阪府立大学工業短期大学部卒業
（職　歴）
昭和36年３月　民　間
昭和41年４月　管理局教育施設部工営課
昭和41年10月　〃　〃　福岡工事事務所
昭和45年４月　〃　〃　高松工事事務所専門職員
昭和55年４月　神戸大学施設部設備課長

＊整　理　課　長

大坪庸一
（大正14年７月９日生）

―― 略　歴 ――

（学　歴）
昭和17年12月　伊丹市阪神商業学校卒業
（職　歴）
昭和18年５月　兵庫師範学校会計課
昭和24年９月　神戸大学経済学部
昭和25年９月　〃　法学部
昭和25年12月　〃　〃　会計掛長心得
昭和26年11月　〃　〃　会計掛長
昭和36年２月　〃　会計課給与掛長
昭和38年11月　〃　〃　出納掛長
昭和39年４月　〃　〃　監査掛長
昭和41年４月　〃　経理部経理課課長補佐
昭和47年４月　〃　附属図書館事務長
昭和53年４月　〃　文学部事務長
昭和55年４月　〃　附属図書館整理課長

＊閲　覧　課　長

前畑典弘
（昭和８年２月13日生）

―― 略　歴 ――

（学　歴）
昭和39年３月　大阪市立大学文学部卒業
（職　歴）
昭和29年３月　大阪大学産業科学研究所
昭和40年10月　京都大学原子炉実験所
昭和43年１月　〃　〃　図書掛長
昭和47年４月　〃　附属図書館閲覧課書庫掛長
昭和49年10月　〃　〃　〃　参考掛長
昭和50年４月　〃　薬学部図書掛長
昭和52年４月　静岡大学図書館閲覧課長
昭和55年４月　神戸大学附属図書館閲覧課長

＊総　務　課　長

土屋幸雄（つちや ゆきお）

（昭和11年1月25日生）

―― 略　歴 ――

（学　歴）

昭和33年3月　中央大学法学部卒業

（職　歴）

昭和30年1月　東京学芸大学教務課
昭和30年5月　〃　庶務課
昭和31年4月　〃　附属世田谷小学校
昭和33年6月　〃　教務課
昭和36年5月　東京教育大学理学部
昭和40年4月　〃　庶務部庶務課
昭和44年8月　体育局スポーツ課
昭和45年5月　〃　オリンピック管理官付
昭和46年7月　〃　学校保健課学校安全係長
昭和50年4月　〃　スポーツ課助成係長
昭和52年4月　福岡教育大学庶務課長
昭和55年4月　神戸大学医学部附属病院総務課長

＊管　理　課　長

門田　稔（かどた みのる）

（大正15年1月24日生）

―― 略　歴 ――

（学　歴）

昭和18年12月　愛媛県立松山商業学校卒業

（職　歴）

昭和21年5月　松山高等学校
昭和24年7月　愛媛大学会計課
昭和37年4月　〃　工学部会計係長
昭和39年5月　〃　教育学部会計係長
昭和40年2月　〃　会計課司計係長
昭和41年6月　〃　〃　総務係長
昭和43年9月　〃　学生課課長補佐
昭和44年4月　高松高等専門学校庶務課長
昭和49年4月　長崎大学医学部附属病院業務課長
昭和51年4月　〃　医事課長
昭和52年4月　九州大学医学部附属病院医事課長
昭和53年4月　〃　管理課長
昭和55年4月　神戸大学医学部附属病院管理課長

＊評　議　員

部　局	官職	氏　名	併任期間	前任者 氏　名	前任者 併任解除理由
文学部	教授	藤岡　忠美	55.4.1～57.3.31	岩見　宏	任期満了
	〃	伊藤　道治	〃	井上　庄七	〃
医学部	〃	東條　伸平	〃	諫山　義正	〃
	〃	溝井　泰彦	〃	堀田　進	〃

＊夜間学部主事

部　局	官　職	氏　名	併任期間
法学部	教　授	西川　知一	55.4.1～56.3.31
経済学部	〃	斉藤　光雄	〃
経営学部	〃	高田　正淳	〃

◇海　外　渡　航

◎出　　発

所　属	職　名	氏　名	渡　航　先	渡　航　目　的	渡航期間	備　考
文学部	教　授	井上　庄七	アメリカ合衆国	分析哲学に関する資料収集及び意見交換	55.3.29～55.4.10	研　修
経営学部	助教授	宗像　正幸	アメリカ合衆国，連合王国，ドイツ民主共和国，フランス，ドイツ連邦共和国	技術進歩の工業経営に対する作用に関する理論的・実証的研究	55.3.30～55.5.29	出　張
〃	講　師	中野　常男	アメリカ合衆国，連合王国	会計史および会計学説史の実証的研究	55.3.28～56.3.27	研　修
医学部	教　授	諫山　義正	スイス	第3回国際神経眼科学会出席及び神経眼科に関する研究交換のため	55.3.14～55.3.23	〃
〃	〃	馬場　茂明	アメリカ合衆国	糖尿病の病因，環境因子に関する研究交換のため	55.3.19～55.3.23	〃
〃	講　師	高橋　俊博	スイス，ドイツ連邦共和国	第3回国際神経眼科学会出席及び神経眼科に関する研究交換のため	55.3.14～55.3.27	〃
〃	助　手	井上　正則	スイス，フランス，連合王国	〃	〃	〃
〃	〃	近藤　哲夫	〃	〃	〃	〃
工学部	教　授	早川　和男	連合王国，ドイツ連邦共和国，アメリカ合衆国，カナダ，インド，ギリシヤ，シンガポール	住宅・土地政策が生活環境形成に果たした役割に関する研究のため	55.3.30～56.3.29	出　張
〃	〃	向井　正也	連合王国，ベルギー，フランス，スペイン，オーストリア，ドイツ連邦共和国，スウェーデン，フィンランド，オランダ	ヨーロッパにおける近代建築の調査研究	55.3.15～55.4.26	研　修
〃	助教授	羽根田博正	アメリカ合衆国，メキシコ，カナダ	電気エネルギーシステム制御理論および実在システムへの適用に関する研究のため	55.3.29～56.3.31	〃
〃	助　手	田中　隆治	アメリカ合衆国	アメリカ機械学会第22回定例流体工学会議に出席及びターボ機械に関する資料収集のため	55.3.8～55.3.16	〃
〃	〃	坂和　正敏	オーストリア	国際応用システム解析研究所（IIASA）のシステム及び決定科学領域に関する協同研究並びにサイバネティクスとシステムリサーチに関する第5回ヨーロッパ会議に出席のため	55.3.13～55.4.22	〃
〃	〃	足立　裕	連合王国，ベルギー，フランス，スペイン，オーストリア，ドイツ連邦共和国，スウェーデン，フィンランド，オランダ	ヨーロッパにおける近代建築の調査研究	55.3.15～55.4.26	〃

農学部	教授	山本　修	台湾	アジア太平洋地域における農業協同組合金融についての国際シンポジウムに出席のため	55.3.23 〜 55.3.30	研修
経済経営研究所	助教授	石垣　健一	オーストラリア，ニュージーランド	「オセアニア経済発展の金融的側面」についての研究	55.3.24 〜 56.3.23	〃

◎帰　国

所属	職名	氏名	渡航期間	備考	所属	職名	氏名	渡航期間	備考
法学部	教授	阿部泰隆	54.3.20 〜 55.3.19	出張	医学部	助手	坪井誠吉	55.2.23 〜 55.3.3	出張
医学部	〃	堀田　進	55.2.14 〜 55.3.2	〃	〃	〃	箸本英吉	55.1.3 〜 55.3.31	研修
〃	助教授	荒木宏昌	54.5.26 〜 55.3.31	〃	工学部	教授	平野浩太郎	55.2.29 〜 55.3.9	〃
〃	講師	船原芳範	55.2.2 〜 55.3.2	〃	教養部	助手	本間康浩	55.2.27 〜 55.3.27	出張
〃	〃	藤田宣哉	〃	〃	経済経営研究所	教授	山本泰督	55.1.27 〜 55.3.6	研修
〃	助手	池内春樹	〃	〃					

（注）「◎出発」の項に掲げた者のうち3月中に帰国した者は記載を省略した。

学　事

◇学位取得

このたび，本学教官に対し，当該大学より学位が下記のとおり授与されました。論文題目等は次のとおりです。

氏名（所属職名）	学位の種類	授与年月日 授与大学名	論文題目
山形一夫（理学部講師）	理学博士	昭和55年3月15日 大阪大学	二次元ハイゼンベルク反強磁性体蟻酸銅四水和物の磁性
石井俊輔（理学部助手）	〃	昭和54年12月19日 大阪大学	λファージN遺伝子産物の抗転写終結機能の生化学的研究
小林洋二（理学部助手）	〃	昭和55年3月24日 大阪市立大学	A Relationship between tectonic style and strontium isotope : ratio of igneous rocks in the Japanese Islands and the continental margins of North, Central and South America 日本及び南中北米におけるテクトニック応力場と火成岩中の $^{87}Sr/^{86}Sr$ 比との関係

熊野　茂（理学部助手）	理学博士	昭和55年3月25日 北海道大学	Studies on the taxonomy and the phylogenetic relationships of the Batrachospermaceae of Japan and Malaysia. 日本およびマレーシア産カワモヅク科植物の分類学的並びに系統学的研究
三木成彦（工学部助手）	工学博士	昭和55年3月25日 大阪大学	信号パターンの学習認識とその画像処理への応用に関する研究
高橋　豊（工学部助手）	〃	昭和55年2月27日 大阪大学	非線形位相同期系の同期特性に関する研究
藤井照重（工学部助手）	〃	昭和55年1月29日 大阪大学	二酸化炭素を作動流体とする動力発生プラントに関する研究
永吉照人（農学部助手）	農学博士	昭和55年3月24日 京都大学	コムギ属およびエギロプス属のアミラーゼアイソザイムの変異と系統分化
中田昌伸（農学部助手）	〃	昭和55年3月25日 北海道大学	イネ萎縮ウイルス粒子内RNA転写酵素のアズールB，スカイリンによる阻害に関する研究

◇昭和55年度文部省在外研究員派遣予定者の決定について

種別	所属	職名	氏名	主たる研究機関（国名）	派遣期間	調査研究題目
長期（甲種）	教育学部	教授	平原　春好	ハーバード大学（アメリカ合衆国）	10か月	欧米教育制度の研究
	経済学部	助手	薄川　好夫	イェール大学（アメリカ合衆国）	〃	アメリカ合衆国における金融政策の理論的・実証的研究
	経営学部	講師	高尾　厚	ハンブルグ大学（ドイツ連邦共和国）	〃	保険経営および経済に関する理論的・実証的研究
	〃	〃	岩佐　代市	ペンシルバニア大学（アメリカ合衆国）	〃	金融構造と金融機関行動に関する理論的・実証的研究
	理学部	助教授	岸本　舜三	バーモント大学（アメリカ合衆国）	〃	固体触媒の研究
	農学部	〃	園野　源一	カンザス州立大学（アメリカ合衆国）	〃	穀類タンパク質の構造と機能に関する研究
短期	文学部	助教授	池上　忠治	国立図書館（フランス） ルーヴル美術館（フランス）	2か月	西洋美術史の研究と資料収集
	工学部	教授	岩田　一明	マサチューセッツ工科大学（アメリカ合衆国）	〃	米国における生産システムの動向と技術予測に関する調査研究
	経済経営研究所	助教授	井川　一宏	ジョンズ・ホプキンス大学（アメリカ合衆国）	〃	変動相場制度の理論的・実証的研究
	〃	〃	下條　哲司	マサチューセッツ工科大学（アメリカ合衆国）	〃	世界海運市場モデルについての研究
長期（乙種）	医学部附属病院	講師	佐古　正雄	ルンド大学（スウェーデン）	6か月	悪性腫瘍の脈管造影並びに治療に関する研究

◇昭和55年度入学試験合格者数等調べ

学部・学科・課程		募集人員	志願者数	受験者数 a	合格者数 本年度卒業	合格者数 過年度卒業	合格者数 計 b	a/b 倍率
文学部		100人	304(136)人	298(135)人	61(48)人	41(11)人	102(59)人	2.9
教育学部	小学校教員養成課程	270	642(324)	629(320)	159(115)	120(40)	279(155)	2.3
	中学校教員養成課程	100	232(96)	225(93)	67(36)	33(12)	100(48)	2.3
	養護学校教員養成課程	20	56(38)	54(37)	11(8)	9(3)	20(11)	2.7
	幼稚園教員養成課程	30	68(65)	67(64)	19(19)	11(10)	30(29)	2.2
	小計	420	998(523)	975(514)	256(178)	173(65)	429(243)	2.3
法学部		200	565(47)	551(47)	130(15)	97(7)	227(22)	2.4
経済学部		240	640(13)	634(13)	134(6)	111	245(6)	2.6
経営学部		240	△2 771(41)	△2 763(41)	142(14)	△1 103(5)	△1 245(19)	3.1
理学部	数学科	25	67(13)	65(12)	16(2)	9(2)	25(4)	2.6
	物理学科	25	49(3)	48(3)	16(2)	9(1)	25(3)	1.9
	化学科	25	48(13)	48(13)	22(6)	4(1)	26(7)	1.8
	生物学科	15	35(12)	34(11)	8(2)	8(3)	16(5)	2.1
	地球科学科	30	44(8)	43(8)	24(5)	6(1)	30(6)	1.4
	小計	120	243(49)	238(47)	86(17)	36(8)	122(25)	2.0
医学部		120	335(43)	311(39)	40(5)	82(7)	122(12)	2.5
工学部	建築系 建築学科	50	195(12)	193(12)	46(3)	50(1)	96(4)	2.0
	建築系 環境計画学科	40						
	電気系 電気工学科	40	177(2)	174(2)	54	30	84	2.1
	電気系 電子工学科	40						
	機械系 機械工学科	60	173	171	72	33	105	1.6
	機械系 生産機械工学科	40						
	土木工学科	60	104	99	34	29	63	1.6
	工業化学科	40	66(6)	64(6)	27(2)	17(2)	44(4)	1.6
	計測工学科	40	89(1)	87(1)	20	23	43	2.2
	化学工学科	40	73(3)	73(3)	26(4)	15	41(4)	1.8
	システム工学科	40	142(6)	140(6)	26	17(1)	43(1)	3.4
	小計	490	1,019(30)	1,001(30)	305(9)	214(4)	519(13)	1.9
農学部	園芸農学科	40	59(17)	55(15)	29(7)	14(2)	43(9)	1.3
	植物防疫学科	20	40(5)	37(5)	10(2)	12(2)	22(4)	1.7
	農業工学科	30	55	53	15	17	32	1.7
	農芸化学科	40	65(19)	65(19)	22(7)	20(5)	42(12)	1.5
	畜産学科	30	27(1)	26(1)	15(3)	15	30(3)	0.9
	小計	160	246(42)	236(40)	91(19)	78(9)	169(28)	1.4
計		2,090	△2 5,121(924)	△2 5,007(906)	1,245(311)	△1 935(116)	△1 2,180(427)	2.3
法学部第二課程		60	175(12)	175(12)	30(4)	31(2)	61(6)	2.9
経済学部第二課程		60	110(4)	109(4)	36(4)	24	60(4)	1.8
経営学部第二課程		70	181(13)	181(13)	37(6)	33(1)	70(7)	2.6
計		190	466(29)	465(29)	103(14)	88(3)	191(17)	2.4
合計		2,280	△2 5,587(953)	△2 5,472(935)	1,348(325)	△1 1,023(119)	△1 2,371(444)	2.3

備考 ①推薦入学を含む。②第二課程については志願者数を受験者数とした。（ただし，推薦入学試験の欠席者は除く。）
③（ ）は女子を内数で示す。④△印は外国人特別学生を外数で示す。

◇昭和54年度卒業者数及び養護教諭特別別科修了者数調べ

（昭和55年3月卒業・修了者）

学部	学士号	卒業者数 男	女	計
文学部	文学士	23	72	95
教育学部	教育学士	80	284	364
法学部	法学士	163	12	175
法学部第二課程	〃	32	1	33
経済学部	経済学士	228	4	232
経済学部第二課程	〃	31	2	33
経営学部	経営学士	129	21	150
	商学士	78	4	82
経営学部第二課程	経営学士	27	6	33
	商学士	16	1	17
理学部	理学士	92	28	120
医学部	医学士	100	18	118
工学部	工学士	473	2	475
農学部	農学士	119	31	150
計		1,591	486	2,077
養護教諭特別別科		0	35	35

◇昭和54年度大学院研究科修士課程・博士課程前期課程修了者数及び教育専攻科修了者数調べ

（昭和55年3月修了者）

◦修士課程

研究科名	学位名	専攻名	男	女	計
文学研究科	文学修士	哲学専攻	2	0	2
		芸術学芸術史専攻	1	0	1
		社会学専攻	2	0	2
		史学専攻	7	0	7
		国文学専攻	4	1	5
		英米文学専攻	1	1	2
		小計	17	2	19
理学研究科	理学修士	数学専攻	5	0	5
		物理学専攻	6	0	6
		化学専攻	7	0	7
		生物学専攻	5	5	10
		地球科学専攻	11	1	12
		小計	34	6	40
工学研究科	工学修士	建築学専攻	16	1	17
		電気工学専攻	16	0	16
		機械工学専攻	18	0	18
		土木工学専攻	16	0	16
		工業化学専攻	16	0	16
		計測工学専攻	20	0	20
		化学工学専攻	14	0	14
		生産機械工学専攻	13	0	13
		電子工学専攻	15	0	15
		システム工学専攻	17	0	17
		小計	161	1	162
農学研究科	農学修士	園芸農学専攻	2	0	2
		植物防疫学専攻	5	0	5
		農業生産工学専攻	2	0	2
		農芸化学専攻	7	2	9
		畜産学専攻	3	0	3
		小計	19	2	21
合計			231	11	242

◦博士課程前期課程

研究科名	学位名	専攻名	男	女	計
法学研究科	法学修士	私法専攻	2	0	2
		公法専攻	2	0	2
		小計	4	0	4
経済学研究科	経済学修士	経済学・経済政策専攻	6	0	6
		国際経済専攻	2	0	2
		小計	8	0	8
経営学研究科	経営学修士	経営学専攻	6	1	7
		会計学専攻	2	2	4
		小計	8	3	11
	商学修士	商学専攻	2	0	2
	小計		10	3	13
合計			22	3	25

◦教育専攻科

専攻科名	専攻名	男	女	計
教育専攻科	教育専攻	3	1	4

◇昭和54年度大学院研究科博士課程後期課程・博士課程修了者及び単位修得者数調べ

（昭和55年３月）

研究科名	専攻名	修了者	単位修得者
法学研究科	私法専攻	0	2
	公法専攻	0	2
	小計	0	4
経済学研究科	経済学・経済政策専攻	0	5
	国際経済専攻	0	2
	小計	0	7
経営学研究科	経営学専攻	0	1
	会計学専攻	0	4
	商学専攻	0	1
	小計	0	6
医学研究科	生理学系	1	3
	病理学系	0	2
	社会医学系	0	1
	内科学系	1	14
	外科学系	0	11
	小計	2	31
合計		2	48

◇昭54年度附属校卒業・卒園者数調べ

附属校＼性別			男	女	計
教育学部	幼稚園		35	34	69
	住吉	小学校	(6) 62	(1) 62	(7) 124
		中学校	(8) 75	(7) 75	(15) 150
	明石	小学校	41	39	80
		中学校	66	68	134
	養護学校	(小学部)	1	1	2
		(中学部)	4	2	6
		(高等部)	6	3	9
医学部	看護学校		0	37	37
	臨床検査技師学校		6	16	22

注（　）内は，帰国子女学級を内数で示す。

◇昭和55年度附属校入学・入園者数調べ

附属校＼性別			男	女	計
教育学部	幼稚園	3歳児	18	18	36
		4歳児	17	18	35
	住吉	小学校	60	60	120
		中学校	(4) 79	(1) 70	(5) 149
	明石	小学校	40	40	80
		中学校	68	59	127
	養護学校	(小学部)	1	2	3
		(中学部)	3	2	5
		(高等部)	8	2	10
医学部	看護学校		0	45	45
	臨床検査技師学校		4	17	21

注（　）内は，帰国子女学級を内数で示す。

諸　　報

◇神戸大学永年勤続者表彰

４月１日，学長室において，神戸大学永年勤続者表彰式が挙行され，昭和55年４月１日付けで退職された下記の方々15名に対し，学長より表彰状と記念品が授与されました。

また，表彰式終了後本部庁舎６階中会議室において，学長をはじめ幹部職員によって送別会が催され，永年の勤務に対し労がねぎらわれました。送別会は，長い大学生活での思い出話等もあって，終始なごやかなうちに散会しました。

前所属官職	氏名
学生部学生課学生会館掛長	吉田利一
保健管理センター看護婦	青木菊恵
文学部教務学生主任	楠　照子
教育学部教務主任	高田千鶴子
〃　附属養護学校作業員	水谷　清
経営学部事務長補佐	金谷　堅
医学部警務員	成清末夫
〃　附属動物実験施設動物飼育員	宮本正己
工学部事務長	西岡昭一
〃　警務員	松本権七
医学部附属病院医事課保険主任	岩崎つるゑ
〃　医事課給食主任	平田榮美子
〃　看護部副看護婦長	松下タマヨ
〃　〃	阪上ユリエ
〃　看護婦	瀬尾て留子

―人事課―

◇外国人招へい教授の学長室訪問

3月10日(月)午前10時，医学部附属医学研究国際交流センター長堀田教授の案内により，ラトガス医科大学（米国）シュレシンジャー教授（Dr. R. W. Schlesinger)が須田学長を表敬訪問し，歓談されました。同教授は，同センターが行っている東南アジア諸国等交流事業に関連して，先進諸国から特に招へいしたものです。

なお，3月13日(木)午後2時より医学部第2講堂で，"Vazriables in the Expression of Virulence in Arbovirus Infection" と題して，同教授による学術講演会が開かれ，学内外から多数の研究者が参加し，熱心な意見交換が行われました。

—医学部—

◇外国人留学生送別会の開催

昭和55年3月限りで帰国する留学生の送別会が，3月13日(木)神戸市内の「金閣」で開催されました。

この送別会には，須田学長をはじめ，百々国際交流センター長，角田学生部長，指導教官等関係教職員が出席し，留学生の本学における留学体験や帰国後の予定，帰国留学生に対するアフターケアーなどを話題に親しく懇談しました。

学長から記念品（栞—Bookmark）が贈られた後留学生を代表して，アドリアン・ラベン君（オーストラリア）から流暢な日本語で謝辞が述べられ，学生部長の送別の言葉で閉会したました。

◇中国政府派遣学部留学生の入学

中華人民共和国政府が派遣する初の学部留学生97名のうち4名がこの4月から本学へ入学することになりました。本学ではすでに研究者クラスの留学生は受け入れられていますが，学部段階での留学生の受け入れは今回がはじめてで，入学に先だち3月29日午前10時30分，角田学生部長の案内により学長室を訪れ，須田学長と面会，本学での第1歩をしるしました。

このたびの学部留学生は，中華人民共和国政府が同国の人材養成を図るために，日本政府との合意に従い我が国の大学に派遣したものであり，今回入学の4名は，本国での留学生予備校の課程において日本語を修得された人たちで，所属学部はそれぞれ次のとおりです。

暢　年　生	理学部物理学科
張　再　雄	工学部システム工学科
浦　　慶	〃　計測工学科
鄧　可　京	農学部農芸化学科

—学生部—

◇シェルエイト艇の進水について

神戸大学漕艇部の念願であったシエルエイト艇が，3月6日(木)艇庫のある淀川で進水しました。

この艇は，昭和54年度厚生補導関係設備整備計画として，文部省に要求していたもので，学長から「神帆(しんぱん)」と命名され，揮毫もいただきました。

進水式の後，初練習が行われましたが，今後一層の活躍が期待されます。

なお，艇の構造等は次のとおりです。

全　長 15.5M　　幅　0.572M

深　さ 0.27M　船体重量 100kg

—学生部—

◇文部省共済組合写真展・絵画展の入選について

3月10日(月)，事務局経理部長室において，昭和54年度文部省共済組合写真展・絵画展の本学の入選者に対し，表彰状と賞品が伝達されました。

今回，入選したのは，次の職員及び職員のご家族の方々です。

絵 画 展

○経理課出納掛長

清原健武氏の長男・健彦君（中2）

中学の部　特選　「屋根の上で働く人」

○附属図書館調査運用掛長

田村潤二氏の次女・道子ちゃん（2才）

幼児の部　佳作　「りんご」

写 真 展

○附属病院中央放射線部　黒木　　明　氏

佳作　「ベニシジミ」

—経理部—

◇昭和54年度体育会優秀部員の表彰

昭和54年度の体育会優秀部員の表彰式が，3月22日(土)午前11時から学生会館第1集会室で行われました。今年3月卒業する体育系サークル所属の部員から，特に顕著な功労のあった14名が選ばれ，学長から表彰状と記念品が授与されました。

表彰式終了後引き続いて，第3集会室で各サークルの代表者も交え，学長を囲んで懇談会が催されました。

—学生部—

◇第57回日本生理学会大会の開催

第57回日本生理学会大会は，医学部生理学第Ⅰ・第Ⅱの両講座の所管で，3月27，28，29日の3日間，六甲台講堂及び法・経済・経営学部の学舎を使用して開催されました。全国より約1,400名の参加があり，473題の研究発表（口演286題，ポスター・シンポジウム187題），「VTR利用による生理学教育」をテーマに8題の「生理学教育シンポジウム」及び3題の「生理学研究のあり方シンポジウム」が16会場に分かれて行われました。

本大会では，17のテーマを設定し，各テーマごとに9～14題の演題を応募演題の中から選び，ポスターを中心としたシンポジウムが行われました。このシンポジウムは，従来の学会では見られない新企画として好評を博し，約2時間に及ぶ熱心な討論が繰り広げられました。

また29日の午後は，約400名が関西汽船の「こはく丸」で瀬戸内遊覧を行い，会員相互の親睦を計りました。

◇共済組合の貸出物品について

下記のとおり貸出物品を備付けておりますのでどしどしご利用下さい。

なお，利用希望の場合は経理課共済組合掛へお申込み下さい。

記

- ◦カラオケセット　1セット
  （アンプ1，マイク2，テープ36本）
- ◦麻雀セット　4セット
  （パイ4，マット4）
- ◦カセットテープ　30本
  （五木ひろし，沢田研二，森進一，加山雄三増位山，ハワイアン，ミッチミラー，ダンス音楽，ピアノ名曲全集，他）
- ◦ラジオカセット　1台
- ◦ポータブルラジオ　1台
- ◦　〃　テープレコーダ　1台
- ◦図　書
  例，日本交通公社編　全国旅行案内54年度版
  志の島忠著　日本料理惣菜事典
  保健同人社編　家庭の医学
  自由国民社編　現代用語の基礎知識
  有斐閣選書　ハン(印)のトラブル防止法
  自由国民社編　土地家屋の法律知識　他

◇他大学所在地等変更

◦3月から**香川医科大学**の所在地が次のとおり変更になりましたので，お知らせします。

新所在地

〒761-07 香川県木田郡三木町
大字池戸1750—1
☎（08789）8—5111（代表）

◦3月末から**松蔭女子学院短期大学**の所在地が次のとおり変更になりましたので，お知らせします。

新所在地

〒657 神戸市灘区篠原伯母野山町
1丁目2番1号
☎（078）882—6122（代表）

※なお，松蔭女子学院大学は，56年3月末に当地へ移転の予定です。

◦4月1日から，**図書館情報大学**の所在地が次のとおり変更になりましたので，お知らせします。

新所在地

〒305 茨城県筑波郡谷田部町
春日1丁目2番地
☎（0298）52—0511～0514

◦4月1日から**福井医科大学**の所在地が次のとおり変更になりましたので，お知らせします。

新所在地

〒910-11 福井県吉田郡松岡町
下合月23字蛇久保28番地
☎（0776）61—3111

◦4月1日から**兵庫教育大学**の所在地が次のとおり変更になりましたので，お知らせします。

新所在地

〒673-14 兵庫県加東郡社町下久米942—1
☎（07954）4—1101（代表）

◦4月7日から**山梨医科大学**の所在地が次のとおり変更になりましたので，お知らせします。

新所在地

〒409-38 山梨県中巨摩郡玉穂村
下河東1110番地
☎05527（3）6711

◦3月25日より**神戸市外国語大学**の代表電話番号が次のとおり変更になりましたので，お知らせします。

新電話番号（078）851—4255
（夜間　図書館 851—4257）

◦3月30日より**山口大学**の電話局番が次のとおり変更になりましたので，お知らせします。

新電話番号（0839）22—6111（代表）

◦4月15日より**滋賀大学**の電話番号（市外・市内局番）が次のとり変更になりましたので，お知らせします。

新電話番号

現　行	変　更　後
07492（2）××××	0749（22）××××
07492（3）××××	0749（23）××××
07492（4）××××	0749（24）××××
07492（5）××××	0749（25）××××

なお，市外局番及び市内局番以外の電話番号は変更ありませんので念のため，お知らせします。

◇職員の住所変更等

◦新任者住所

経・経理部長　奥野茂良
[redacted]

図・事務部長　秋谷省三
[redacted]

庶・庶務課長　十川和正
[redacted]

経・経理課長　大森清二
[redacted]

施・設備課長　井内敏雄
[redacted]

図・閲覧課長　前畑典弘
[redacted]

病・総務課長　土屋幸雄
[redacted]

病・管理課長　門田　稔
[redacted]

庶・職員掛　木村　功
[redacted]

学・総務掛　木村明子
[redacted]

文・庶務掛　藤原昭彦
[redacted]

文・史学科研究室　飯井たつ子
[redacted]

教・理科教育　[redacted]
[redacted]

教・彫　塑　塚脇　淳
[redacted]

教・美術科教育　大勝恵一郎
[redacted]

教・幼児教育　白川蓉子
[redacted]

教・発達心理学　古澤頼雄
[redacted]

教・附住小　北川金秀
[redacted]

教・附住小　多賀一郎
[redacted]

教・附住中　金田　敏
[redacted]

教・附住中　山村　譲
[redacted]

教・附住中　櫻井　庸
[redacted]

教・附住中　佃　みゆき
[redacted]

教・附住中　梅木郁夫
[redacted]

教・明　小　大辻裕彦
[redacted]

教・明　小　橋本文男
[redacted]

教・明　中　岩崎憲暉
[redacted]

教・養　護　松本秀雄
[redacted]

教・養　護　足立義和
[redacted]

教・養　護　山本絹子
[redacted]

法・法　史　大泉和代
[redacted]

法・刑　法　大西成子
[redacted]

法・民法第二　岡田慶子
[redacted]

法・商法第二　糟谷聡子
[redacted]

法・民事訴訟法　谷川篤子
[redacted]

法・労働法　福岡由美子
[redacted]

法・英米法　藤江千恵
[redacted]

済・数理経済学　飯田悦子
[redacted]

済・経済学史　名武国子
[redacted]

済・外国経済各論　黒田祐子
[redacted]

済・公共経済論　影山容子
[redacted]

営・経営管理学　金井壽宏
[redacted]

営・簿　記　出崎晶子
[redacted]

営・税務会計　野尻[illegible]
[redacted]

営・国際会計論　林　佳子
[redacted]

営・証券論　奥中雅子
[redacted]

営・金融機関論　荒井好和
[redacted]

営・教務学生掛　中谷耕二
[redacted]

営・第二課程掛　中嶋貴志
[redacted]

医・附属医学研究国際交流センター　深井孝之助
[redacted]

医・生化学第一　古間英雄
[redacted]

医・病理学第一　浦野順文
[redacted]

医・公衆衛生学　山本良二
[redacted]

医・医動物学　小西英二
[redacted]

医・外科学第一　奥村修一
[redacted]

医・外科学第二　志田　力
[redacted]

医・脳神経外科学　野田真也
[redacted]

医・産科婦人科学　赤堀泰一郎
[redacted]

医・庶務掛（兼共同研究館）　松本順一
[redacted]

医・公衆衛生学　林　千代
[redacted]

医・産科婦人科学　越智奈津子
[redacted]

医・皮膚科学　日比万里子
[redacted]

工・工業物理化学　橋本祐子
[redacted]

工・システム設計　多田幸生
[redacted]

工・システム解析　王子　修
[redacted]

工・環境解析　森山正和
[redacted]

工・生産科学専攻（材料・構造）　野添久視
[redacted]

工・生産科学専攻（設計・製造）　荒井栄司
[redacted]

工・庶務掛　阪本祐二
[redacted]

工・経理掛　中間一己
[redacted]

農・熱帯有用植物学　安田武司
[redacted]

農・家畜繁殖学　加藤征史郎
[redacted]

養・歴史学　須崎慎一
[redacted]

養・独　語　枡田義一
[redacted]

養・独　語　鍛治哲郎
[redacted]

養・仏　語　林　博司
[redacted]

養・中国語　中川正之
[redacted]

養・生物学教室　鈴木陽子
[redacted]

養・教務掛　今田一男
[redacted]

文化学研究科 文化構造専攻（比較文化論）　奥田　修
[redacted]

研・国際労働　柳原一緒
[redacted]

研・経営機械化　藤本裕子
[redacted]

研・庶務掛　太田まさ子
[redacted]

◦住所・住居表示変更

p. 10　葛原政志
[redacted]

p. 36　中島和一
[redacted]

p. 50　進藤正洋
[redacted]

p. 62　小泉雅彦
[redacted]

p. 64　高橋真一
[redacted]

p. 70　吉岡智子
[redacted]

p. 162　藤田一郎
[redacted]

p. 87　岡田隆子
[redacted]

p. 88　篠原邦夫
[redacted]

p. 90　朝田雅博
[redacted]

p. 92　池内春樹
[redacted]

p. 96　吉田一子
[redacted]

p. 97　加藤美津代
[redacted]

p. 99　高村安代
[redacted]

p. 162　藤田一郎
[redacted]

p. 163　金治幸雄
[redacted]

p. 169　谷本道子
[redacted]

p. 182　岸原士郎
[redacted]

p. 185　足立英雄
[redacted]

p. 189　八木哲浩
[redacted]

p. 194　北村良夫
[redacted]

p. 196　鎌田道生
[redacted]

p. 196　大河内了義
[redacted]

p. 198　平川和文
[redacted]

p. 201　戎井博子
[redacted]

p. 209　岡風呂　賢
[redacted]

p. 210　本多雅之
[redacted]

p. 214　足立恵美子
[redacted]

◇受け入れ刊行物案内（55.3.1～3.31）

受入月日	刊行物名	編集・発行者等	所管
3. 1	大学研究ノート第39号「地域社会と大学」	広島大学大学教育研究センター	庶務課
	同第40号「大学と地域社会の相互連関に関する調査研究(Ⅰ)」	〃	〃
	同第41号「大学の国際交流に関する文献目録」	〃	〃
	同第42号「大学と地域社会の相互連関に関する調査研究(Ⅱ)」	〃	〃
	同第43号「日本の大学における外国人教員」	〃	庶務課 学生課
3. 6	日本共産党の医療改革への提言	日本共産党出版局	庶務課
3. 7	昭和53年度慶応義塾年鑑	慶応義塾大学	庶務課
〃	〃　慶応義塾大学医学部年報	〃　医学部	〃
3. 13	会報第87号	国立大学協会	〃
〃	兵庫県勢要覧 昭和55年版	兵庫県企画部	〃
〃	兵庫県市町別主要統計指標 昭和55年版	〃	〃
〃	昭和53年兵庫県統計書	〃	〃
3. 17	「国立学校事務電算化事例集」	大臣官房情報処理課長	〃
3. 18	へき地教育資料第38号	初中局小学校教育課長	〃
3. 26	今後における学術情報システム	学術審議会	〃

◇訂　正

学報No.	頁	誤	正
No.282（3月号）	4	下から2人目 助手 食品製造課程	助教授 食品製造過程

目　次

昭和54年度卒業証書授与式式辞…… 1
昭和54年度大学院修士学位記・専攻科修了証書授与式式辞…… 5
◇法　令…… 9
◦法律　◦政令　◦省令　◦規則
◇**学内規則**…… 9
◇**人　事**……10
◦異動　◦新役職員紹介　◦海外渡航
◇**学　事**……24
◦学位取得
◦昭和55年度文部省在外研究員派遣予定者の決定について
◦昭和55年度入学試験合格者数等調べ
◦昭和54年度卒業者数及び養護教諭特別別科修了者数調べ
◦昭和54年度大学院研究科修士課程・博士課程前期課程修了者数及び教育専攻科修了者数調べ
◦昭和54年度大学院研究科博士課程後期課程・博士課程修了者及び単位修得者数調べ
◦昭和54年度附属校卒業・卒園者数調べ
◦昭和55年度附属校入学・入園者数調べ
◇**諸　報**……29
◦神戸大学永年勤続者表彰
◦外国人招へい教授の学長室訪問
◦外国人留学生送別会の開催
◦中国政府派遣学部留学生の入学
◦シェルエイト艇の進水について
◦文部省共済組合写真展，絵画展の入選について
◦昭和54年度体育会優秀部員の表彰
◦第57回日本生理学会大会の開催
◦共済組合の貸出物品について
◦他大学所在地変更等
◦職員の住所変更等
◦受け入れ刊行物案内

学　内　規　則

◇神戸大学学則の一部を改正する学則

神戸大学学則の一部を改正する学則を次のように定める。

昭和55年3月31日

神戸大学長　須　田　　勇

神戸大学学則の一部を改正する学則

神戸大学学則（昭和33年5月15日制定）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「,農業生産工学科」を「,農業工学科」に改める。

第2条第2項を次のように改める。

2　本学大学院に置く研究科、専攻及びその課程は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
文学研究科	哲学専攻，芸術学芸術史専攻，社会学専攻，史学専攻，国文学専攻，英米文学専攻	修士課程
法学研究科	私法専攻，公法専攻	博士課程
経済学研究科	経済学・経済政策専攻，国際経済専攻	博士課程
経営学研究科	経営学専攻，会計学専攻，商学専攻	博士課程
理学研究科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，地球科学専攻	修士課程
	物質科学専攻	博士課程
医学研究科	生理学系，病理学系，社会医学系，内科学系，外科学系	博士課程
工学研究科	建築学専攻，電気工学専攻，機械工学専攻，土木工学専攻，工業化学専攻，計測工学専攻，化学工学専攻，生産機械工学専攻，電子工学専攻，システム工学専攻，環境計画学専攻	修士課程
	生産科学専攻，システム科学専攻	博士課程
農学研究科	園芸農学専攻，植物防疫学専攻，農業生産工学専攻，農芸化学専攻，畜産学専攻	修士課程
文化学研究科	文化構造専攻，社会文化専攻	博士課程

第2条第4項中「文学研究科及び工学研究科」を「理学研究科，工学研究科及び文化学研究科」に改める。

第10条中「編入」を「編入学」に改め，「第8条」の下に「及び第9条」を加え，同条に次の1項を加える。

2　前項に規定するもののほか，大学に2年以上在学し，所定の単位を修得した者で，法学部第2課程の専門教育課程に編入学を志望するものがあるときは，教授会の議を経て，入学を許可することがある。

第11条中「転入」を「転入学」に改め，「第8条」の下に「及び第9条」を加える。

第12条中「中途退学した者」を「本学を中途退学した者」に改め，「第8条」の下に「及び第9条」を加え，「許可する」を「入学を許可する」に改める。

第22条の2第2項中「前項の規定により」の下に「履修した授業科目について」を加える。

第26条第2項中「,更に1年以内の休学を許可することができる。」を「,1年を限度として，休学期間の延長を認めることができる。」に改める。

第44条の5第2項に次のただし書を加える。

ただし，在学期間に関しては，優れた研究業績を上げた者については，当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

第47条を次のように改める。

（学位の種類）

第47条　本学において授与する学位の種類は，次の表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程又は前期課程	後期課程又は独立後期課程
文学研究科	哲学専攻，芸術学芸術史専攻，社会学専攻，史学専攻，国文学専攻，英米文学専攻	文学修士	――
法学研究科	私法専攻，公法専攻	法学修士	法学博士
経済学研究科	経済学・経済政策専攻，国際経済専攻	経済学修士	経済学博士
経営学研究科	経営学専攻，会計学専攻	経営学修士	経営学博士
	商学専攻	商学修士	商学博士
理学研究科	数学専攻，物理学専攻，化学専攻，生物学専攻，地球科学専攻	理学修士	――
	物質科学専攻	――	学術博士 理学博士
医学研究科	生理学系，病理学系，社会医学系，内科学系，外科学系	――	医学博士
工学研究科	建築学専攻，電気工学専攻，機械工学専攻，土木工学専攻，工業化学専攻，計測工学専攻，化学工学専攻，生産機械工学専攻，電子工学専攻，システム工学専攻，環境計画学専攻	工学修士	――
	生産科学専攻，システム科学専攻	――	学術博士 工学博士
農学研究科	園芸農学専攻，植物防疫学専攻，農業生産工学専攻，農芸化学専攻，畜産学専攻	農学修士	――
文化学研究科	文化構造専攻，社会文化専攻	――	学術博士 文学博士

別表学生定員１学部の項中

「

教育学部	小学校教員養成課程	270	420	960	1,560
	中学校教員養成課程	100		400	
	養護学校教員養成課程	20		80	
	幼稚園教員養成課程	30		120	

」を

「

教育学部	小学校教員養成課程	270	420	1,000	1,600
	中学校教員養成課程	100		400	
	養護学校教員養成課程	20		80	
	幼稚園教員養成課程	30		120	

」に，

「

法学部	法律学科	175	175	700	700

」を

「

法学部	法律学科	200	200	725	725

」に，

「

農学部	園芸農学科		40	160	160	640
	植物防疫学科		20		80	
	農業生産工学科		30		120	
	農芸化学科		40		160	
	畜産学科		30		120	
小計			2,065		8,380	
法学部	法律学科	第二課程	60	60	300	300
経済学部	経済学科	第二課程	60	60	300	300
経営学部	経営学科	第二課程	30	70	120	320
	会計学科	第二課程	20		100	
	商学科	第二課程	20		100	
小計			190		920	
合計			2,255		9,300	

」を

「

農学部	園芸農学科		40	160	160	640
	植物防疫学科		20		80	
	農業工学科		30		120	
	農芸化学科		40		160	
	畜産学科		30		120	
小計			2,090		8,445	
法学部	法律学科	第二課程	60	60	320	320
		3年次編入学定員	20	20		
経済学部	経済学科	第二課程	60	60	300	300
経営学部	経営学科	第二課程	30	70	130	330
	会計学科	第二課程	20		100	
	商学科	第二課程	20		100	
小計			210		950	
合計			2,300		9,395	

」に

改め，同表２大学院の項を次のように改める。

区分		入学定員								総定員							
		修士課程		博士課程						修士課程		博士課程					
				前期		後期						前期		後期			
		専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	学系別	計	専攻別	計	専攻別	計	専攻別	計	学系別	計
文学研究科	哲学専攻	8	50							16	100						
	芸術学芸術史専攻	4								8							
	社会学専攻	6								12							
	史学専攻	14								28							
	国文学専攻	8								16							
	英米文学専攻	10								20							
法学研究科	私法専攻			22	50	11	23					44	100	33	69		
	公法専攻			28		12						56		36			
経済学研究科	経済学・経済政策専攻			32	51	16	26					64	102	46	76		
	国際経済専攻			19		10						38		30			
経営学研究科	経営学専攻			19	50	11	26					38	100	33	78		
	会計学専攻			15		7						30		21			
	商学専攻			16		8						32		24			
理学研究科	数学専攻	10	50							20	100						
	物理学専攻	10								20							
	化学専攻	10								20							
	生物学専攻	10								20							
	地球科学専攻	10								20							
	物質科学専攻					10	10							10	10		
医学研究科	生理学系							16	62							52	236
	病理学系							8								32	
	社会医学系							6								24	
	内科学系							14								56	
	外科学系							18								72	
工学研究科	建築学専攻	15	147							33	285						
	電気工学専攻	12								24							
	機械工学専攻	15								30							
	上木工学専攻	21								42							
	工業化学専攻	12								24							
	計測工学専攻	12								24							
	化学工学専攻	12								24							

	生産機械工学専攻	12				24			
	電子工学専攻	12				24			
	システム工学専攻	12				24			
	環境計画学専攻	12				12			
	生産科学専攻			10	17			20	27
	システム科学専攻			7				7	
農学研究科	園芸農学専攻	16	58			32	114		
	植物防疫学専攻	8				16			
	農業生産工学専攻	10				18			
	農芸化学専攻	12				24			
	畜産学専攻	12				24			
文化学研究科	文化構造専攻			6	13			12	19
	社会文化専攻			7				7	
合計		305	151	115	62	599	302	279	236

附　則

この学則は，昭和55年4月1日から施行する。

〔改定理由〕

文化学研究科文化構造専攻及び社会文化専攻が後期3年の課程のみの博士課程として設置されたこと，理学研究科に物質科学専攻が後期3年の課程のみの博士課程として設置されたこと，工学研究科の博士課程にシステム科学専攻及び修士課程に環境計画学専攻が設置されたこと，医学研究科の修業年限に特例を設けたこと，法学部第二課程の専門教育課程への編入学資格を改めたこと並びに学部及び大学院の入学定員が改訂されたこと等に伴い所要の改正を行うものである。

◇神戸大学学位規程の一部を改正する規程

神戸大学学位規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和55年3月31日

神戸大学長　須　田　　勇

神戸大学学位規程の一部を改正する規程

神戸大学学位規程（昭和35年10月27日制定）の一部を次のように改正する。

この規程中「もしくは」を「若しくは」に改める。

第2条第2項中「商学博士」を「商学博士／理学博士」に改める。

第11条第1項中「(医学研究科を除く。)」及び「又は医学研究科の博士課程において所定の期間在学し，所定の単位を修得して退学した者」を削る。

様式第1中「商博」を「商博／理博」に改める。

様式第8の備考中「，商学」の下に「，理学」を加える。

附　則

この規程は，昭和55年4月1日から施行する。

〔改正理由〕

学位の種類として新たに，理学博士を加えること等のため，所要の改正を行うものである。

◇神戸大学事務局・学生部事務分掌規程の一部を改正する規程

神戸大学事務局・学生部事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和55年3月31日

神戸大学長　須　田　　勇

神戸大学事務局・学生部事務分掌規程の一部を改正する規程

神戸大学事務局・学生部事務分掌規程（昭和42年8月19日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「4掛」を「5掛」に，「学術掛」を「学術掛／大学院掛」に改め，同条に次の1項を加える。

6　大学院掛においては，独立研究科の設置の準備に関する次の事務をつかさどる。

(1)　設置事務に関し，総括し，及び連絡調整すること。

(2)　諸会議に関すること。

(3)　研究科規則その他諸規則の制定及び改廃に関すること。

(4)　教員組織に関すること。

(5)　教育課程に関すること。

(6)　学位に関すること。

(7)　その他設置事務に関すること。

第9条第1項中「学生会館掛」を「課外活動掛」に改め，同条第3項及び第4項を次のように改める。

3　学生掛においては，次の事務をつかさどる。

(1)　学生の指導助言に関すること。

(2)　学生の課外教育に関すること。

(3)　学生の集会，掲示及び広報物に関すること。

(4)　学生の表彰及び懲戒に関すること。

(5)　学生生活案内の刊行，その他広報に関すること。

(6)　学生の諸行事に関すること。

(7)　所掌事務に関する諸調査，統計及び報告に関すること。

4　課外活動掛においては，次の事務をつかさどる。

(1)　学生の課外活動及びその施設の管理に関すること。

(2)　学生の課外活動の援助に関すること。

(3)　課外活動用具の管理及び貸出に関すること。

(4)　学生会館に関すること。

(5)　所掌事務に関する諸調査，統計及び報告に関すること。

附　則

この規程は，昭和55年4月1日から施行する。

〔改正理由〕

独立研究科の設置の準備を行う大学院掛を設置すること及び学生の課外活動に対する事務を充実させるために学生会館掛を課外活動掛に改称し，事務内容を改めること等のため，所要の改正を行うものである。

◇神戸大学における出納官吏の任命等に関する規程等の一部を改正する規程

神戸大学における出納官吏の任命等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

昭和55年3月31日

神戸大学長　須　田　　勇

神戸大学における出納官吏の任命等に関する規程等の一部を改正する規程

（神戸大学における出納官吏の任命等に関する規程の一部改正）

第1条　神戸大学における出納官吏の任命等に関する規程（昭和53年3月31制定）の一部を次のように改正する。

別表第1（第3条関係）分任収入官吏の項中

「

学部（教育学部を除く。），教養部，経済経営研究所	経理掛長又は会計掛長	事務長補佐又は事務長	当該部局における歳入金の収納事務
農学部附属農場	事務掛長		
附属図書館	受入管理掛長（六甲台分館）		

」を

「

学部（教育学部を除く。），教養部，経済経営研究所	経理掛長又は会計掛長	事務長補佐又は事務長	当該部局における歳入金の収納事務
農学部附属農場	事務掛長		
附属図書館	受入管理掛長	整理課長	

」に

改め，同表資金前渡官吏の項中

「

事務局	経理課長	経理課課長補佐	給与及び児童手当の前渡資金の出納保管事務(所属出納員の事務を除く。）並びに社会保険料及び拠出金の支払事務

」を

「

事務局	経理課長	経理課課長補佐	給与及び児童手当の前渡資金の出納保管事務(所属出納員の事務を除く。）並びに社会保険料及び拠出金の支払事務
医学部	事務長	事務長補佐	医学部における解剖体に係る謝金の支払事務

」に

改める。

別表第２（第４条ただし書関係）を次のように改める。

分任収入官吏所属出納員

附属病院収入の出納事務を取り扱う分任収入官吏所属出納員として指定する者	事務の範囲
医事課収入掛に配置された主任及び掛員	1. 附属病院の収入窓口における勤務時間内の収納事務 2. 附属病院の未納金督促出張中の収納事務
医事宿日直者	附属病院の宿日直勤務中の収納事務
督促出張者（医事課収入掛に配置された主任及び掛員を除く。）	附属病院の未納金督促出張中の収納事務

備考　同一債務者に対し，複数の者が督促出張をする場合は，俸給の下位の者を出納員とする。

別表第３（第４条第２項関係）を次のように改める。

資金前渡官吏所属出納員

部局	資金前渡官吏所属出納員として指定する官職	事務の範囲
事務局	出納掛長	当該部局（附属図書館の分館を含む。）に勤務する職員に対する給与及び児童手当の支払事務（現金に限る。）
学部（教育学部を除く。），教養部，経済経営研究所	会計掛長 経理掛長	
農学部附属農場	事務掛長	
医学部附属病院	経理掛長	
附属図書館	受入管理掛長	当該部局（分館を除く。）に勤務する職員に対する給与及び児童手当の支払事務（現金に限る。）
教育学部	経理掛長	当該部局（附属学校を除き，附属図書館の分館を含む。）に勤務する職員に対する給与及び児童手当の支払事務（現金に限る。）
	附属住吉校事務掛長	附属住吉小・中学校に勤務する職員に対する給与及び児童手当の支払事務（現金に限る。）
	附属明石校事務掛長	附属明石小・中学校及び附属幼稚園に勤務する職員に対する給与及び児童手当の支払事務（現金に限る。）
	附属養護学校事務掛長	附属養護学校に勤務する職員に対する給与及び児童手当の支払事務（現金に限る。）

（神戸大学の会計機関の事務の一部を処理させる職員の範囲等を定める規程の一部改正）

第２条　神戸大学の会計機関の事務の一部を処理させる職員の範囲等を定める規程（昭和47年６月１日制定）の一部を次のように改正する。

別表１の表中

各学部 教養部 経済経営研究所 附属図書館 農学部附属農場	事務長

を

各学部 教養部 経済経営研究所 農学部附属農場	事務長
附属図書館	事務部長

に改める。

別表２の表中

各学部 教養部 経済経営研究所 附属図書館	事務長
医学部附属病院	事務部長

を

各学部 教養部 経済経営研究所	事務長
医学部附属病院 附属図書館	事務部長

に改める。

別表３の表中

各学部 教養部 経済経営研究所 附属図書館	事務長
医学部附属病院	事務部長

を

各学部 教養部 経済経営研究所	事務長
医学部附属病院 附属図書館	事務部長

に改める。

（神戸大学金庫管守規程の一部改正）

第３条　神戸大学金庫管守規程（昭和53年３月10日制定）の一部を次のように改正する。

別表法学部の項中「第1号（る－4－5）」を「第1号（る－4－11）」に改め，同表中

附属図書館	第1号（る－8－1）
経済経営研究所	第1号（る－7－1）

を

六甲台分館 受入管理掛長	総務掛長	
会計掛長	事務長	

を

附属図書館	第1号（る－8－1）
経済経営研究所	第1号（る－7－1）

を

受入管理掛長	整理課長	整理課長
会計掛長	事務長	事務長

に改める。

（神戸大学国有財産取扱規程の一部改正）

第４条　神戸大学国有財産取扱規程（昭和45年４月１日制定。以下この条において「財産規程」という。）の一部を次のように改正する。

財産規程中「および」を「及び」に，「または」を「又は」に，「すみやかに」を「速やかに」に，「ならびに」を「並びに」に，「もしくは」を「若しくは」に，「行なう」を「行う」に，「かかる」を「係る」に改める。

別表中

附属図書館および六甲台分館	館長
〃	

を

附属図書館	館長	事務部長

に改める。

（神戸大学公務員宿舎管理規程の一部改正）

第５条　神戸大学公務員宿舎管理規程（昭和45年４月16日制定。以下この条において「宿舎規程」という。）の一部を次のように改正する。

宿舎規程中「および」を「及び」に，「または」を「又は」に，「すみやかに」を「速やかに」に，「もしくは」を「若しくは」に，「かかる」を「係る」に改める。

第２条を次のように改める。

（定義）

第２条　この規程において「部局」とは，本部（事務局，学生部及び附属図書館をいう。以下同じ。），各学部，教養部，経済経営研究所及び医学部附属病院をいい，「部局長」とは，本部にあつては事務局長，その他の部局にあつては，その部局の長をいう。

（神戸大学物品管理事務取扱規程の一部改正）

第６条　神戸大学物品管理事務取扱規程（昭和52年８月16日制定）の一部を次のように改正する。

別表第１の表中

附属図書館	Vc
附属図書館 六甲台分館	V

を

附属図書館	V

に改める。

別表第２の表中

「

附属図書館	事務長
附属図書館六甲台分館	分館長

」を「

附属図書館	事務部長

」

に改める。

別表第３物品出納官の項中

「

附属図書館（六甲台分館を含む。）	受入管理掛長	当該部局に属する物品の出納及び保管に関する事務

」を「

附属図書館	受入管理掛長	当該部局に属する物品の出納及び保管に関する事務

」

に改める。

別表第４表中

「

文学部，法学部，経済学部，経営学部経済経営研究所，附属図書館，附属図書館六甲台分館	6月１日

」を「

文学部，法学部，経済学部，経営学部，経済経営研究所，附属図書館	6月１日

」

に改める。

（神戸大学債権管理及び収入事務取扱規程の一部改正）

第７条　神戸大学債権管理及び収入事務取扱規程（昭和46年６月12日制定）の一部を次のように改正する。

別表第１（第２条関係）の表中

「

附属図書館（六甲台分館を含む）	〃

」を「

附属図書館	事務部長

」に改める。

別表第２（第６条関係）の１の表の刊行物売払代債権の項中「事務長」を「事務長等」に改める。

（神戸大学奨学寄附金受入及び委任経理事務取扱規程の一部改正）

第８条　神戸大学奨学寄附金受入及び委任経理事務取扱規程（昭和54年３月31日制定）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（定義）

第２条　この規程において，「部局」とは，本部（事務局及び学生部をいう。以下同じ。），各学部，教養部，経済経営研究所，附属図書館及び医学部附属病院をいい，「部局長」とは，本部にあつては事務局長，その他の部局にあつてはその部局の長をいう。

附　則

１　この規程は，昭和55年４月１日から施行する。

２　第８条の規定による改正後の神戸大学奨学寄附金受入及び委任経理事務取扱規程第７条，第８条及び第10条の規定にかかわらず，附属図書館における委任経理金の出納保管事務は，当分の間，なお従前の例による。

〔制定理由〕

附属図書館に事務部が設置されること及び医学部に資金前渡官吏を設置する必要が生じたこと等により，次に掲げる規程の改正をするため，本規程を制定するものである。

改正をする規程

(1)　神戸大学における出納官吏の任命等に関する規程

(2)　神戸大学の会計機関の事務の一部を処理させる職員の範囲等を定める規程

(3)　神戸大学金庫管守規程

(4)　神戸大学国有財産取扱規程

(5)　神戸大学公務員宿舎管理規程

(6)　神戸大学物品管理事務取扱規程

(7)　神戸大学債権管理及び収入事務取扱規程

(8)　神戸大学奨学寄附金受入及び委任経理事務取扱規程

◇神戸大学会計監査規程

神戸大学会計監査規程（昭和40年４月１日制定）の全部を次のように改正する。

昭和55年３月27日

神戸大学長　須　田　　勇

神戸大学会計監査規程

（趣旨）

第１条　この規程は，文部省所管会計経理事務取扱通則（昭和38年文部省訓令。以下「訓令」という。）第７条第１項の規定に基づき，神戸大学における会計監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において「部局」とは，事務局，学生部，各学部，教養部，経済経営研究所，附属図書館及び医学部附属病院をいい，「部局長」とは，各部局の長をいう。

（実施責任者）

第３条　監査の実施責任者は，経理部長とする。

（監査員及び補助者）

第４条　学長は，監査員を命じ，監査を行わせるものとする。

２　実施責任者は，必要があると認めるときは，監査員を補助する者（以下「補助者」という。）を命ずることができる。

３　監査員及び補助者は，経理部所属職員をもつて充てる。

（監査の時期）

第５条　監査は，定期監査及び臨時監査とする。

２　前項の監査の実施時期は，次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　定期監査　毎年11月上旬から12月上旬までの間

(2)　臨時監査　学長が必要と認めたとき

（監査事項）

第６条　監査は，次の各号に掲げる事項について行う。

(1)　訓令第５条第１項第１号から第10号までに掲げる事項

(2)　科学研究費補助金の経理に関する事項

(3)　その他学長が必要と認める事項

（監査の実施計画）

第７条　実施責任者は，学長の命を受け，監査の方針及び実施計画等を定めるものとする。

（監査の通知）

第８条　学長は，監査を実施しようとするときは，あらかじめ，実施しようとする部局の部局長に対し，期日並びに監査員及び補助者の官職氏名その他必要な事項を通知するものとする。

２　前項の通知を受けた部局長は，あらかじめ，書類等を整備し監査に協力しなければならない。

（監査報告）

第９条　監査員は，監査終了後，速やかに監査の結果を実施責任者に報告しなければならない。

２　実施責任者は，監査員の監査報告を取りまとめ，学長に報告しなければならない。

（是正改善の措置）

第10条　学長は，監査の結果，是正改善の措置をとる必要があると認めるときは，直ちに，その措置をとり又は部局長に対して是正改善の措置を求めるものとする。

附　則

この規程は，昭和55年４月１日から施行する。

〔改正理由〕

本学における会計監査について，定期監査を十分に行うことができるようにするため，実施時期を改める必要が生じたこと及び監査員の任命等についての規定を整備するため所要の改正を行うものである。

◇神戸大学前渡資金取扱規程を廃止する規程

神戸大学前渡資金取扱規程を廃止する規程を次のように定める。

昭和55年３月27日

神戸大学長　須　田　　勇

神戸大学前渡資金取扱規程を廃止する規程

神戸大学前渡資金取扱規程（昭和29年９月１日制定）は廃止する。

附　則

この規程は，昭和55年４月１日から施行する。

〔廃止理由〕

現行規程に規定する前渡資金に係る事務手続及び前渡資金の範囲等については，予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）及び出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第14号）等において規定されているところであり，書類の様式についても，給与事務の電算処理の進展に伴い，規定する必要がなくなっているため廃止するものである。

◇神戸大学文学部規則の一部を改正する規則

神戸大学文学部規則（昭和29年４月19日制定）の一部を次のよう改正する。

別表第１文学科の項中

「フランス語学演習」を　「フランス語学演習
ロシア文学史
ロシア文学特殊講義
ロシア文学演習　」

に改める。

別表第２中

「

英米文学専攻	英文学史 米文学史 英米文学特殊講義	8	76
	英語学概論 英語史 英語学特殊講義	6	
	英米文学演習 英語学演習	20	
	文学概論 ドイツ文学特殊講義 ドイツ文学演習 ドイツ語学特殊講義 ドイツ語学演習	4	
	フランス文学特殊講義 フランス文学演習 フランス語学特殊講義 フランス語学演習		
	選択科目	38	
西洋比較文学専攻	比較文学概論 比較文学特殊講義 比較文学演習	8	76
	ドイツ文学史 フランス文学史 英文学史 米文学史 ドイツ文学特殊講義 フランス文学特殊講義 英米文学特殊講義	10	
	ドイツ文学演習 フランス文学演習 英米文学演習	16	
	ドイツ語学特殊講義 ドイツ語学演習 フランス語学特殊講義 フランス語学演習 英語学概論 英語史 英語学特殊講義 英語学演習 言語学	6	
	選択科目	36	

」を

「

英米文学専攻	英文学史 米文学史 英米文学特殊講義	10	76
	英語学概論 英語史 英語学特殊講義 言語学	6	
	英米文学演習 英語学演習	16	
	文学概論 ドイツ文学史 ドイツ文学特殊講義 ドイツ文学演習 フランス文学史 フランス文学特殊講義 フランス文学演習	4	
	選択科目	40	
西洋比較文学専攻	比較文学概論 比較文学特殊講義 比較文学演習	8	76
	ドイツ文学史 フランス文学史 ロシア文学史 英文学史 米文学史 ドイツ文学特殊講義 フランス文学特殊講義 ロシア文学特殊講義 英米文学特殊講義	10	
	ドイツ文学演習 フランス文学演習 ロシア文学演習 英米文学演習	16	
	ドイツ語学特殊講義 ドイツ語学演習 フランス語学特殊講義 フランス語学演習 英語学概論 英語史 英語学特殊講義 英語学演習 言語学	6	
	選択科目	36	

」

に改める。

附　則

1. この規則は，昭和55年４月１日から施行する。
2. この規則施行の際，現に英米文学専攻課程に所属する学生で専門教育課程に在学する学生については，従前の例による。

〔改正理由〕

授業科目を整備し，充実させるため所要の改正を行うものである。

◇神戸大学大学院文学研究科規則

神戸大学大学院文学研究科規則（昭和43年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この規則は，神戸大学学則（昭和33年5月15日制定）に基づき，神戸大学大学院文学研究科（以下「研究科」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（課程）

第2条　研究科の課程は，修士課程とする。

（専攻）

第3条　研究科に置く専攻は，次のとおりとする。

哲学専攻

芸術学芸術史専攻

社会学専攻

史学専攻

国文学専攻

英米文学専攻

2　各専攻に属する教育研究分野は，別表第1のとおりとする。

（研究科委員会）

第4条　研究科に，研究科の重要事項を審議するため，神戸大学大学院文学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2　研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，別に定める。

（研究科長）

第5条　研究科に研究科長を置き，文学部長をもつて充てる。

2　研究科長は，研究科に関する事項を総括する。

（入学資格）

第6条　研究科に入学を志願することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　文部大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）

(3)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　研究科委員会において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（選考方法）

第7条　入学志願者に対する選考は，学力検査，出身大学の調査書，健康診断等を総合して行う。

（教育方法）

第8条　研究科における教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

（授業科目）

第9条　研究科の授業科目は，別表第2のとおりとする。

2　開講する授業科目及び単位数は，学期の初めに定める。

（単位の計算）

第10条　各授業科目の単位の計算は，毎週1時間15週の講義又は演習をもつて1単位とする。

（指導教官）

第11条　研究指導を担当する教官（以下「指導教官」という。）は，研究科担当の教授とする。ただし，必要があるときは，研究科委員会が認めた助教授又は専任講師をもつて充てることができる。

（研究題目）

第12条　学生は，入学後所定の期日までに，指導教官の指導を受けて，研究題目を定め，研究科長に届け出なければならない。

（履修要件）

第13条　学生は，指導教官の指導を受けて，別に定めるところにより必修科目16単位以上，選択科目14単位以上，併せて30単位以上を修得しなければならない。

第14条　学生は，別表第2に定める所属する専攻の授業科目のうち，前条に規定する必修科目として，指導教官の指定する特殊研究8単位以上，演習8単位以上を履修しなければならない。

2　学生は，前項の必修科目以外の所属する専攻の授業科目のほか，指導教官の指示に従い，他専攻，他研究科又は学部の授業科目を選択科目として履修することができる。

（授業科目の履修）

第15条　学生は，授業科目の履修に当たり，指導教官の指示に従い，学期の初めに所定の履修願を研究科長に提出し，許可を受けなければならない。

2　学生は，他の研究科の授業科目を履修しようとするときは，研究科長を経て当該研究科長の許可を受けなければならない。

3　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，研究科委員会の議に基づき，第13条に規定する単位として認めることができる。

（他大学大学院の授業科目の履修）

第16条　学生は，研究科委員会の承認を得て，研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の大学院の授業科目を履修することができる。

2　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，研究科委員会の議に基づき，10単位を限度として第13条に規定する単位として認めることができる。

（留学）

第17条　学生は，前条の規定に基づき，外国の大学院に留学しようとするときは，研究科長を経て，学長の許可を受けなければならない。

2　前項により留学した期間は，修業年限に算入する。

（休学）

第18条　休学期間は，1年以内とする。ただし，特別の理由があるときは，研究科長は，学長の承認を得て，1年を限度として，休学期間の延長を認めることができる。

2　休学期間は，通算して，2年を超えることはできない。

（単位の授与）

第19条　授業科目を履修し，試験に合格した者には，所定の単位を与える。

2　試験は，筆記試験，口頭試問又は研究報告によつて行う。

（学位論文の提出）

第20条　学位論文を提出しようとする者は，研究科に1年以上在学し，第13条に規定する単位のうち16単位以上を修得していなければならない。

（最終試験）

第21条　学位論文の審査及び最終試験については，神戸大学学位規程（昭和35年10月27日制定）及び神戸大学学位規程文学研究科細則（昭和43年4月1日制定）の定めるところによる。

（課程の修了）

第22条　課程の修了要件は，研究科に2年以上在学し，30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2　前項の課程修了の認定は，研究科委員会が行う。

（学位の授与）

第23条　課程を修了した者には，文学修士の学位を授与する。

（特別聴講学生）

第24条　研究科と協定している他大学大学院の学生で，研究科の特別聴講学生を志願する者は，別に定めるところにより，所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2　特別聴講学生の受入れの時期は，その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし，聴講期間は，当該授業科目の開講期間とする。

（研究生）

第25条　特定の専門事項について，研究を志願する者があるときは，研究科委員会の議を経て研究生として入学を許可することがある。

2　研究生について必要な事項は，別に定める。

（教員の免許状授与の所要資格の取得）

第26条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　研究科において，所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は，別表第3のとおりとする。

（雑則）

第27条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，研究科委員会が定める。

附　則

この規則は，昭和55年4月1日から施行する。

別表第1　教育研究分野

専　攻	教育研究分野
哲学専攻	哲学，哲学史
芸術学芸術史専攻	芸術学，芸術史
社会学専攻	理論社会学，経験社会学，心理学
史学専攻	日本史学，東洋史学，西洋史学
国文学専攻	国語学，国文学，中国学
英米文学専攻	英語学，英米文学，西洋比較文学

別表第2　授業科目

専　攻	授業科目
哲学専攻	西洋哲学特殊研究 哲学演習 西洋哲学史特殊研究 哲学史演習 倫理学特殊研究 科学思想史特殊研究
芸術学芸術史専攻	芸術学特殊研究 芸術学演習 日本・東洋美術史特殊研究 西洋美術史特殊研究 芸術史演習
社会学専攻	理論社会学特殊研究 社会学説史特殊研究 理論社会学演習 経験社会学特殊研究 社会調査法 経験社会学演習 心理学特殊研究 心理学演習
史学専攻	日本古代史特殊研究 日本古代史演習 日本中世史特殊研究 日本中世史演習 日本近世史特殊研究 日本近世史演習 日本近代史特殊研究 日本近代史演習 東洋古代史特殊研究 東洋古代史演習 東洋中世史特殊研究 東洋中世史演習 東洋近世史特殊研究 東洋近世史演習 東洋近代史特殊研究 東洋近代史演習 西洋古代史特殊研究 西洋中世史特殊研究 西洋中世史演習 西洋近世史特殊研究 西洋近世史演習 西洋近代史特殊研究 西洋近代史演習 西洋現代史特殊研究 西洋現代史演習
国文学専攻	国語学特殊研究 国語学演習 古代文学特殊研究 古代文学演習 中世文学特殊研究 中世文学演習 近世文学特殊研究 近代文学演習 近代文学特殊研究 近代文学演習 中国文学特殊研究 中国文学演習 中国思想特殊研究 中国思想演習 中国語学特殊研究 中国語学演習

英米文学専攻	英文学史特殊研究 英文学特殊研究 英文学演習 米文学特殊研究 米文学演習 英語学特殊研究 英語学演習 ドイツ文学特殊研究 ドイツ文学演習 フランス文学特殊研究 フランス文学演習
関連科目	人文地理学特殊研究 言語学特殊研究

別表第3　取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科

専　攻	免許状の種類	免許教科
哲学専攻 芸術学芸術史専攻 社会学専攻 史学専攻 国文学専攻 英米文学専攻	高等学校教諭1級普通免許状	国語，社会，英語

〔改正理由〕

神戸大学大学院文学研究科文化構造専攻が神戸大学大学院文化学研究科として設置されたことに伴い，所要の改正を行うものである。

◇神戸大学大学院文学研究科委員会規則

神戸大学大学院文学研究科委員会規則（昭和43年4月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この規則は，神戸大学大学院文学研究科規則（昭和55年3月31日制定）第4条第2項の規定に基づき，神戸大学大学院文学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条　研究科委員会は，次の事項を審議する。

(1)　研究科担当教官に関する事項

(2)　教育課程に関する事項

(3)　学生の入学，退学，休学，修了，除籍及び懲戒その他学生の身分に関する事項

(4)　試験に関する事項

(5)　学位に関する事項

(6)　規則の制定，改廃に関する事項

(7)　その他研究科に関する重要事項

（組織）

第3条　研究科委員会は，研究科長及び研究科担当の専任教授をもつて組織する。ただし，必要のあるときは，研究科担当の専任の助教授又は講師を加えることができる。

（招集及び議長）

第4条　研究科委員会は，研究科長が招集し，その議長となる。

2　研究科長に事故があるときは，この委員会に属する教授のうちから研究科長があらかじめ指名する者が，その職務を代行する。

（議事）

第5条　研究科委員会は，構成員の過半数が出席しなければ，議事を開き，議決をすることができない。

2　議事は，出席した構成員の過半数をもつて決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

3　学位授与の決定については，構成員の3分の2以上が出席し，その出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

（規則の改廃）

第6条　この規則の改廃については，構成員の3分の2以上が出席し，その出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

（雑則）

第7条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，研究科委員会が定める。

附　則

この規則は，昭和55年4月1日から施行する。

〔改正理由〕

神戸大学大学院文学研究科文化構造専攻が神戸大学大学院文化学研究科として設置されたことに伴い，所要の改正を行うものである。

◇神戸大学教育学部規則の一部を改正する規則

神戸大学教育学部規則（昭和34年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1の教職に関する専門科目の表中

「教育工学概論」を「教育工学概論 / 教育情報工学 / 教育情報処理演習」に改める。

附　則

この規則は，昭和55年4月1日から施行する。

〔改正理由〕

専門教育課程の授業内容を充実させるため授業科目の一部を変更するものである。

◇神戸大学理学部規程の一部を改正する規程

神戸大学理学部規程（昭和29年6月4日制定）の一部を次のように改正する

別表第1物理学科の表中

「物理実験Ⅰ　4」を「物理実験ⅠA　1 / 物理実験ⅠB　1 / 物理実験ⅠC　2」

に改め，同表化学科の表を次のように改める。

授業科目	単位
化学科	
物理化学Ⅰ	2
物理化学Ⅱ	2
物理化学Ⅲ	2
物理化学Ⅳ	2
無機化学Ⅰ	2
無機化学Ⅱ	2
無機化学Ⅲ	2
分析化学Ⅰ	2
分析化学Ⅱ	2
分析化学Ⅲ	2
分析化学Ⅳ	2
有機化学	4
物理有機化学	4
有機合成化学	4
量子化学Ⅰ	2
量子化学Ⅱ	2
量子化学Ⅲ	2
分子分光学	2
生物化学Ⅰ	2
生物化学Ⅱ	2
物理化学演習Ⅰ	1
物理化学演習Ⅱ	2
無機化学演習	1
分析化学演習	1
有機化学演習	1
構造化学演習	1
化学特別演習	1
物理化学実験Ⅰ	2
物理化学実験Ⅱ	1
無機分析化学実験Ⅰ	2
無機分析化学実験Ⅱ	1
有機化学実験Ⅰ	2
有機化学実験Ⅱ	1
物理化学特論	2以上
無機化学特論	2以上
分析化学特論	2以上
有機化学特論	2以上
構造化学特論	2以上
特別研究	12
特別講義	2以上

別表第1生物学科の表中

「系統生物学(植物)　4」を「系統生物学(植物)Ⅰ / 系統生物学(植物)Ⅱ　2 / 2」に，「遺伝学　4」を「遺伝学Ⅰ　2 / 遺伝学Ⅱ　2」に，「細胞学　4」を「細胞学Ⅰ　2 / 細胞学Ⅱ　2」に，「生理学Ⅰ　4 / 生理学Ⅱ　4」を「基礎生理学Ⅰ　2 / 基礎生理学Ⅱ　2 / 生理学(植物)　2 / 生理学(動物)　2」に，「生化学　4」を「生化学Ⅰ　2 / 生化学Ⅱ　2」に，「生態学　4」を「生態学Ⅰ　2 / 生態学Ⅱ　2」に，「生物学演習　6」を「生物学演習Ⅰ　2 / 生物学演習Ⅱ　2 / 生物学演習Ⅲ　2」に改め，同表地球科学科の表中「岩石学実験　2」を「岩石学 / 岩石学 / 実験A　1 / 実験B　1」に，「地震学実習　2」を「地震学 / 地震学 / 実習A　1 / 実習B　1」に，「地質学野外実習　3」を「地質学野外実習Ⅰ－A　1 / 地質学野外実習Ⅰ－B　1 / 地質学野外実習Ⅱ　1」に，「地球電気磁気学実験　2」を「地球電気磁気学実験A　1 / 地球電気磁気学実験B　1」に，「地球化学実験　2」を「地球化学実験A　1 / 地球化学実験B　1」に，「陸水学　2」を「重力論　1 / 地方地質誌　1 / 変成岩岩石学　1」に改め，同表(注)の欄中ただし書を削る。

附　則

1　この規程は，昭和55年4月1日から施行する。

2　この規程施行の際，現に履修し，又は既に履修した授業科目及び修得した単位の取扱いについては，教授会が定める。

〔改正理由〕

授業科目を整備するため所要の改正を行うものである。

◇神戸大学大学院理学研究科規則

神戸大学大学院理学研究科規則（昭和52年7月21日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この規則は，神戸大学学則（昭和33年5月15日制定）に基づき，神戸大学大学院理学研究科（以下「研究科」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（課程）

第2条　研究科の課程は，修士課程及び博士課程とする。

（専攻及び博士講座）

第3条　修士課程に置く専攻は，次のとおりとする。

数学専攻

物理学専攻

化学専攻

生物学専攻

地球科学専攻

2　博士課程に置く専攻及び講座（以下「博士講座」という。）は，次の表に掲げるとおりとする。

専攻名	博士講座名
物質科学専攻	物質基礎 物質機能 物質反応 物質分化

（研究科委員会）

第４条　研究科に，研究科の重要事項を審議するため，神戸大学大学院理学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

２　研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，別に定める。

（研究科長）

第５条　研究科に研究科長を置き，理学部長をもつて充てる。

２　研究科長は，研究科に関する事項を総括する。

（博士講座主任）

第６条　博士課程の各博士講座に主任を置き，当該博士講座の専任教授をもつて充てる。

２　主任の選出方法及び任期は，別に定める。

（入学資格）

第７条　修士課程に入学を志願することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1)　大学を卒業した者

(2)　文部大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第５号）

(3)　外国において，学校教育における16年の課程を修了した者

(4)　研究科委員会において，大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

２　博士課程に入学を志願することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1)　修士の学位を有する者

(2)　外国の大学において，修士課程と同等以上と認められる課程を修了した者

(3)　研究科委員会において，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（選考方法）

第８条　入学志願者に対する選考は，学力検査，口頭試問，出身大学の調査書，健康診断等を総合して行う。

（教育方法）

第９条　研究科における教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

（授業科目及び単位数）

第10条　修士課程の授業科目及び単位数等は，別表第１のとおりとする。

２　博士課程の授業科目及び単位数等は，別表２のとおりとする。

（指導教官）

第11条　各課程の研究指導を担当する教官（以下「指導教官」という。）は，各課程の専任の教授とする。ただし，必要があるときは，研究科委員会が認めた専任の助教授又は講師（博士課程にあつては兼担の教授，助教授又は講師を含む。）をもつて充てることができる。

（履修指導委員会）

第12条　博士課程の学生の履修指導を行うため，博士課程に履修指導委員会を置く。

２　履修指導委員会は，入学した学生ごとに，博士課程担当の教官３人以上をもつて組織する。

（授業科目の履修）

第13条　学生は，授業科目の履修に当たり，修士課程にあつては指導教官，博士課程にあつては履修指導委員会の指示に従い，学期の初めに所定の履修願を研究科長に提出し，許可を受けなければならない。

２　学生は，他の研究科の授業科目を履修しようとするときは，研究科長を経て，当該研究科長の許可を受けなければならない。

３　博士課程にあつては，前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，研究科委員会の議に基づき，第21条に規程する単位として認めることができる。

（他大学大学院の授業科目の履修）

第14条　学生は，研究科委員会の承認を得て，研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の大学院の授業科目を履修することができる。

２　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，研究科委員会の議に基づき，修士課程にあつては10単位，博士課程にあつては５単位を限度として第21条に規定する単位として認めることができる。

（他大学大学院等の研究指導）

第15条　博士課程の学生は，研究科委員会の承認を得て，研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）において研究指導を受けることができる。

（留学）

第16条　学生は，前２条の規定に基づき，外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは，研究科長を経て，学長の許可を受けなければならない。

２　前項により留学した期間は，修業年限に算入する。

（休学）

第17条　休学期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由があるときは，研究科長は，学長の承認を得て，１年を限度として，休学期間の延長を認めることができる。

２　休学期間は，通算して，修士課程にあつては２年，博士課程にあつては３年を超えることはできない。

（単位の授与）

第18条　授業科目を履修し，試験に合格した者には，所定の単位を与える。

２　試験は，筆記試験，口頭試問又は研究報告等によつて行う。

（総合理解力試験）

第19条　履修指導委員会は，別に定める単位を修得した博士課程の学生に対して，その専門分野の総合的理解度を判定するために，筆記試験及び口頭試問による総合理解力試験を行う。

２　博士課程の学生は，総合理解力試験に合格した後でなければ，学位論文を提出することができない。

（学位論文の審査及び最終試験）

第20条　学位論文の審査及び最終試験については，神戸大学学位規程（昭和35年10月27日制定）及び神戸大学学位規程理学研究科細則（昭和41年11月18日制定）の定めるところによる。

（課程の修了）

第21条　修士課程の修了要件は，研究科に２年以上在学し，別表第１に定めるところに従つて30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

２　博士課程の修了要件は，研究科に３年以上在学し，15単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

３　前２項の課程修了の認定は，研究科委員会が行う。

（学位の授与）

第22条　修士課程を修了した者には，理学修士の学位を授与する。

２　博士課程を修了した者には，学術博士の学位を授与する。ただし，教育・研究の内容によつては，理学博士の学位を授与することができる。

（特別聴講学生）

第23条　研究科と協定している他大学大学院の学生で，研究科の特別聴講学生を志願する者は，別に定めるところにより，所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

２　特別聴講生の受入れの時期は，その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし，聴講期間は，当該授業科目の開講期間とする。

（特別研究学生）

第24条　研究科と協定している他大学大学院の博士課程の学生で，研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は，別に定めるところにより，所属大学院を経由して研究

科長に願い出るものとする。

2　特別研究学生の研究期間は，1年とする。ただし，研究科委員会が必要と認めるときは，1年ごとに期間を更新することができる。

（聴講生）

第25条　修士課程において，特定の講義につき，聴講を願い出た者に対しては，研究科委員会の議を経て，聴講を許可することができる。

2　聴講生として入学を志願することのできる者は，大学を卒業した者又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3　聴講生には，神戸大学理学部規程（昭和29年6月4日制定）第17条（実験の履修），第19条（入学手続），第20条（聴講期間），第21条（証明書）及び第22条（実験の費用）の規定を準用する。

（教育の免許状授与の所要資格の取得）

第26条　修士課程において，教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　前項の規定により，所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科は，別表第3のとおりとする。

（雑則）

第27条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，研究科委員会が定める。

附　則

1　この規則は，昭和55年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際，現に在学する学生については，なお従前の例による。

別表第1

数学専攻

分科名	授業科目	単位数	必修選択の別 必修	必修選択の別 選択	備考
解析学	解析学Ⅰ	2		○	各分科に所属する学生は，その分科の数学講究を必修とする。
	解析学Ⅱ	2		○	
	解析学Ⅲ	2		○	
	解析学Ⅳ	2		○	
	解析学Ⅴ	2		○	
	解析学Ⅵ	2		○	
	解析学Ⅶ	2		○	
	解析学Ⅷ	2		○	
	数学講究	20	○		
代数学	代数学Ⅰ	2		○	
	代数学Ⅱ	2		○	
	代数学Ⅲ	2		○	
	数学講究	20	○		
位相数学	位相数学Ⅰ	2		○	
	位相数学Ⅱ	2		○	
	位相数学Ⅲ	2		○	
	数学講究	20	○		
幾可学	幾可学Ⅰ	2		○	
	幾可学Ⅱ	2		○	
	幾可学Ⅲ	2		○	
	幾可学Ⅳ	2		○	
	数学講究	20	○		
応用数学	応用数学Ⅰ	2		○	
	応用数学Ⅱ	2		○	
	応用数学Ⅲ	2		○	
	応用数学Ⅳ	2		○	
	数学講究	20	○		
	特別講義	1以上		○	

物理学専攻

分科名	授業科目	単位数	必修選択の別 必修	必修選択の別 選択	備考
物性実験	電波分光学Ⅰ	2		○	各分科に所属する学生は，原則として，その分科の論文講究と特別研究を必修とする。
	電波分光学Ⅱ	2		○	
	極低温物理学	2		○	
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
高エネルギー物理学	高エネルギー粒子物理学Ⅰ	2		○	
	高エネルギー粒子物理学Ⅱ	2		○	
	超高エネルギー現象	2		○	
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
素粒子論	相対論的量子力学	2		○	
	場の量子論	2		○	
	素粒子特論	2		○	
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
宇宙線物理学	宇宙線論Ⅰ	2		○	
	宇宙線論Ⅱ	2		○	
	空間物理学	2		○	
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
物性理論	固体電子論	2		○	
	磁性論	2		○	
	量子力学特論	2		○	
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
	特別講義	1以上		○	

化学専攻

分科目	授業科目	単位数	必修選択の別 必修	必修選択の別 選択	備考
物理化学	化学反応論	2	○		各分科に所属する学生は，その分科の授業科目を必修とする。他の分科の授業科目は選択とする。
	触媒論	2	○		
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
無機化学	無機化学特論	2	○		
	無機高分子化学	2	○		
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
分析化学	分析化学特論	2	○		
	機器分析	2	○		
	論文講究	8	○		
	特別研究	16			
有機化学	有機構造論	2	○		
	有機反応論	2	○		
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
構造化学	構造化学特論	2	○		
	量子化学特論	2	○		
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
	特別講義	1以上		○	

生物学専攻

分科目	授業科目	単位数	必修選択の別 必修	必修選択の別 選択	備考
生理学	生長生理学	2	○		各分科に所属する学生は，その分科の授業科目を必修とする。他の分科の授業科目は選択とする。
	代謝生理学	2	○		
	微生物生理学	2	○		
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
系統学	系統藻類学	2	○		
	藻類発生学	2	○		
	生物地理学	2	○		
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
遺伝学	生理遺伝学	2	○		
	人類遺伝学	2	○		
	微生物遺伝学	2	○		
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
細胞学	細胞生化学	2	○		
	細胞生理学	2	○		
	核学	2	○		
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
微生物生化学	微生物生化学	2	○		
	蛋白質代謝	2	○		
	ウイルス学	2	○		
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
	特別講義	1以上		○	

地球科学専攻

分科名	授業科目	単位数	必修選択の別 必修	必修選択の別 選択	備考
岩石鉱物学	岩石科学特論	2	○		各分科に所属する学生は，その分科の授業科目を必修とする。他の分科の授業科目は選択とする。
	地球内部物質学	2	○		
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
地球物理学	地球物理学特論	2	○		
	地震学特論	2	○		
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
地質学	テクトニクス	2	○		
	火山学	2	○		
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
海洋科学	地球電気磁気学特論	2	○		
	海洋科学特論	2	○		
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
地球化学	地球化学特論	2	○		
	宇宙化学	2	○		
	論文講究	8	○		
	特別研究	16	○		
	特別講義	1以上		○	

別表第2

物質基礎博士講座

教育研究分野	授業科目名	単位数	必修・選択の別
素粒子物理学	素粒子物理学特論Ⅰ	2	選択
	素粒子物理学特論Ⅱ	2	〃
粒子反応学	高エネルギー粒子反応特論Ⅰ	2	〃
	高エネルギー粒子反応特論Ⅱ	2	〃
高エネルギー物理学	高エネルギー物理学特論Ⅰ	2	〃
	高エネルギー物理学特論Ⅱ	2	〃
宇宙線物理学	宇宙線物理学特論Ⅰ	2	〃
	宇宙線物理学特論Ⅱ	2	〃
量子物性学	量子物性学特論Ⅰ	2	〃
	量子物性学特論Ⅱ	2	〃
電波物性学	電波物性学特論Ⅰ	2	〃
	電波物性学特論Ⅱ	2	〃
	磁性物理学特論	2	〃
	低温物性学特論	2	〃
構造量子化学	構造量子化学特論Ⅰ	2	〃
	構造量子化学特論Ⅱ	2	〃
極限物性学	極限物性学特論	2	〃
共通	物質基礎演習	2	〃
	特別講義Ⅰ	2	〃
	学外研修	2	〃
	教育研究	1	〃
	特定研究	4	必修

物質機能博士講座

教育研究分野	授業科目名	単位数	必修・選択の別
量子電子工学	量子エレクトロニクス特論Ⅰ	2	選択
	量子エレクトロニクス特論Ⅱ	2	〃
電子物性工学	電子物性工学特論Ⅰ	2	〃
	電子物性工学特論Ⅱ	2	〃
光電子工学	光電子工学特論Ⅰ	2	〃
	光電子工学特論Ⅱ	2	〃
結晶物性工学	晶析工学特論	2	〃
	結晶物性工学特論Ⅰ	2	〃
	結晶物性工学特論Ⅱ	2	〃
高分子化学工学	高分子機能化特論	2	〃
	高分子材料特論	2	〃
高圧物性工学	高圧流体物性工学特論	2	〃
	高圧物理化学特論	2	〃
	流体熱物性特論	2	〃
触媒反応工学	応用触媒反応特論	2	〃
	触媒反応工学特論	2	〃
共通	物質機能演習	2	〃
	特別講義Ⅱ	2	〃
	学外研修	2	〃
	教育研修	1	〃
	特定研究	4	必修

物質反応博士講座

教育研究分野	授業科目名	単位数	必修・選択の別
反応分析化学	有機試薬特論	2	選択
	分離分析化学特論	2	〃
電極界面化学	電極界面化学特論	2	〃
	電極界面化学特論Ⅱ	2	〃
固体界面化学	固体界面物性特論	2	〃
	固体界面反応特論	2	〃
反応無機化学	縮合酸化学特論	2	〃
	反応無機化学特論	2	〃
	濃厚溶液反応特論	2	〃
有機薄膜物性	有機薄膜物性特論	2	〃

物理有機化学	物理有機化学特論	2	〃
	有機反応機構特論	2	〃
	有機金属化学特論	2	〃
合成有機化学	合成有機化学特論Ⅰ	2	〃
	合成有機化学特論Ⅱ	2	〃
共通	物質反応演習	2	〃
	特別講義Ⅲ	2	〃
	学外研修	2	〃
	教育研修	1	〃
	特定研究	4	必修

物質分化博士講座

教育研究分野	授業科目名	単位数	必修・選択の別
非平衡物理・化学	非平衡物理・化学特論Ⅰ	2	選択
	非平衡物理・化学特論Ⅱ	2	〃
集合体化学	結晶質化学特論	2	〃
	非晶質化学特論	2	〃
元素分化機構	元素分化機構特論Ⅰ	2	〃
	元素分化機構特論Ⅱ	2	〃
始原粒子分化	始原粒子分化特論	2	〃
化学進化	化学進化特論	2	〃
情報物質分化	情報物質分化特論Ⅰ	2	〃
	情報物質分化特論Ⅱ	2	〃
酵素分化機構	分子細胞学特論	2	〃
	酵素構造特論	2	〃
抗体物質化学	免疫化学特論	2	〃
	抗体物質化学特論	2	〃
共通	物質分化演習	2	〃
	特別講義Ⅳ	2	〃
	学外研修	2	〃
	教育研修	1	〃
	特定研究	4	必修

別表第3

取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科

専攻	教育職員免許状の種類	免許教科
数学専攻	高等学校教諭1級普通免許状	数学
物理学専攻 化学専攻 生物学専攻 地球科学専攻	高等学校教諭1級普通免許状	理科

〔改正理由〕

神戸大学大学院理学研究科に物質科学専攻が後期3年の課程のみの博士課程として設置されたこと及び修士課程の授業科目を整備すること等のため，所要の改正を行うものである。

◇神戸大学大学院理学研究科委員会規則

神戸大学大学院理学研究科委員会規程（昭和40年4月16日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この規則は，神戸大学大学院理学研究科規則（昭和55年3月31日制定）第4条第2項の規定に基づき，神戸大学大学院理学研究科委員会（以下，「研究科委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条　研究科委員会は，次の事項を審議する。

(1) 研究科担当教官に関する事項

(2) 予算に関する事項

(3) 教育課程に関する事項

(4) 学生の入学，退学，休学，修了，除籍及び懲戒その他学生の身分に関する事項

(5) 試験に関する事項

(6) 学位に関する事項

(7) 規則の制定，改廃に関する事項

(8) 修士課程及び博士課程相互の連絡調整に関する事項

(9) その他研究科に関する重要事項

（組織）

第3条　研究科委員会は，次に掲げる者をもつて組織する。

(1) 研究科長

(2) 修士課程の各専攻から選出された修士講座所属の専任教授各2人

(3) 博士課程の各博士講座から選出された専任教授各2人

（招集及び議長）

第4条　研究科委員会は，研究科長が招集し，その議長となる。

2　研究科長に事故があるときは，この委員会に属する教授のうちから研究科長があらかじめ指名する者が，その職務を代行する。

（議事）

第5条　研究科委員会は，構成員の過半数が出席しなければ，議事を開き，議決をすることができない。

2　議事は，出席した構成員の過半数をもつて決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

3　学位授与の決定については，構成員の3分の2以上が出席し，その出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

（理学研究科修士課程委員会）

第6条　研究科委員会に，理学研究科修士課程に関する事項を審議するため，理学研究科修士課程委員会を置く。

2　理学研究科修士課程委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，別に定める。

（理学研究科博士課程委員会）

第7条　研究科委員会に，理学研究科博士課程に関する事項を審議するため，理学研究科博士課程委員会を置く。

2　理学研究科博士課程委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，別に定める。

（雑則）

第8条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，研究科委員会が定める。

附　則

この規則は，昭和55年4月1日から施行する。

〔改正理由〕

神戸大学大学院理学研究科に物質科学専攻が後期3年の課程のみの博士課程として設置されたことに伴い理学研究科の管理運営を円滑に行うため研究科委員会の組織等について所要の改正を行うものである。

◇神戸大学大学院理学研究科修士課程委員会規則

（趣旨）

第1条　この規則は，神戸大学大学院理学研究科委員会規則（昭和55年3月31日制定）第6条第2項の規定に基づき，神戸大学大学院理学研究科修士課程委員会（以下「修士課程委員」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条　修士課程委員会は，次の事項を審議する。

(1) 修士課程担当教官に関する事項

(2) 教育課程に関する事項

(3) 学生の入学，退学，休学，修了，除籍及び懲戒その他学生の身分に関する事項

(4) 試験に関する事項

(5) 学位に関する事項

(6) 規則の制定，改廃に関する事項

(7) その他修士課程に関する重要事項

（組織）

第3条　修士課程委員会は，研究科長及び修士講座に所属する専任の教授をもつて組織する。ただし，必要があるときは，修士課程委員会が認

めた教官を加えることができる。

（招集及び議長）

第4条　修士課程委員会は，研究科長が招集し，その議長となる。

2　研究科長に事故があるときは，この委員会に属する専任の教授のうちから研究科長があらかじめ指名する者が，その職務を代行する。

（議事）

第5条　修士課程委員会は，構成員の過半数が出席しなければ，議事を開き，議決することができない。

2　議事は，出席した構成員の過半数をもつて決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（雑則）

第6条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，修士課程委員会が定める。

附　則

この規則は，昭和55年4月1日から施行する。

〔制定理由〕

神戸大学大学院理学研究科委員会規則の全部改正に伴い，理学研究科の修士課程に関する専掌事項を審議する修士課程委員会の組織等を定めるため制定するものである。

◇神戸大学大学院理学研究科博士課程委員会規則

（趣旨）

第1条　この規則は，神戸大学大学院理学研究科委員会規則（昭和55年3月31日制定）第7条第2項の規定に基づき，神戸大学大学院理学研究科博士課程委員会（以下「博士課程委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条　博士課程委員会は，次の事項を審議する。

(1) 博士課程担当教官に関する事項

(2) 予算に関する事項

(3) 教育課程に関する事項

(4) 学生の入学，退学，休学，修了，除籍及び懲戒その他学生の身分に関する事項

(5) 試験に関する事項

(6) 学位に関する事項

(7) 規則の制定，改廃に関する事項

(8) その他博士課程に関する事項

（組織）

第3条　博士課程委員会は，研究科長及び博士課程専任の教授をもつて組織する。ただし，必要があるときは，博士課程兼担の教授を加えることができる。

（招集及び議長）

第4条　博士課程委員会は，研究科長が招集し，その議長となる。

2　研究科長に事故があるときは，この委員会に属する専任の教授のうちから研究科長があらかじめ指名する者が，その職務を代行する。

（議事）

第5条　博士課程委員会は，構成員の過半数が出席しなければ，議事を開き，議決することができない。

2　議事は，出席した構成員の過半数をもつて決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

3　学位授与に関する議事は，構成員の3分の2以上が出席し，その出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

4　人事に関する議事は，構成員の4分の3以上が出席し，その出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

（博士課程運営委員会）

第6条　博士課程委員会に，博士課程の運営を円滑に行うため，博士課程運営委員会を置く。

2　博士課程運営委員会については，別に定める。

（博士課程教務委員会）

第7条　博士課程委員会に，博士課程の教務に関

する事項を円滑に行うため，博士課程教務委員会を置く。

2　博士課程教務委員会については，別に定める。

（規則の改廃）

第８条　この規則の改廃については，構成員の４分の３以上が出席し，その出席者の３分の２以上の賛成がなければならない。

（雑則）

第９条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，博士課程委員会が定める。

附　則

この規則は，昭和55年４月１日から施行する。

〔制定理由〕

神戸大学大学院理学研究科委員会規則の全部改正に伴い，理学研究科の博士課程に関する専掌事項を審議する博士課程委員会の組織等を定めるため制定するものである。

◇神戸大学大学院医学研究科規則

神戸大学大学院医学研究科規則（昭和42年５月11日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は，神戸大学学則（昭和33年５月15日制定）に基づき，神戸大学大学院医学研究科（以下「研究科」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（専攻）

第２条　研究科に置く専攻は，次のとおりとする。

生理学系

病理学系

社会医学系

内科学系

外科学系

（研究科委員会）

第３条　研究科に，研究科の重要な事項を審議するため，神戸大学大学院医学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2　研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，別に定める。

（研究科長）

第４条　研究科に研究科長を置き，医学部長をもつて充てる。

2　研究科長は，研究科に関する事項を総括する。

（入学資格）

第５条　研究科に入学を志願することができる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1)　大学（医学又は歯学の学部）を卒業した者

(2)　文部大臣の指定した者（昭和30年文部省告示第39号）

(3)　外国において，学校教育における18年の課程（最終の課程は医学又は歯学）を修了した者

(4)　研究科委員会において，第１号に掲げる大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（選考方法）

第６条　入学志願者に対する選考は，学力試験，面接，出身大学の調査書，健康診断等を総合して行う。

（教育方法）

第７条　研究科の教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

（授業科目及び単位数）

第８条　研究科の授業科目及び単位数は，別表のとおりとする。

（履修要件）

第９条　学生は，別表により，指導教授の指導を受けて，次の各号に定める履修区分に従い，30単位以上を修得しなければならない。

(1)　主科目　所属する専攻の主科目として開設する授業科目のうちから18単位以上

(2)　副科目　６単位以上

(3)　選択科目　６単位以上

2　学生は，指導教授の指導を受けて，他の主科目（以下「分担主科目」という。）を併せて履修することができる。

3　前項の規定により，分担主科目があるときは，次の各号に定めるところに従い，30単位以上を修得しなければならない。

(1)　主科目（分担主科目を含む。）　24単位以上

(2)　選択科目　　６単位以上

（指導教授）

第10条　研究科委員会は，授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために各学生につき指導教授を定める。

2　指導教授は，各学生の履修する主科目の担当教授とする。ただし，必要があるときは，他の教官をもつて充てることができる。

（授業科目の履修）

第11条　学生は，授業科目の履修に当たり，指導教授の指導を受けて，指定の期日までに履修届を研究科長に提出しなければならない。

2　研究科長が必要と認めたときは，他の研究科又は他の学部の授業科目及び単位数を指定して履修させることができる。

3　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，研究科委員会の議に基づき，第９条に規定する単位として認めることができる。

（他大学大学院の授業科目の履修）

第12条　学生は，研究科委員会の承認を得て，研究科と協定している他大学大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）の授業科目を履修することができる。

2　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，研究科委員会の議に基づき10単位を限度として，第９条に規定する単位として認めることができる。

（他大学大学院等の研究指導）

第13条　学生は，研究科委員会の承認を得て，研究科と協定している他大学大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）において研究指導の一部を受けることができる。

（留学）

第14条　学生は，前２条の規定に基づき，外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは，研究科長を経て，学長の許可を受けなければならない。

2　前項により留学した期間は，修業年限に算入する。

（休学）

第15条　休学期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由があるときは，研究科長は，学長の承認を得て，１年を限度として休学期間の延長を許可することができる。

2　休学期間は，通算して４年を超えることができない。

3　休学期間は，在学年数に算入しない。

（単位の授与）

第16条　授業科目を履修し，試験に合格した者には所定の単位を与える。

2　試験は，筆記試験及び口頭試問，又は研究報告等により行う。

（学位論文審査及び最終試験）

第17条　学位論文の審査及び最終試験については，神戸大学学位規程（昭和35年10月27日制定）及び神戸大学学位規程医学研究科細則（昭和42年５月17日制定）の定めるところによる。

（課程の修了）

第18条　課程の修了要件は，研究科に４年以上在学し，第９条に定める単位を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし，在学期間に関しては，研究科委員会が別に定めるところにより，優れた研究業績を上げた者と認めた場合には，３年以上在学すれば足りるものと

する。

2　前項の課程修了の認定は，研究科委員会が行う。

（学位の授与）

第19条　課程を修了した者には，医学博士の学位を授与する。

（特別聴講学生）

第20条　研究科と協定している他大学大学院の学生で，研究科の特別聴講学生を志願する者は，別に定めるところにより，所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2　特別聴講学生の受入れの時期は，その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし，聴講期間は，当該授業科目の開講期間とする。

（雑則）

第21条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，研究科委員会が定める。

附　則

1　この規則は，昭和55年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際，現に在学する学生については，なお従前の例による。

別表　授業科目及び単位数

専攻	主科目	内容	単位	副科目	単位	備考	選択科目	単位	備考
生理学系	解剖学Ⅰ	講義 演習 実験 実習	3 3 12	所属する専攻及び他の専攻の授業科目	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	所属する専攻，他の専攻及び他の研究科の授業科目 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	解剖学Ⅱ	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	生理学Ⅰ	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	生理学Ⅱ	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	生化学Ⅰ	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2

	生化学Ⅱ	講義 演習 実験 実習	3 3 12	所属する専攻及び他の専攻の授業科目	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	所属する専攻，他の専攻及び他の研究科の授業科目 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	薬理学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	薬剤学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	放射線基礎医学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
病理学系	病理学Ⅰ	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	病理学Ⅱ	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	微生物学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	医動物学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	衛生学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2

	公衆衛生学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	所属する専攻及び他の専攻の授業科目	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	所属する専攻，他の専攻及び他の研究科の授業科目 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	法医学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
内科学系	内科学Ⅰ	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	内科学Ⅱ	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	内科学Ⅲ	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	小児科学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	放射線医学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	精神神経科学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	皮膚科学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2

	臨床検査医学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	所属する専攻及び他の専攻の授業科目	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	所属する専攻，他の専攻及び他の研究科の授業科目 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
外科学系	外科学Ⅰ	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	外科学Ⅱ	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	脳神経外科学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	整形外科学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	耳鼻咽喉科学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	産科婦人科学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	泌尿器科学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	眼科学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2

	麻酔学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	所属する専攻及び他の専攻の授業科目	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	所属する専攻，他の専攻及び他の研究科の授業科目 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2
	口腔外科学	講義 演習 実験 実習	3 3 12	〃	6	講義 2 演習 2 実験 実習 2	〃 ※	4 2	講義 2 実験 実習 2

※ 本研究科において，別に定める授業科目のうちから2単位以上修得すること。

〔改正理由〕

修得すべき単位数を改めたこと及び課程修了に必要な在学期間の特例を設けたこと並びに条文を整備すること等のため所要の改正を行うものである。

◇神戸大学学位規程医学研究科細則の一部を改正する細則

神戸大学学位規程医学研究科細則（昭和42年5月17日制定）の一部を次のように改正する。

この細則中「および」を「及び」に，「学科目」を「授業科目」に，「または」を「又は」に，「うえ」を「上」に，「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第2条第2項中「40単位以上」を「24単位以上」に改め，同項に次のただし書を加える。

ただし，優れた研究業績を上げたと認められた者の学位論文の提出については，研究科委員会が別に定める。

第6条第2項中「論文審査料1万円」を「所定の論文審査料」に改める。

附　則

1　この細則は，昭和55年4月1日から施行する。

2　この細則施行の際，現に在学する学生については，なお従前の例による。

〔改正理由〕

神戸大学大学院医学研究科規則が改正され，修業年限の特例を設けたこと及び修得すべき単位数を改めたこと等に伴い，所要の改正を行うものである。

◇神戸大学工学部規則の一部を改正する規則

神戸大学工学部規則（昭和25年10月15日制定）の一部を次のように改正する。

別表第1 機械工学科の表を次のように改める。

授業科目	単位	必修選択の別	備考
応用数学Ⅰ	2	○	(1) 共通科目
応用数学Ⅱ	2	○	(1) 〃
応用数学Ⅲ	2	○	(1) 〃
数値解析	2	○	(1) 〃
積分論	2	○	〃
応用物理学Ⅰ（力学A）	2	○	〃
応用物理学Ⅱ（力学B）	2	○	〃
応用物理学Ⅳ（原子物理学A）	2	○	〃
原子核工学概論	2	○	〃
工業経済Ⅰ	2	○	(2) 〃
工業経済Ⅱ	2	○	(2) 〃
工業所有権法	1	○	(2) 〃
電気工学概論	2	◎	〃

工業化学概論	2	○	(2) 〃
化学工学概論	2	○	(2) 〃
計測工学	2	○	〃
統計的品質管理	2	○	(2) 〃
計算機プログラミング	2	○	〃
材料力学Ⅰ	2	◎	
材料力学Ⅱ	2	○	(3)
固体力学Ⅰ	2	○	(3)
固体力学Ⅱ	2	○	(3)
構造力学	2	○	(3)
材料試験及び応力解析	2	○	(3)
機械製造学Ⅰ	2	◎	
機械製造学Ⅱ	2	○	(4)
一般力学	2	◎	
機械力学Ⅰ	2	◎	
機械力学Ⅱ	2	○	(5)
機構学Ⅰ	2	○	(5)
機構学Ⅱ	2	○	
振動解析学	2	○	(5)
機械音響・騒音	2	○	(5)
加工機械学	2	○	(4)
応用流体力学Ⅰ	2	○	(6)
応用流体力学Ⅱ	2	○	(6)
流体機械Ⅰ	2	○	(6)
流体機械Ⅱ	2	○	
熱力学Ⅰ	2	◎	
動力機関Ⅰ	2	○	(7)
動力機関Ⅲ	2	○	
自動車工学	2	○	(8)
熱力学Ⅱ	2	○	(7)
動力機関Ⅱ	2	○	(7)
熱物質移動Ⅰ	2	◎	
熱物質移動Ⅱ	2	○	(7)
真空工学	2	○	
機械材料	2	◎	生産機械工学科と共通
金属材料	2	○	〃
材料強度	2	○	〃
材料工学	2	○	〃
自動制御学Ⅰ	2	○	(5) 〃
自動制御学Ⅱ	2	○	〃
精密加工学	2	○	(4) 〃
塑性加工	2	○	(4) 〃
管理工学	2	○	〃
生産システム工学	2	○	〃
溶接工学	2	○	(8) 〃
流体工学Ⅰ	2	◎	〃
流体工学Ⅱ	2	○	(6) 〃
機械製図	1	◎	
応用機械工学演習	2	◎	
機械工作実習	1	◎	
機械工学総論	2	◎	
機械設計及び演習Ⅰ	3	◎	
機械設計及び演習Ⅱ	3	◎	
機械工学実験	2	◎	
特別講義Ⅰ	2	○	(8)
特別講義Ⅱ	2	○	(8)
特別講義Ⅲ	2	○	(8)
特別講義Ⅳ	2	○	(8)
特別講義Ⅴ	2	○	(8)
特別講義Ⅵ	2	○	(8)
学外実習	／	○	
卒業研究	10	◎	

(注) 選択科目のうち，備考欄に(1)と付記した指定科目中より6単位以上，(2)と付記した指定科目中より1単位以上，(3)，(4)，(5)，(6)，(7)及び(8)と付記した指定科目中よりそれぞれ4単位以上を修得しなければならない。

別表第1 工業化学科の表中

化学工学実験	2	◎	〃

を

化学工学実験	2	◎	〃
安全工学	2	○	
量子化学	2	○	

に，

「

特別講義Ⅴ	2	○	
特別講義Ⅵ	2	○	

」を

「

特別講義Ⅴ	1	○	
特別講義Ⅵ	1	○	
特別講義Ⅶ	2	○	

」に

改め，同表計則工学科の表中

「

特別研究	10	○	

」を

「

特別研究	10	◎	

」に

改め，別表第1生産機械工学科の表を次のように改める。

授業科目	単位	必選の修択別	備考
応用数学Ⅰ	2	○	(1) 共通科目
応用数学Ⅱ	2	○	(1) 〃
応用数学Ⅲ	2	○	(1) 〃
数値解析	2	○	(1) 〃
積分論	2	○	〃
応用物理学Ⅰ（力学A）	2	○	〃
応用物理学Ⅱ（力学B）	2	○	〃
応用物理学Ⅳ（原子物理学A）	2	○	〃
原子核工学概論	2	○	〃
工業経済Ⅰ	2	○	(2) 〃
工業経済Ⅱ	2	○	(2) 〃
工業所有権法	1	○	(2) 〃
電気工学概論	2	◎	〃
工業化学概論	2	○	(2) 〃
化学工学概論	2	○	(2) 〃
計測工学	2	○	〃
統計的品質管理	2	○	(2) 〃
計算機プログラミング	2	○	〃
機械材料	2	◎	
金属材料	2	○	
材料強度	2	○	
材料工学	2	○	
生産機構学Ⅰ	2	○	(5)
生産機構学Ⅱ	2	○	
自動制御学Ⅰ	2	○	(5)
自動制御学Ⅱ	2	○	
精密加工学	2	○	(4)
塑性加工	2	○	(4)
管理工学	2	○	
生産システム工学	2	○	
溶接工学	2	○	(8)
流体工学Ⅰ	2	◎	
流体工学Ⅱ	2	○	(6)
材料力学Ⅰ	2	◎	機械工学科と共通
材料力学Ⅱ	2	○	(3) 〃
固体力学Ⅰ	2	○	(3) 〃
固体力学Ⅱ	2	○	〃
構造力学	2	○	(3) 〃
材料試験法及び応力解析	2	○	(3) 〃
一般力学	2	◎	〃
機械力学Ⅰ	2	◎	〃
機械力学Ⅱ	2	○	(5) 〃
振動解析学	2	○	(5) 〃
機械音響・騒音	2	○	〃
機械製造学Ⅰ	2	◎	〃
機械製造学Ⅱ	2	○	(4) 〃
加工機械学	2	○	(4) 〃
応用流体力学Ⅰ	2	○	(6) 〃
応用流体力学Ⅱ	2	○	(6) 〃
流体機械Ⅰ	2	○	(6) 〃
流体機械Ⅱ	2	○	〃
熱力学Ⅰ	2	◎	〃
熱力学Ⅱ	2	○	(7) 〃
動力機関Ⅰ	2	○	(7) 〃
動力機関Ⅱ	2	○	(7) 〃

動力機関Ⅲ	2	○	〃
熱物質移動Ⅰ	2	◎	〃
熱物質移動Ⅱ	2	○	(7) 〃
真空工学	2	○	〃
自動車工学	2	○	(8) 〃
機械製図	1	◎	
応用機械工学演習	2	◎	
機械工作実習	1	◎	
生産機械工学総論	2	◎	
生産機械設計及び演習Ⅰ	3	◎	
生産機械設計及び演習Ⅱ	3	◎	
生産機械工学実験	2	◎	
特別講義A	2	○	(8)
特別講義B	2	○	(8)
特別講義C	2	○	(8)
特別講義D	2	○	(8)
特別講義E	2	○	(8)
特別講義F	2	○	(8)
学外実習	／	○	
卒業研究	10	◎	

(注) 選択科目のうち，備考欄に(1)と付記した指定科目中より6単位以上，(2)と付記した指定科目中より1単位以上，(3)，(4)，(5)，(6)，(7) 及び(8)と付記した指定科目中よりそれぞれ4単位以上を修得しなければならない。

同表システム工学科の表中

「

機械工作Ⅰ	2	○	
機械工作Ⅱ	2	○	
流体力学Ⅰ	2	○	
熱力学Ⅰ	2	○	

」を

「

機械製造学Ⅰ	2	○	〃
機械製造学Ⅱ	2	○	〃
流体工学Ⅰ	2	○	生産機械工学科と共通
熱力学Ⅰ	2	○	機械工学科と共通

」

に改める。

別表第2の表中

「

機械工学科	55	20	10	85

」を

「

機械工学科	32	43	10	85

」に，

「

生産機械工学科	55	20	10	85

」を

「

生産機械工学科	32	43	10	85

」

に改める。

附　則

1　この規則は，昭和55年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際，現に計測工学科に在学する学生については，なお従前の例による。

3　この規則施行の際，機械工学科，工業化学科，生産機械工学科及びシステム工学科の専門教育課程に在学する学生については，なお従前の例による。ただし，工業化学科の学生で昭和54年10月に専門教育課程に進学した者については，改正後の規則を適用する。

〔改正理由〕

機械工学科等の授業科目を整備充実するため所要の改正を行うものである。

◇神戸大学大学院工学研究科規則の一部を改正する規則

神戸大学大学院工学研究科規則（昭和54年3月31日制定）の一部を次のように改正する。

第1条中「以下「学則」という。」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条　研究科の課程は，修士課程及び博士課程とする。

第3条第1項中「システム工学専攻」を「システム工学専攻　環境計画学専攻」に改め，同条第2項の表中

「

専　攻　名	講座名
生産科学専攻	材料・構造
	動力・機器
	設計・製造

」を

「

専　攻　名	博士講座名
生産科学専攻	材料・構造
	動力・機器
	設計・製造
システム科学専攻	基礎・数理
	情報・計測
	機能・構成

」に改める。

第4条第2項中「研究科委員会に関することは,」を「研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項は,」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条　修士課程及び博士課程の各専攻に主任を置き，当該専攻の専任教授をもつて充てる。

2　博士課程の各博士講座に主任を置き，当該博士講座の専任教授をもつて充てる。

3　前2項の主任の選出方法及び任期は，別に定める。

第8条を次のように改める。

第8条　入学志願者に対する選考は，学力検査，口頭試問，出身大学の調査書，健康診断等を総合して行う。

第11条を削り，第12条から第25条まで1条ずつ繰り上げる。

第11条中「各課程に所属するそれぞれの専任の教授とする。」を「各課程の専任の教授とする。」に改める。

第12条第2項中「博士課程専任の教官3名」を「博士課程担当の教官3人」に改める。

第13条第1項中「 修士課程においては,」を削り,「履修届」を「履修願」に改め,「届け出て,」を「提出し,」に改め，同条第3項を次のように改める。

3　前2項の規定により履修した他専攻及び他研究科の授業科目について修得した単位は，研究科委員会の議に基づき，第21条に規定する単位として認めることができる。

第14条第2項を次のように改める。

2　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，研究科委員会の議に基づき，修士課程にあつては10単位，博士課程にあつては5単位を限度として第21条に規定する単位として認めることができる。

第16条第1項中「学生が,」を「学生は,」に改める。

第17条第2項中「休学の期間」を「休学期間」に改める。

第18条（見出しを含む。）を次のように改める。

（単位の授与）

第18条　授業科目を履修し，試験に合格した者には，所定の単位を与える。

2　試験は，筆記試験，口頭試問又は研究報告等によつて行う。

第20条の見出し中「学位論文審査」を「学位論文の審査」に改め，同条中「に定める」を「の定める」に改める。

第21条第1項中「第11条に定める単位を修得し,」を「別表第1に定めるところに従つて30単位以上を修得し,」に改め，同条第2項中「第11条に定める単位を修得し,」を「15単位以上を修得し,」に改め，同条第3項中「研究科委員会において」を「研究科委員会が」に改める。

第22条中「に対しては,」を「には,」に改める。

第23条第1項中「として入学」を削り，同条第2項中「入学」を「受入れ」に改め,「在学期間」を「聴講期間」に改める。

第24条第1項中「別に定めるところにより所属大学院を経由して，研究科長に願い出るものとする。」を「別に定めるところにより，所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。」に改め，同条第2項中「在学期間は1年とする。」を「研究期間は，1年とする。」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

（聴講生）

第25条　修士課程において，特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは，研究科委員会の議を経て聴講生として入学を許可することができる。

2　聴講生として入学を志願することのできる者は，大学を卒業した者，又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3　聴講生に関することは，別に定める。

第26条を次のように改める。

（研究生）

第26条　修士課程において，特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは，研究科委員会の議を経て研究生として入学を許可することができる。

2　研究生として入学を志願することのできる者は，大学を卒業した者，又は研究科委員会においてこれと同等以上の学力があると認めた者とする。

3　研究生に関することは，別に定める。

別表第1建築学専攻の表中

「

防振耐震工学特論Ⅱ	2
環境調整特論Ⅰ	2
環境調整特論Ⅱ	2
環境調整特論Ⅲ	2
日本建築史特論Ⅰ	2
日本建築史特論Ⅱ	2
西洋建築史特論Ⅰ	2
西洋建築史特論Ⅱ	2
近代建築史特論	2
建築計画特論Ⅰ	2
建築計画特論Ⅱ	2
建築意匠特論	2
施設計画特論	2
都市計画特論	2

」を

「

防振耐震工学特論Ⅱ	2
西洋建築史特論	2
日本建築史特論	2
近代建築史特論	2
建築計画特論	2
都市計画特論	2
環境調整特論Ⅰ	2
環境調整特論Ⅱ	2
環境防災特論Ⅰ	2
環境防災特論Ⅱ	2
生活環境計画特論	2
環境設計特論	2
熱環境解析特論	2
環境設備計画特論	2

」に改め，同表土木工学専攻の表を次のように改め，

同表土木工学専攻の表を次のように改め，

授業科目等	単位	○必修
応用数学特論Ⅰ	4	
応用数学特論Ⅱ	4	
結晶物理工学	2	
電子線応用機器論	2	
プロセス工学特論Ⅰ	2	
システム工学	2	
プレストレストコンクリート構造学特論	2	
鉄筋コンクリート構造学特論	2	
連続体力学総論	2	
弾・塑性力学	2	
不規則振動論	2	
橋工学特論Ⅰ	2	
橋工学特論Ⅱ	2	
応用構造論Ⅰ	2	
応用構造論Ⅱ	2	
地震工学特論	2	
岩盤力学	2	
河海工学特論Ⅰ	2	
河海工学特論Ⅱ	2	
水文学特論	2	
水理学特論	2	
流体力学	2	
衛生工学特論Ⅰ	2	
衛生工学特論Ⅱ	2	
土質工学特論Ⅰ	2	
土質工学特論Ⅱ	2	
施工法特論	2	
交通計画特論	2	
交通施設特論	2	
舗装工学特論	2	
山地防災論	2	
臨海地防災論	2	
斜面地象論	2	
土木工学特別講義Ⅰ	3	
土木工学特別講義Ⅱ	3	
土木工学特別講義Ⅲ	3	
土木工学特別講義Ⅳ	2	
土木工学特別講義Ⅴ	2	
土木工学特別講義Ⅵ	2	
土木実験及び演習	3	○
論文講究	6	○
研究指導	／	○
計	94	

同表工業科学専攻の表を次のように改め，

授業科目等	単位	○必修
真空工学特論	2	
結晶物理工学	2	
電子線応用機器論	2	
表面物理学	2	
応用数学特論Ⅱ	4	
応用数学特論Ⅲ	4	
応用数学特論Ⅳ	4	
半導体工学特論	2	
物性工学特論Ⅰ	2	
物性工学特論Ⅱ	2	
電子計測特論	2	
放電現象特論	2	
燃焼工学	2	
高圧物性論	2	
高圧化学反応論	2	
高圧化学特論	2	
触媒化学特論	2	
反応工学特論	2	
物理化学特論	2	
誘電体論	2	
結晶化学	2	
無機構造論	2	
無機物性論Ⅰ	2	
無機物性論Ⅱ	2	
有機合成論	2	
有機反応論	2	
有機化学特論	2	
高分子化学反応	2	
高分子物性論	2	
高分子構造論	2	
工業化学特別実験	10	○
工業化学論文講読	4	○
研究指導	／	○
計	80	

必修単位　14単位
選択単位　16単位　} 計30単位

同表化学工学専攻の表中

「物理化学特論 | 4 | 」を「物理化学特論 | 2 | 」に，「有機合成論 | 4 | 」を「有機合成論 | 2 | 」に，

反応工学特論	2	を	反応工学特論	2	に，
化学計測特論	2		輸送現象論Ⅰ	2	
輸送現象論Ⅰ	2				
計	80	を	計	74	

改め，同表システム工学専攻の次に次の一表を加える。

環境計画学専攻

授業科目等	単位	○必修
応用数学特論Ⅰ	4	
応用数学特論Ⅱ	4	
応用数学特論Ⅳ	4	
応用数学特論Ⅴ	4	
結晶物理工学	2	
環境調整特論Ⅰ	2	
環境調整特論Ⅱ	2	
環境防災特論Ⅰ	2	
環境防災特論Ⅱ	2	
生活環境計画特論	2	
環境設計特論	2	
熱環境解析特論	2	
環境設備計画特論	2	
構造計画学特論	2	
線構造力学特論	2	
鋼構造学特論	2	
弾塑性学特論	2	
鉄筋コンクリート構造学特論	2	
プレストレスコンクリート構造学特論	2	
面構造力学特論	2	
防振耐震工学特論Ⅰ	2	
防振耐震工学特論Ⅱ	2	
西洋建築史特論	2	
近代建築史特論	2	
日本建築史特論	2	
建築計画特論	2	
都市計画特論	2	
環境計画学演習	6	○
環境計画学研究	14	○
研究指導	／	○
計	82	

必修単位　20単位
選択単位　10単位　} 計30単位

別表第2を次のように改める。

別表第2　授業科目及び単位数等（博士課程）

生産科学専攻

材料・構造博士講座

教育研究分野	授業科目名	単位数	自由の別 必修・選択・
固体力学	非弾性現象論	2	選択
	金属塑性学	2	〃
材料強度学	材料破壊論	2	〃
	金属結晶塑性学	2	〃
	非鉄金属材料論	2	〃
土質力学	土質動力学	2	〃
	基礎地盤安定論	2	〃
岩盤力学	岩盤強度変形論	2	〃
	構造動力学	2	〃
構造力学	鋼架構論	2	〃
	架構弾塑性論	2	〃
構造解析学	構造解析論	2	〃
	耐震防災論	2	〃
機器解析学	機械機構論	2	〃
	動的安定論	2	〃
生体構造学	生体構造論	2	〃
生体材料学	生体材料論	2	〃
	生体構造強度論	2	〃
複合材料学	複合材料論	2	〃
共通	材料学演習Ⅰ	2	〃
	構造学演習Ⅰ	2	〃
	材料学演習Ⅱ	1	〃
	構造学演習Ⅱ	1	〃
	特別講義Ⅰ	2	〃
	学外研修	2	〃
	教育研究	1	〃
	特定研究	2〜4	必修

(注) 演習及び特別講義には，外国語の履修を含む。以下同じ。

動力・機器博士講座

教育研究分野	授業科目名	単位数	自由の別 必修・選択・
熱エネルギー変換学	熱エネルギー変換論	2	選択
	熱エネルギー計測学	2	〃
熱エネルギー伝達学	熱エネルギー伝達論	2	〃
	相変化熱移動論	2	〃
熱エネルギー機器学	熱エネルギー機器論	2	〃
	省エネルギー論	2	〃
流体エネルギー変換学	流体エネルギー変換論	2	〃
	水資源論	2	〃
流体エネルギー伝達学	流体エネルギー伝達論	2	〃
流体エネルギー機器学	流体エネルギー機器論	2	〃
	エネルギー利用論	2	〃
	エネルギー計画論	2	〃
電気エネルギー変換学	電気エネルギー変換論	2	〃
	電気エネルギー制御論	2	〃
電気エネルギー伝送学	電気エネルギー伝送論	2	〃
	放電プラズマ工学	2	〃
電気エネルギー機器学	電気エネルギー機器論	2	〃
エネルギー資源学	エネルギー資源論	2	〃
	人口・エネルギー資源論	2	〃
エネルギーシステム学	エネルギーシステム論	2	〃
共通	熱エネルギー学演習Ⅰ	2	〃
	流体エネルギー学演習Ⅰ	2	〃
	電気エネルギー学演習Ⅰ	2	〃
	熱エネルギー学演習Ⅱ	1	〃
	流体エネルギー学演習Ⅱ	1	〃
	電気エネルギー学演習Ⅱ	1	〃
	特別講義Ⅱ	2	〃
	学外研修	2	〃
	教育研修	1	〃
	特定研究	2～4	必修

設計・製造博士講座

教育研究分野	授業科目名	単位数	自由の別 必修・選択・
動的設計学	動的設計論	2	選択
	立体リンク機構論	2	〃
	非線形制御論	2	〃
耐震設計学	耐震設計論	2	〃
	耐震架構論	2	〃
構造設計学	構造物破壊論	2	〃
	構造物安定論	2	〃
装置設計学	装置設計論	2	〃
	装置機器論	2	〃
構造診断学	鋼構造診断学	2	〃
	コンクリート構造診断学	2	〃
製造組織学	総合生産論	2	〃
	金属加工論	2	〃
	生産機械論	2	〃
製造工程学	生産工程制御論	2	〃
栽培工程学	栽培工程論	2	〃
	栽培制御論	2	〃
農業プロセス学	農業プロセス論	2	〃
生産労働管理学	生産労働衛生学	2	〃
	生産労働管理学	2	〃
生産流通消費学	生産流通輸送論	2	〃
製造加工学	製造加工論	2	〃
共通	設計学演習Ⅰ	2	〃
	製造学演習Ⅰ	2	〃
	設計学演習Ⅱ	1	〃
	製造学演習Ⅱ	1	〃
	特別講義Ⅲ	2	〃
	学外研修	2	〃
	教育研修	1	〃
	特定研究	2～4	必修

システム科学専攻

基礎・数理博士講座

教育研究分野	授業科目名	単位数	自由の別 必修・選択・
非線形システム	非線形偏微分方程式	2	選択
	非線形半群	2	〃
論理システム	論理代数	2	〃
位相構造	収束構造の理論と応用	2	〃
構造数理システム	組合せ幾何学	2	〃
動的システム	局所力学系	2	〃
	差分・微分方程式	2	〃
確率システム	確率過程	2	〃
	数理統計学	2	〃
	エルゴード理論	2	〃
計算機数学	数理言語学	2	〃
	数値解析	2	〃
共通	基礎・数理演習Ⅰ	1	〃
	基礎・数理演習Ⅱ	1	〃
	特別講義Ⅰ	2	〃
	学外研修	2	〃
	教育研修	1	〃
	特定研究	2～4	必修

情報・計測博士講座

教育研究分野	授業科目名	単位数	自由の別 必修・選択・
情報変換	情報変換デバイス	2	選択
	情報変換回路論	2	〃
情報伝送	信号理論	2	〃
	情報理論	2	〃
情報処理	情報システム論	2	選択
	ソフトウェア工学	2	〃
物理情報	物理情報処理論	2	〃
応用物理計測	応用物理的計測論	2	〃
	光学的計測論	2	〃
流体システム計測	流体計測論	2	〃
	流体回路論	2	〃
遠隔計測システム	遠隔測定論	2	〃
	電磁波回路論	2	〃
システムネットワーク	ネットワークシンセシス	2	〃
	分布定数システム論	2	〃
共通	情報・計測演習Ⅰ	1	〃
	情報・計測演習Ⅱ	1	〃
	特別講義Ⅱ	2	〃
	学外研修	2	〃
	教育研修	1	〃
	特定研究	2～4	必修

機能・構成博士講座

教育研究分野	授業科目名	単位数	自由の別 必修・選択・
システム数理解析	関数解析とその応用	2	選択
システム計画	システム計画論	2	〃
	オペレーションズ・リサーチ	2	〃
システム制御	システム制御論	2	〃
	大規模システム論	2	〃
システム構成	ディジタル信号処理	2	〃
	ディジタルシステム構成論	2	〃
システム設計	システム設計論	2	〃
	機能解析論	2	〃

バイオサイバネティクス	病態情報論	2	選択
	ホメオスタシス論	2	〃
	生体情報処理論	2	〃
生体システム	生体システム論	2	〃
	病態運動論	2	〃
社会システム	社会システム計画論	2	〃
	意思決定論	2	〃
	流通システム論	2	〃
	国際運送システム論	2	〃
経済システム	国際経済システム論	2	〃
	経済統計学	2	〃
	計量経済学	2	〃
	計画経済論	2	〃
	工業経済学	2	〃
経営システム	社会会計システム論	2	〃
	企業経済論	2	〃
	経営史	2	〃
	経営情報システム論	2	〃
	経営機械化論	2	〃
共通	機能・構成演習Ⅰ	1	〃
	機能・構成演習Ⅱ	1	〃
	特別講義Ⅲ	2	〃
	学外研修	2	〃
	教育研修	1	〃
	特定研究	2～4	必修

別表第3の表中「システム工学専攻」の下に「環境計画学専攻」を加える。

附　則

1　この規則は，昭和55年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際，現に在学する学生については，なお従前の例による。

〔改正理由〕

工学研究科に環境計画学専攻が修士課程として，システム科学専攻が後期3年課程のみの博士課程として設置されたこと及び授業科目を整備すること等のため所要の改正を行うものである。

◇神戸大学大学院工学研究科委員会規則の一部を改正する規則

神戸大学大学院工学研究科委員会規則（昭和54年3月31日制定）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「専任教授1名」を「専任教授　各1人」に改め，同条第3項中「専任教授2名」を専任教授　各2人」に改める。

第4条第2項中「代理する。」を「代行する。」に改める。

第5条第3項中「神戸大学学位規程（昭和35年10月27日制定）第13条に規定するところによる。」を「構成員の3分の2以上が出席し，その出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

2　工学研究科博士課程委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

第7条第2項を次のように改める。

2　工学研究科博士課程委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規則は，昭和55年4月1日から施行する。

〔改正理由〕

条文を整備すること等のため所要の改正を行うものである。

◇神戸大学大学院工学研究科修士課程委員会規則の一部を改正する規則

神戸大学大学院工学研究科修士課程委員会規則（昭和54年3月31日制定）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「代理する。」を「代行する。」に改める。

第5条第3項を次のように改める。

3　学位授与に関する議事は，構成員の3分の2以上が出席し，その出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

附　則

この規則は，昭和55年4月1日から施行する。

〔改正理由〕

条文を整備すること等のため所要の改正を行うものである。

◇神戸大学大学院工学研究科博士課程委員会規則の一部を改正する規則

神戸大学大学院工学研究科博士課程委員会規則（昭和54年3月31日制定）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「代理する。」を「代行する。」に改める。

第5条第3項を次のように改める。

3　学位授与に関する議事は，構成員の3分の2以上が出席し，その出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

附　則

この規則は，昭和55年4月1日から施行する。

〔改正理由〕

条文を整備すること等のため所要の改正を行うものである。

◇神戸大学農学部規則の一部を改正する規則

神戸大学農学部規則（昭和42年6月21日制定）の一部を次のように改正する。

第2条中「農業生産工学科」を「農業工学科」に改める。

別表第1中「農業生産工学科」を「農業工学科」に改める。

別表第3中「農業生産工学科」を「農業工学科」に改める。

附　則

1　この規則は，昭和55年4月1日から施行する。

2　この規則施行の際，現に本学部農業生産工学科（以下「従前の学科」という。）に在学する学生は，本学部農業工学科（以下「本学科」という。）に在学するものとし，従前の学科における在学期間は，本学科における在学期間とみなし，従前の学科において履修した授業科目及び修得した単位は，本学科において履修し，修得したものとみなす。

〔改正理由〕

農学部農業生産工学科の学科名称を変更するため，所要の改正を行うものである。

◇神戸大学大学院農学研究科規則の一部を改正する規則

神戸大学大学院農学研究科規則（昭和47年4月20日制定）の一部を次のように改正する。

別表園芸農学専攻の表中「｜蔬菜園芸学特論Ⅰ｜2｜」を削り，「蔬菜園芸学特論Ⅱ」を「蔬菜園芸学特論」に改め，同表植物防疫学専攻の表中「農薬施用学特論Ⅰ」を「農薬学特論」に，「農薬施用学特論Ⅱ」を「農薬施用学特論」に改める。

附　則

この規則は，昭和55年4月1日から施行する。

〔改正理由〕

授業科目を整備充実するため，所要の改正を行うものである。

◇神戸大学大学院文化学研究科規則

（趣旨）

第1条　この規則は，神戸大学学則（昭和33年5月15日制定）に基づき，神戸大学大学院文化学研究科（以下「研究科」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（課程）

第2条　研究科の課程は，博士課程とする。

（専攻及び講座）

第3条　研究科に置く専攻及び講座は，次の表に掲げるとおりとする。

専攻名	講座名
文化構造専攻	文化原理論
	比較文化論
社会文化専攻	社会文化原理論
	地域社会文化論
	比較社会文化史

（研究科委員会）

第４条　研究科に，研究科の重要事項を審議するため，神戸大学大学院文化学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）を置く。

2　研究科委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，別に定める。

（研究科長）

第５条　研究科に，研究科長を置く。

2　研究科長は，研究科委員会で互選する。

3　研究科長の任期は２年とする。

4　研究科長は，研究科に関する事項を総括する。

（入学資格）

第６条　研究科に入学を志願することのできる者は，次の各号の一に該当する者とする。

(1)　修士の学位を有する者

(2)　外国の大学において，修士課程と同等以上と認められる課程を修了した者

(3)　研究科委員会において，修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（選考方法）

第７条　入学志願者に対する選考は，学力検査，出身大学の調査書，健康診断等を総合して行う。

（教育方法）

第８条　研究科における教育は，授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

（教育研究分野及び授業科目等）

第９条　各専攻の講座に属する教育研究分野，授業科目及び単位数は，別表のとおりとする。

（単位の計算）

第10条　各授業科目の単位の計算は，毎週１時間15週の講義又は演習をもつて１単位とする。

（指導教官）

第11条　研究指導を担当する教官（以下「指導教官」という。）は，研究科担当の専任の教授とする。ただし，必要があるときは，研究科委員会が認めた専任の助教授をもつて充てることができる。

（研究題目）

第12条　学生は，入学後所定の期日までに，指導教官の指導を受けて，研究題目を定め，研究科長に届け出なければならない。

（授業科目の履修）

第13条　学生は，授業科目の履修に当たり，指導教官の指導を受けて，学期の初めに所定の履修願を研究科長に提出し，許可を受けなければならない。

2　学生は，他の研究科の授業科目を履修しようとするときは，研究科長を経て当該研究科長の許可を受けなければならない。

3　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，研究科委員会の議に基づき，第21条に規定する単位として認めることができる。

（他大学大学院の授業科目の履修）

第14条　学生は，研究科委員会の承認を得て，研究科と協定している他大学（外国の大学を含む。以下同じ。）の大学院の授業科目を履修することができる。

2　前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は，研究科委員会の議に基づき，５単位を限度として第21条に規定する単位として認めることができる。

（他大学大学院等の研究指導）

第15条　学生は，研究科委員会の承認を得て，研究科と協定している他大学の大学院又は研究所等（外国の研究機関を含む。）において研究指導を受けることができる。

（留学）

第16条　学生は，前２条の規定に基づき，外国の大学院又は研究機関に留学しようとするときは，研究科長を経て，学長の許可を受けなければならない。

2　前項により留学した期間は，修業年限に算入する。

（休学）

第17条　休学期間は，１年以内とする。ただし，特別の理由があるときは，研究科長は，学長の承認を得て，１年を限度として，休学期間の延長を認めることができる。

2　休学期間は，通算して，３年を超えることはできない。

（単位の授与）

第18条　授業科目を履修し，試験に合格した者には，所定の単位を与える。

2　試験は，筆記試験，口頭試問又は研究報告によつて行う。

（学位論文の提出）

第19条　学位論文を提出しようとする者は，研究科に２年以上在学し，第21条に規定する単位のうち12単位以上を修得していなければならない。

（最終試験）

第20条　学位論文の審査及び最終試験については，神戸大学学位規程（昭和35年10月27日制定）の定めるところによる。

（課程の修了）

第21条　課程の修了要件は，研究科に３年以上在学し，別表に定める授業科目のうちから16単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

2　前項の課程修了の認定は，研究科委員会が行う。

（学位の授与）

第22条　課程を修了した者には，学術博士の学位を授与する。ただし，教育，研究の内容によつては，文学博士の学位を授与することができる。

（特別聴講学生）

第23条　研究科と協定している他大学大学院の学生で，研究科の特別聴講学生を志願する者は，別に定めるところにより，所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2　特別聴講学生の受け入れの時期は，その履修しようとする授業科目が開講される学期の初めとし，聴講期間は，当該授業科目の開講期間とする。

（特別研究学生）

第24条　研究科と協定している他大学大学院の博士課程の学生で，研究科において特別研究学生として研究指導を受けようとする者は，別に定めるところにより，所属大学院を経由して研究科長に願い出るものとする。

2　特別研究学生の研究期間は，１年とする。ただし，研究科委員会が必要と認めるときは，１年ごとに期間を更新することができる。

（研究生）

第25条　特定の専門事項について，研究を志願する者があるときは，研究科委員会の議を経て研究生として入学を許可することがある。

2　研究生について必要な事項は，別に定める。

（雑則）

第26条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，研究科委員会が定める。

附　則

1　この規則は昭和55年４月１日から施行する。

2　昭和55年３月31日に神戸大学大学院文学研究科文化構造専攻（以下「従前の研究科の専攻」という。）に在学する者で，昭和55年４月１日に神戸大学大学院文化学研究科文化構造専攻（以下「本研究科の専攻」という。）に在学することとなった者の従前の研究科の専攻における在学期間は，本研究科の専攻における在学期間とみなし，従前の研究科の専攻において履修した授業科目及び修得した単位は，本研究科の専攻において履修し，修得したものとみなす。

別表　教育研究分野，授業科目及び単位数

文化構造専攻

講座	教育研究分野	授業科目	単位
文化原理論	文化基礎論	世界観論	2
		世界観論演習	2
		思想文化論	2
		思想文化論演習	2
		社会思想論	2
		社会思想論演習	2
		文芸思想論	2
		文芸思想論演習	2
		言語文化基礎論	2
		言語文化基礎論演習	2
		認識論	2
		認識論演習	2
	科学基礎論	科学思想発展論	2
		科学思想発展論演習	2
		社会科学基礎論	2
		社会科学基礎論演習	2
		人間科学基礎論	2
		人間科学基礎論演習	2
		科学方法論	2
		科学方法論演習	2
		現代論理学	2
		現代論理学演習	2
		言語基礎論	2
		言語基礎論演習	2
	言語文化論	古典詩論	2
		古典詩論演習	2
		近代詩論	2
		近代詩論演習	2
		演劇論	2
		演劇論演習	2
		小説論	2
		小説論演習	2
		文芸批評論	2
		文芸批評論演習	2
		言語構造論	2
		言語構造論演習	2
	芸術文化論	日本彫刻論	2
		日本彫刻論演習	2
		日本絵画論	2
		日本絵画論演習	2
		西洋美術論	
		西洋美術論演習	2
		アジア美術論	2
		アジア美術論演習	2
		比較芸術文化論	2
		比較芸術文化論演習	2
比較文化論	日本言語文化論	日本伝統文学論	2
		日本伝統文学論演習	2
		日本説話・伝承論	2
		日本説話・伝承論演習	2
		日本近代文学論	2
		日本近代文学論演習	2
		日本文法論	2
		日本文法論演習	2
		東西比較言語文化論	2
		東西比較言語文化論演習	2
	外国言語文化論	イギリス言語文化論	2
		イギリス言語文化論演習	2
		ドイツ言語文化論	2
		ドイツ言語文化論演習	2
		フランス言語文化論	2
		フランス言語文化論演習	2
		中国言語文化論	2
		中国言語文化論演習	2
		西洋比較言語文化論	2
		西洋比較言語文化論演習	2

社会文化専攻

講座	教育研究分野	授業科目	単位
社会文化原理論	行動・学習基礎論	行動基礎論	2
		行動基礎論演習	2
		知的機能発達論	2
		知的機能発達論演習	2
		人格形成論	2
		人格形成論演習	2
		言語行動論	2
		言語行動論演習	2
		学習指導論	2
		学習指導論演習	2
		集団的人間形成論	2
		集団的人間形成論演習	2
	社会構造基礎論	社会的態度論	2
		社会的態度論演習	2
		集団組織論	2

		集団組織論演習	2
		社会文化論	2
		社会文化論演習	2
		社会構造論	2
		社会構造論演習	2
		産業社会論	2
		産業社会論演習	2
地域社会文化論	地域社会論	地域生態論	2
		地域生態論演習	2
		地域組織論	2
		地域組織論演習	2
		地域社会構造論	2
		地域社会構造論演習	2
		比較地域社会論	2
		比較地域社会論演習	2
		地域社会問題	2
		地域社会問題演習	2
		自治体論	2
		自治体論演習	2
	地域文化論	地域社会慣習論	2
		地域社会慣習論演習	2
		地域社会教育論	2
		地域社会教育論演習	2
		地域史	2
		地域史演習	2
		地域資料学	2
		地域資料学演習	2
		考古学	2
		考古学演習	2
比較社会文化史	日本社会文化史	日本古代中世社会文化史	2
		日本古代中世社会文化史演習	2
		日本近世社会文化史	2
		日本近世社会文化史演習	2
		日本近世社会思想史	2
		日本近世社会思想史演習	2
		日本近代社会文化史	2
		日本近代社会文化史演習	2
	西洋社会文化史	西洋古代社会文化史	2
		西洋古代社会文化史演習	2
		西洋中世社会文化史	2
		西洋中世社会文化史演習	2
		西洋近代社会文化史	2
		西洋近代社会文化史演習	2
		西洋近代国際社会史	2
		西洋近代国際社会史演習	2
		西洋現代国際社会史	2
		西洋現代国際社会史演習	2
	アジア社会文化史	アジア古代社会文化史	2
		アジア古代社会文化史演習	2
		アジア中世社会文化史	2
		アジア中世社会文化史演習	2
		アジア近世社会文化史	2
		アジア近世社会文化史演習	2
		アジア近代国際社会史	2
		アジア近代国際社会史演習	2
		アジア近代思想文化史	2
		アジア近代思想文化史演習	2

〔制定理由〕

神戸大学大学院文化学研究科が後期3年の課程のみの博士課程として設置されたことに伴い，文化学研究科に関する必要な事項を定めるため制定するものである。

◇神戸大学大学院文化学研究科委員会規則

（趣旨）

第1条　この規則は，神戸大学大学院文化学研究科規則（昭和55年3月31日制定）第4条第2項の規定に基づき，神戸大学大学院文化学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（審議事項）

第2条　研究科委員会は，次の事項を審議する。

(1)　教官の人事に関する事項

(2)　研究科担当教官に関する事項

(3)　予算に関する事項

(4)　教育課程に関する事項

(5) 学生の入学，退学，休学，修了，除籍及び懲戒その他学生の身分に関する事項

(6) 試験に関する事項

(7) 学位に関する事項

(8) 規則の制定，改廃に関する事項

(9) その他研究科に関する重要事項

（組織）

第3条　研究科委員会は，研究科長及び研究科担当の専任教授をもつて組織する。ただし，必要があるときは，研究科担当の専任の助教授を加えることができる。

（招集及び議長）

第4条　研究科委員会は，研究科長が招集し，その議長となる。

2　研究科長に事故があるときは，この委員会に属する教授のうちから研究科長があらかじめ指名する者が，その職務を代行する。

（議事）

第5条　研究科委員会は，構成員の過半数が出席しなければ，議事を開き，議決をすることができない。

2　議事は，出席した構成員の過半数をもつて決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

3　教官の人事及び学位授与の決定については，構成員の3分の2以上が出席し，その出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

（文化学研究科運営委員会）

第6条　研究科委員会に，研究科の運営を円滑に行うため，文化学研究科運営委員会を置く。

2　文化学研究科運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は，別に定める。

（規則の改廃）

第7条　この規則の改廃については，構成員の3分の2以上が出席し，その出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

（雑則）

第8条　この規則に定めるもののほか，必要な事項は，研究科委員会が定める。

附　則

この規則は，昭和55年4月1日から施行する。

［制定理由］

神戸大学大学院文化学研究科が後期3年の課程のみの博士課程として設置されたことに伴い，文化学研究科の管理運営を円滑に行うため，研究科委員会の組織等について制定するものである。